

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新												
第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使します。	第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使します。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th><th>意味</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～89 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>90 光信号端末回線</td><td>光信号の伝送に係る端末回線（光局外スプリッタ（通信用建物等（通信用建物及びその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとう道を含みます。以下同じとします。）以外に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。）を含むものと含まないものがあります。その区間において伝送装置及びその付属設備を設置しないものに限ります。<u>また、当社による光信号の伝送に係る端末回線の提供が困難なエリア等において、他事業者の個別要望により他事業者の個別の費用負担で当社の光信号の伝送に係る端末回線を延長し、その延長された区間の端末回線を用いて当社が卸電気通信役務を提供する場合における当該卸電気通信役務の提供に用いられる光信号の伝送に係る端末回線を除きます。</u>）であって、一戸建ての建物等において接続申込者が指定する場所、それ以外の建物において当社が設置する光成端盤又は電柱等において当社若しくは他事業者が設置する端子函に終端するもの</td></tr> </tbody> </table>	用語	意味	1～89 (略)	(略)	90 光信号端末回線	光信号の伝送に係る端末回線（光局外スプリッタ（通信用建物等（通信用建物及びその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとう道を含みます。以下同じとします。）以外に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。）を含むものと含まないものがあります。その区間において伝送装置及びその付属設備を設置しないものに限ります。 <u>また、当社による光信号の伝送に係る端末回線の提供が困難なエリア等において、他事業者の個別要望により他事業者の個別の費用負担で当社の光信号の伝送に係る端末回線を延長し、その延長された区間の端末回線を用いて当社が卸電気通信役務を提供する場合における当該卸電気通信役務の提供に用いられる光信号の伝送に係る端末回線を除きます。</u> ）であって、一戸建ての建物等において接続申込者が指定する場所、それ以外の建物において当社が設置する光成端盤又は電柱等において当社若しくは他事業者が設置する端子函に終端するもの	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th><th>意味</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～89 (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>90 光信号端末回線</td><td>光信号の伝送に係る端末回線（光局外スプリッタ（通信用建物等（通信用建物及びその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとう道を含みます。以下同じとします。）以外に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。）を含むものと含まないものがあります。その区間において伝送装置及びその付属設備を設置しないものに限ります。）であって、一戸建ての建物等において接続申込者が指定する場所、それ以外の建物において当社が設置する光成端盤又は電柱等において当社若しくは他事業者が設置する端子函に終端するもの</td></tr> </tbody> </table>	用語	意味	1～89 (略)	(略)	90 光信号端末回線	光信号の伝送に係る端末回線（光局外スプリッタ（通信用建物等（通信用建物及びその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとう道を含みます。以下同じとします。）以外に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。）を含むものと含まないものがあります。その区間において伝送装置及びその付属設備を設置しないものに限ります。）であって、一戸建ての建物等において接続申込者が指定する場所、それ以外の建物において当社が設置する光成端盤又は電柱等において当社若しくは他事業者が設置する端子函に終端するもの
用語	意味												
1～89 (略)	(略)												
90 光信号端末回線	光信号の伝送に係る端末回線（光局外スプリッタ（通信用建物等（通信用建物及びその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとう道を含みます。以下同じとします。）以外に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。）を含むものと含まないものがあります。その区間において伝送装置及びその付属設備を設置しないものに限ります。 <u>また、当社による光信号の伝送に係る端末回線の提供が困難なエリア等において、他事業者の個別要望により他事業者の個別の費用負担で当社の光信号の伝送に係る端末回線を延長し、その延長された区間の端末回線を用いて当社が卸電気通信役務を提供する場合における当該卸電気通信役務の提供に用いられる光信号の伝送に係る端末回線を除きます。</u> ）であって、一戸建ての建物等において接続申込者が指定する場所、それ以外の建物において当社が設置する光成端盤又は電柱等において当社若しくは他事業者が設置する端子函に終端するもの												
用語	意味												
1～89 (略)	(略)												
90 光信号端末回線	光信号の伝送に係る端末回線（光局外スプリッタ（通信用建物等（通信用建物及びその通信用建物から工事可能な最も近い当社の指定するマンホール等までの間の管路若しくはとう道を含みます。以下同じとします。）以外に設置される光信号の多重分離を行う装置をいいます。以下同じとします。）を含むものと含まないものがあります。その区間において伝送装置及びその付属設備を設置しないものに限ります。）であって、一戸建ての建物等において接続申込者が指定する場所、それ以外の建物において当社が設置する光成端盤又は電柱等において当社若しくは他事業者が設置する端子函に終端するもの												

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(31) (略)	(略)
(32) 閉門系ルータ交換機能に係る料金の適用	閉門系ルータ交換機能（ＩＰｏＥ方式で接続する場合に限りします。）イ欄に係る料金については、2（料金額）2－4第4欄に掲げる令和3年4月1日（ただし、同欄イ(ハ)欄については令和4年2月28日、(キ)欄については令和3年12月16日、(ク)欄については令和4年1月31日、(ケ)欄については令和4年2月28日とします。）時点のＩＰ通信網終端装置（ＩＰｏＥ方式で接続するものに限りします。以下この欄において同じとします。）の設置場所（以下料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）において「設置場所」といいます。）の区分ごとに算定した料金額を、ＩＰｏＥ接続を利用する協定事業者に適用します。なお、令和3年4月1日（ただし、同欄イ(ハ)欄については令和4年2月28日、(キ)欄については令和3年12月16日、(ク)欄については令和4年1月31日、(ケ)欄については令和4年2月28日とします。）以降、その区分ごとのＩＰ通信網終端装置等の増設又は協定事業者の利用ポート数の増減等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2（網改造料）2－1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。

2 料金額
2－1 端末回線伝送機能
2－1－1 基本額
2－1－1－1 基本料

区 分					単 位	料 金 額	備 考	
(1) (略)								
(2) 端末回線伝送機能 （第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2欄で接続する場合）	端末回線を受容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ（略）						
		ウ 光信号伝送装置により符号伝送が可能なもの（1 Gbit/sタイプ又は10Gbit/sタイプのもの）	(7) 光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光信号主端末回線又は光局内スプリッタの最大数が1のもの（1 Gbit/sタイプに限りま す。）	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	<u>1,364円</u>	2－1の4に係る料金は含みません。	
				② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	<u>1,364円</u>		
				③ ①②以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	<u>1,405円</u>		
		(4) (略)						
		(3) 端末回線伝送機能 （第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1－1のもの	1 回線ごとに	<u>1,447円</u>	
(4) 保守の区別がタイプ1－2のもの	1 回線ごとに				<u>1,447円</u>			
(7) (4) 以外のもの	1 回線ごとに				<u>1,490円</u>			
イ 4線式のもの				1 回線ごとに	<u>2,981円</u>			
ウ 1芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1－1のもの			① <u>令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金</u>	1 回線ごとに		第6欄ア(7)①A欄に規定する料金額	
				② <u>令和4年4月1日以降に適用する料金</u>	1 回線ごとに		第6欄ア(7)①B欄に規定する料金額	
(4) 保守の区別がタイプ1－2のもの	① <u>令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金</u>			1 回線ごとに	第6欄ア(7)②A欄に規定する料金額			
	② <u>令和4年4月1日以降に適用する料金</u>			1 回線ごとに	第6欄ア(7)②B欄に規定する料金額			

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(31) (略)	(略)
(32) 閉門系ルータ交換機能に係る料金の適用	閉門系ルータ交換機能（ＩＰｏＥ方式で接続する場合に限りします。）イ欄に係る料金については、2（料金額）2－4第4欄に掲げる令和4年4月1日（ただし、同欄イ(7)欄②については当該ＩＰ通信網終端装置の更改が予定される月の月末時点とします。）時点のＩＰ通信網終端装置（ＩＰｏＥ方式で接続するものに限りします。以下この欄において同じとします。）の設置場所（以下料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）において「設置場所」といいます。）の区分ごとに算定した料金額を、ＩＰｏＥ接続を利用する協定事業者に適用します。なお、令和4年4月1日（ただし、同欄イ(7)欄②については当該ＩＰ通信網終端装置の更改が予定される月の月末時点とします。）以降、その区分ごとのＩＰ通信網終端装置等の増設又は協定事業者の利用ポート数の増減等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2（網改造料）2－1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。

2 料金額
2－1 端末回線伝送機能
2－1－1 基本額
2－1－1－1 基本料

月額

区分				単位	料金額	備考	
(1) (略)					――	――	――
(2) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2欄で接続する場合）	端末回線を受容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ（略）			――	――	――
		ウ 光信号伝送装置により符号伝送が可能なもの（1 Gbit/sタイプ又は10Gbit/sタイプのもの）	(7) 光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光信号主端末回線又は光局内スプリッタの最大数が1のもの（1 Gbit/sタイプに限りま す。）	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,291円	2－1の4に係る料金は含みません。
				② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,291円	
				③ ①②以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,330円	
		(4)（略）			――	――	――
		(3) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1－1のもの	1 回線ごとに	1,457円
(4) 保守の区別がタイプ1－2のもの	1 回線ごとに				1,457円		
(ウ) (7) (4) 以外のもの	1 回線ごとに				1,501円		
イ 4線式のもの				1 回線ごとに	3,001円		
ウ 1芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1－1のもの			1 回線ごとに	第6欄ア(7)①欄に規定する料金額		
	(4) 保守の区別がタイプ1－2のもの			1 回線ごとに	第6欄ア(7)②欄に規定する料金額		

			(ウ) (7) (イ) 以外のもの	① 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③A欄に規定する料金額	
				② 令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③B欄に規定する料金額	
	エ 2芯式のもの	(7)～(イ) (略)			――	――	
		(ウ) (7) (イ) 以外のもの	① 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		4,227円	
			② 令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		4,307円	
(4) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1～2欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア イ以外のもの	(7) (イ) 以外の場合	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	1,485円	
				② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	1,485円	
				③ ①②以外のもの	1回線ごとに	1,530円	
			(イ) 電話重畳する場合	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	52円	
				② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	52円	
		イ 第2群の伝送システムを用いるもの（収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限りす。）	(7) (イ) 以外の場合	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	1,764円	
				② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	1,764円	
				③ ①②以外のもの	1回線ごとに	1,809円	
			(イ) 電話重畳する場合	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	331円	
				② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	331円	
(4) -2 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1～4欄で接続する場合）	下部端末回線により伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1－1のもの		1回線ごとに		916円	
		イ 保守の区別がタイプ1－2のもの		1回線ごとに		916円	
		ウ アイ以外のもの		1回線ごとに		943円	
							――
			(ウ) (7) (イ) 以外のもの		1回線ごとに		第6欄ア(7)③A欄に規定する料金額
	エ 2芯式のもの	(7)～(イ) (略)			――	――	
		(ウ) (7) (イ) 以外のもの		1回線ごとに		3,941円	
(4) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1～2欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア イ以外のもの	(7) (イ) 以外の場合	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	1,494円	
				② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	1,494円	
				③ ①②以外のもの	1回線ごとに	1,539円	
			(イ) 電話重畳する場合	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	50円	
				② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	50円	
		イ 第2群の伝送システムを用いるもの（収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限りす。）	(7) (イ) 以外の場合	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	1,749円	
				② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	1,749円	
				③ ①②以外のもの	1回線ごとに	1,794円	
			(イ) 電話重畳する場合	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	305円	
				② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	305円	
(4) -2 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1～4欄で接続する場合）	下部端末回線により伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1－1のもの		1回線ごとに		927円	
		イ 保守の区別がタイプ1－2のもの		1回線ごとに		927円	
		ウ アイ以外のもの		1回線ごとに		955円	
							――

(5)	端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア 端末回線により伝送を行う機能 (128kbit/sの符号伝送が可能なものに限りします。)		(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	204円	――		
				(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	204円			
		イ 端末回線により伝送を行う機能 (1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限りします。)		(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	8,682円			
				(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	8,682円			
(6)	端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線 (光局外スリッタを含まないものに限りします。) により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を構成する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。) においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。) を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,052円	――	
					B 令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,091円		
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,052円		
					B 令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,091円		
				③ ①②以外のもの	A 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,114円		
					B 令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,154円		
				(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに		2,052円
					B 令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,091円		
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,052円		
(5)	端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア 端末回線により伝送を行う機能 (128kbit/sの符号伝送が可能なものに限りします。)		(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	182円	――		
				(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	182円			
		イ 端末回線により伝送を行う機能 (1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限りします。)		(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	7,653円			
				(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	7,653円			
(6)	端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線 (光局外スリッタを含まないものに限りします。) により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を構成する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。) においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。) を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの		1回線ごとに	1,913円	――	
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの			1回線ごとに		1,913円
				③ ①②以外のもの			1回線ごとに		1,970円
(6)	光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに				1,913円	――	
(6)	光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに				1,913円	――	

				B 令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,091円	
			③ ①②以外のもの	A 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,114円	
				B 令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,154円	
イ	光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものに限り、ます。）により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	①	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,617円	
			②	令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,645円	
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	①	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,617円	
			②	令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,645円	
		(ウ) (7)(4)以外のもの	①	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,663円	
			②	令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	1,691円	
(7)～(8) (略)	――	――	――	――	――	――	――
(9) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5-3欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア	10Mbit/s から100Mbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	4,735円		――
		イ	200Mbit/s から1Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,117円		
		ウ	2Gbit/s から400Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	2,749円		

			③ ①②以外のもの		1回線ごとに	1,970円	
イ	光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものに限り、ます。）により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの			1回線ごとに	1,510円	
			(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの		1回線ごとに	1,510円	
		(ウ) (7)(4)以外のもの			1回線ごとに	1,552円	
(7)～(8) (略)	――	――	――	――	――	――	――
(9) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5-3欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア	10Mbit/s から100Mbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	4,591円		――
		イ	200Mbit/s から1Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,973円		
		ウ	2Gbit/s から400Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	2,605円		

月額

区分		単位	料金額	備考		
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1－3欄で接続する場合）	光信号主端末回線（光局外スブリッタを含むものにより1芯にて伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1－1のもの	(7) 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,455円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2－1－1－1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2－1－1－1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額に、 227円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 227円 のうち、 224円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(4) 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2－1－1－1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1回線ごとに	2－1－1－1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額に、 212円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 212円 のうち、 209円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		(ウ) 令和5年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	令和5年4月1日以降に適用する2－1－1－1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、 163円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 163円 のうち、 162円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

月額

区分		単位	料金額	備考		
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1－3欄で接続する場合）	光信号主端末回線（光局外スブリッタを含むものにより1芯にて伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1－1のもの	(7) 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,377円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2－1－1－1第6欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2－1－1－1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、 212円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 212円 のうち、 209円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(4) 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する2－1－1－1第6欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1回線ごとに	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する2－1－1－1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、 163円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 163円 のうち、 162円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
		(ウ) 令和6年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	令和6年4月1日以降に適用する2－1－1－1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、 134円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 134円 のうち、 133円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

イ 保守の区別がタイプ1－2のもの	(7) <u>令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金</u>	1回線ごとに	<u>1,455円</u>	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2－1－1－1第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2－1－1－1第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、 <u>227円</u> を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる <u>227円</u> のうち、 <u>224円</u> にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	(イ) <u>令和4年4月1日から令和5年3月31日まで適用する料金</u>	1回線ごとに	2－1－1－1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2－1－1－1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、 <u>212円</u> を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる <u>212円</u> のうち、 <u>209円</u> にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	(ウ) <u>令和5年4月1日以降に適用する料金</u>	1回線ごとに	<u>令和5年4月1日以降に適用する</u> 2－1－1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、 <u>163円</u> を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる <u>163円</u> のうち、 <u>162円</u> にのみ消費税相当額を加算するものとします。

イ 保守の区別がタイプ1－2のもの	(7) <u>令和4年4月1日から令和5年3月31日まで適用する料金</u>	1回線ごとに	<u>1,377円</u>	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2－1－1－1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2－1－1－1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、 <u>212円</u> を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる <u>212円</u> のうち、 <u>209円</u> にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	(イ) <u>令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金</u>	1回線ごとに	<u>令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する</u> 2－1－1－1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	<u>令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する</u> 2－1－1－1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、 <u>163円</u> を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる <u>163円</u> のうち、 <u>162円</u> にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	(ウ) <u>令和6年4月1日以降に適用する料金</u>	1回線ごとに	<u>令和6年4月1日以降に適用する</u> 2－1－1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、 <u>134円</u> を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる <u>134円</u> のうち、 <u>133円</u> にのみ消費税相当額を加算するものとします。

		ウ アイ以外のもの	(7) 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,497円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2－1－1－1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2－1－1－1第6欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、 235円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 235円 のうち、 231円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(イ) 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2－1－1－1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2－1－1－1第6欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、 218円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 218円 のうち、 215円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 令和5年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	令和5年4月1日以降に適用する2－1－1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、 167円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 167円 のうち、 166円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(7) 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,415円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2－1－1－1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2－1－1－1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、 218円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 218円 のうち、 215円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(イ) 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する2－1－1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する2－1－1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、 167円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 167円 のうち、 166円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 令和6年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	令和6年4月1日以降に適用する2－1－1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、 138円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 138円 のうち、 137円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2－1－1－2 加算料

月額

区分					単位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの				1回線ごとに	158円	――
	イ 1芯式のもの	(7) (イ)以外のもの	①	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)①欄に規定する料金額	
			②	令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(イ)②欄に規定する料金額	
		(4) 2－1－1－1第6欄ア欄に規定する機能（1芯にて伝送を行うものをいいます。）に係るもの	①	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	143円	
			②	令和4年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	153円	
	ウ（略）				――	――	

2－1－1－2 加算料

月額

区分			単位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの		1回線ごとに	135円	――
	イ 1芯式のもの	(イ) (イ)以外のもの	1回線ごとに	(イ) 欄に規定する料金額	
		(イ) 2－1－1－1第6欄ア欄に規定する機能（1芯にて伝送を行うものをいいます。）に係るもの	1回線ごとに	140円	
	ウ（略）		――	――	

(2)	2－1－1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア	光信号分岐端末回線に係る加算料	(7)	当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置されるものに限ります。）を利用するもの	①	保守の区別がタイプ1－1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	462円			
						②	保守の区別がタイプ1－2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	462円			
						③	①②以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	476円			
				(4)	当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用しないもの	①	当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等とその光信号分岐端末回線が収容されているもの	A	保守の区別がタイプ1－1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	467円	
								B	保守の区別がタイプ1－2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	467円	
								C	AB以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	481円	
						②	協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等とその光信号分岐端末回線が収容されているもの	A	保守の区別がタイプ1－1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	462円	
								B	保守の区別がタイプ1－2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	462円	
								C	AB以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	476円	
				イ	光信号主線末端回線に係る加算料	(7)	保守の区別がタイプ1－1のもの	①	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1 光信号主線末端回線ごとに	1,617円	
②	令和4年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主線末端回線ごとに	1,645円									
(4)	保守の区別がタイプ1－2のもの	①	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金					1 光信号主線末端回線ごとに	1,617円			
		②	令和4年4月1日以降に適用する料金					1 光信号主線末端回線ごとに	1,645円			
(7)	(7) (4) 以外のもの	①	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金			1 光信号主線末端回線ごとに	1,663円					
		②	令和4年4月1日以降に適用する料金			1 光信号主線末端回線ごとに	1,691円					

(2)	2－1－1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア	光信号分岐端末回線に係る加算料	(7)	当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置されるものに限ります。）を利用するもの	①	保守の区別がタイプ1－1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	412円	—		
						②	保守の区別がタイプ1－2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	412円			
						③	①②以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	424円			
				(4)	当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用しないもの	①	当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等とその光信号分岐端末回線が収容されているもの	A	保守の区別がタイプ1－1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	417円	—
								B	保守の区別がタイプ1－2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	417円	
								C	AB以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	430円	
						②	協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等とその光信号分岐端末回線が収容されているもの	A	保守の区別がタイプ1－1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	413円	—
								B	保守の区別がタイプ1－2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	413円	
								C	AB以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	425円	
				イ	光信号主線末端回線に係る加算料	(7)	保守の区別がタイプ1－1のもの		1 光信号主線末端回線ごとに	1,510円	—	
								(4)	保守の区別がタイプ1－2のもの			1 光信号主線末端回線ごとに
						(4)	(7) (4) 以外のもの		1 光信号主線末端回線ごとに	1,552円		

(3) (略)				
(4) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1 回線ごとに	317円	
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1 回線ごとに1メートルあたり	1,435円	

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

月額

区分				単位	料金額	備考
2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の別がタイプ1-1のもの	(7) 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,455円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)①欄に規定する料金額に、 227円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 227円 のうち、 224円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(4) 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)②欄に規定する料金額に、 212円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 212円 のうち、 209円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(6) 令和5年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	令和5年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、 163円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 163円 のうち、 162円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

(3) (略)				
(4) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1 回線ごとに	261円	
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1 回線ごとに1メートルあたり	1,402円	

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

月額

区分				単位	料金額	備考
2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の別がタイプ1-1のもの	(7) 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	1,377円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、 212円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 212円 のうち、 209円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(4) 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、 163円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 163円 のうち、 162円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(6) 令和6年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	令和6年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、 134円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 134円 のうち、 133円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

イ	保守の区別 がタイプ1 －2のもの	(7)	<u>令和3年 4月1日 から令和 4年3月 31日まで 適用する 料金</u>	1 光信号 主端末回 線ごとに	1,455円	接続開始日から、1年未満 の場合に適用します。
				1 光信号 主端末回 線ごとに	2－1－1－ 2 第2欄イ (イ)①欄に規 定する料金額	接続開始日から、1年以上 2年未満の場合に適用しま す。
				1 光信号 主端末回 線ごとに	2－1－1－ 2 第2欄イ (イ)①欄に規 定する料金額 に、 227円 を加算した料 金額	接続開始日から、2年以上 3年未満の場合に適用しま す。また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄に掲げ る 227円 のうち、 224円 にのみ消費税相当額を加算 するものとします。
		(4)	<u>令和4年 4月1日 から令和 5年3月 31日まで 適用する 料金</u>	1 光信号 主端末回 線ごとに	2－1－1－ 2 第2欄イ (イ)②欄に規 定する料金額	接続開始日から、1年以上 2年未満の場合に適用しま す。
				1 光信号 主端末回 線ごとに	2－1－1－ 2 第2欄イ (イ)②欄に規 定する料金額 に、 212円 を加算した料 金額	接続開始日から、2年以上 3年未満の場合に適用しま す。また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄に掲げ る 212円 のうち、 209円 にのみ消費税相当額を加算 するものとします。
		(ウ)	<u>令和5年 4月1日 以降に適 用する料 金</u>	1 光信号 主端末回 線ごとに	令和5年4月 1日以降に適 用する2－1 －1－2第2 欄イ(イ)欄に 規定する料金 額に、 163円 を加算した料 金額	接続開始日から、2年以上 3年未満の場合に適用しま す。また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄に掲げ る 163円 のうち、 162円 にのみ消費税相当額を加算 するものとします。
ウ	アイ以外の もの	(7)	<u>令和3年 4月1日 から令和 4年3月 31日まで 適用する 料金</u>	1 光信号 主端末回 線ごとに	1,497円	接続開始日から、1年未満 の場合に適用します。
				1 光信号 主端末回 線ごとに	2－1－1－ 2 第2欄イ (ウ)①欄に規 定する料金額	接続開始日から、1年以上 2年未満の場合に適用しま す。
				1 光信号 主端末回 線ごとに	2－1－1－ 2 第2欄イ (ウ)①欄に規 定する料金額 に、 235円 を加算した料 金額	接続開始日から、2年以上 3年未満の場合に適用しま す。また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄に掲げ る 235円 のうち、 231円 にのみ消費税相当額を加算 するものとします。

イ	保守の区別 がタイプ1 －2のもの	(7)	<u>令和4年 4月1日 から令和 5年3月 31日まで 適用する 料金</u>	1 光信号 主端末回 線ごとに	1,377円	接続開始日から、1年未満 の場合に適用します。
				1 光信号 主端末回 線ごとに	2－1－1－ 2 第2欄イ (イ)欄に規定 する料金額	接続開始日から、1年以上 2年未満の場合に適用しま す。
				1 光信号 主端末回 線ごとに	2－1－1－ 2 第2欄イ (イ)欄に規定 する料金額 に、 212円 を加算した料 金額	接続開始日から、2年以上 3年未満の場合に適用しま す。また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄に掲げ る 212円 のうち、 209円 にのみ消費税相当額を加算 するものとします。
		(4)	<u>令和5年 4月1日 から令和 6年3月 31日まで 適用する 料金</u>	1 光信号 主端末回 線ごとに	令和5年4月 1日から令和 6年3月31日 まで適用する 2－1－1－ 2 第2欄イ (イ)欄に規定 する料金額	接続開始日から、1年以上 2年未満の場合に適用しま す。
				1 光信号 主端末回 線ごとに	令和5年4月 1日から令和 6年3月31日 まで適用する 2－1－1－ 2 第2欄イ (イ)欄に規定 する料金額 に、 163円 を加算した料 金額	接続開始日から、2年以上 3年未満の場合に適用しま す。また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄に掲げ る 163円 のうち、 162円 にのみ消費税相当額を加算 するものとします。
		(ウ)	<u>令和6年 4月1日 以降に適 用する料 金</u>	1 光信号 主端末回 線ごとに	令和6年4月 1日以降に適 用する2－1 －1－2第2 欄イ(イ)欄に 規定する料金 額に、 134円 を加算した料 金額	接続開始日から、2年以上 3年未満の場合に適用しま す。また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄に掲げ る 134円 のうち、 133円 にのみ消費税相当額を加算 するものとします。
ウ	アイ以外の もの	(7)	<u>令和4年 4月1日 から令和 5年3月 31日まで 適用する 料金</u>	1 光信号 主端末回 線ごとに	1,415円	接続開始日から、1年未満 の場合に適用します。
				1 光信号 主端末回 線ごとに	2－1－1－ 2 第2欄イ (ウ)欄に規定 する料金額	接続開始日から、1年以上 2年未満の場合に適用しま す。
				1 光信号 主端末回 線ごとに	2－1－1－ 2 第2欄イ (ウ)欄に規定 する料金額 に、 218円 を加算した料 金額	接続開始日から、2年以上 3年未満の場合に適用しま す。また、料金表通則の規 定にかかわらず左欄に掲げ る 218円 のうち、 215円 にのみ消費税相当額を加算 するものとします。

			(イ) 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2－1－1－2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2－1－1－2 第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、 218円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 218円 のうち、 215円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 令和5年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	令和5年4月1日以降に適用する2－1－1－2 第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、 167円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 167円 のうち、 166円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2－1－2 加算額

区分			1 回線ごとに月額	
(1) (略)			料金額	備考
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)		_____	_____
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用する場合	(7) 保守の区別がタイプ1－1のもの	169円	
		(イ) 保守の区別がタイプ1－2のもの	178円	
		(ウ) (7) (イ) 以外のもの	(略)	

2－1の2 I S M折返し機能

区分			単位	料金額	備考
I S M折返し機能	I S M交換機により、デジタル非制限モード通信でI S M交換機に収容する特定の端末回線（専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限ります。）を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	1 Bチャンネルごとに	1,155円	_____
		(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	2 3 B＋Dチャンネルごとに	91,617円	_____

2－1の3 光信号電気信号変換機能

区分			1 回線ごとに月額	料金額	備考
光信号電気信号変換機能	(1) (略)			_____	_____
	(2) 1Gbit/sタイプ	ア 保守の区別がタイプ1－1のもの		695円	_____
		イ 保守の区別がタイプ1－2のもの		695円	
		ウ アイ以外のもの		716円	

			(イ) 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する2－1－1－2 第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで適用する2－1－1－2 第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、 167円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 167円 のうち、 166円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 令和6年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	令和6年4月1日以降に適用する2－1－1－2 第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、 138円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 138円 のうち、 137円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2－1－2 加算額

区分			1 回線ごとに月額	
(1) (略)			料金額	備考
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)		_____	_____
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用する場合	(7) 保守の区別がタイプ1－1のもの	168円	
		(イ) 保守の区別がタイプ1－2のもの	175円	
		(ウ) (7) (イ) 以外のもの	(略)	

2－1の2 I S M折返し機能

区分			単位	料金額	備考
I S M折返し機能	I S M交換機により、デジタル非制限モード通信でI S M交換機に収容する特定の端末回線（専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限ります。）を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	1 Bチャンネルごとに	1,163円	_____
		(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	2 3 B＋Dチャンネルごとに	92,240円	_____

2－1の3 光信号電気信号変換機能

区分			1 回線ごとに月額	料金額	備考
光信号電気信号変換機能	(1) (略)			_____	_____
	(2) 1Gbit/sタイプ	ア 保守の区別がタイプ1－1のもの		727円	_____
		イ 保守の区別がタイプ1－2のもの		727円	
		ウ アイ以外のもの		749円	

2-1の4 光信号多重分離機能

					月 額		
区 分					料 金 額	備 考	
光信号多重 分離機能	光局内 スプ リッタ により 当社の 光信号 伝送装 置及び 光信号 端末回 線間の 光信号 の多重 分離を 行う機 能	ア	1 Gbit/ sタイ プ	(7) 光信号主端末 回線の最大収 容数が4のも の又は光信号 端末回線の最 大収容数が4 のもの	① 保守の区別がタイプ1 －1のもの	271円	
				② 保守の区別がタイプ1 －2のもの	271円		
				③ ①②以外のもの	279円		
			(4) 光信号端末回 線の最大収容 数が8のもの	① 保守の区別がタイプ1 －1のもの	408円	――	
				② 保守の区別がタイプ1 －2のもの	408円		
				③ ①②以外のもの	420円		
イ（略）		――	――	――	――		

2-2 端末系交換機能

区分			単位	料金額	備考
(1)（略）	――		――	――	――
(2) 加入者交換機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機能メニューを利用し通信の交換を行う機能		1 加入者交換機能メニュー利用ごとに	0.1118円	――
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能		1 通信ごとに	0.1120円	――
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能		月額	9.666.667円	――
(5)（略）	――		――	――	――
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	ア 加入者交換機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00004503円	――
		イ 番号案内サービス接続機能（端末回線線端等接続）を利用する場合	1 案内ごとに	0.00005261円	
		ウ（略）	――	――	
		エ 市内通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00005629円	
		オ リルレーティング通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00006664円	
(7)～(10)（略）	――		――	――	――

2-3 （略）

2-4 中継系交換機能

区分			単位	料金額	備考
(1)～(3)（略）	――		――	――	――
(4) 関門系ルータ交換機能	関門系ルータで接続する場合における当該関門系ルータにより通信の交換を行う機能	ア（略）	――	――	――
		イ 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7欄で接続するもののうちI P o E方式で接続する場合	(7) 大阪府内の設置場所において接続する場合	1 ポートあたり月額	533.877円
			(4) 兵庫県内の設置場所において接続する場合	1 ポートあたり月額	476.166円

2-1の4 光信号多重分離機能

					月額	
区分				料金額	備考	
光信号多重 分離機能	光局内 スプ リッタ により 当社の 光信号 伝送装 置及び 光信号 端末回 線間の 光信号 の多重 分離を 行う機 能	ア 1 Gbit/ sタイ プ	(7) 光信号主端末 回線の最大収 容数が4のもの 又は光信号 端末回線の最大 収容数が4 のもの	① 保守の区別がタイプ1 －1のもの	<u>199円</u>	――
				② 保守の区別がタイプ1 －2のもの	<u>199円</u>	
				③ ①②以外のもの	<u>205円</u>	
			(4) 光信号端末回 線の最大収容 数が8のもの	① 保守の区別がタイプ1 －1のもの	<u>684円</u>	
				② 保守の区別がタイプ1 －2のもの	<u>684円</u>	
				③ ①②以外のもの	<u>705円</u>	
イ（略）		――	――	――	――	

2-2 端末系交換機能

区分			単位	料金額	備考
(1)（略）	――		――	――	――
(2) 加入者交換機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機能メニューを利用し通信の交換を行う機能		1 加入者交換機能メニュー利用ごとに	0.1145円	――
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能		1 通信ごとに	0.1377円	――
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能		月額	9.416.667円	――
(5)（略）	――		――	――	――
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	ア 加入者交換機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00005293円	――
		イ 番号案内サービス接続機能（端末回線線端等接続）を利用する場合	1 案内ごとに	0.00006333円	
		ウ（略）	――	――	
		エ 市内通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00006616円	
		オ リルレーティング通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00007834円	
(7)～(10)（略）	――		――	――	――

2-3 （略）

2-4 中継系交換機能

区分			単位	料金額	備考
(1)～(3)（略）	――		――	――	――
(4) 関門系ルータ交換機能	関門系ルータで接続する場合における当該関門系ルータにより通信の交換を行う機能	ア（略）	――	――	――
		イ 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7欄で接続するもののうちI P o E方式で接続する場合	(7) 大阪府内の設置場所において接続する場合	①更改前の設備で接続する場合 ②更改後の設備で接続する場合	1 ポートあたり月額
			(4) 兵庫県内の設置場所において接続する場合	1 ポートあたり月額	

			(ウ) 愛知県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	302,034円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
			(エ) 広島県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	343,365円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
			(オ) 福岡県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	302,009円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
			(カ) 京都府内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	2,195,916円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
			(キ) 静岡県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	3,268,666円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
			(ク) 岐阜県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,119,416円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
			(ケ) 三重県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	2,195,916円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
		ウ～エ（略）		——	——	——

2－4の2（略）

2－5 中継伝送機能
2－5－1～2－5－2の2（略）

2－5－3 光信号中継伝送機能
2－5－3－1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区分			料金額	備考
一般光信号中継伝送機能	一般光信号中継回線により1芯にて伝送を行う機能	ア 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合	1,435円	——
		イ 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	1,435円	

2－5－3－2（略）

2－5－3－3 加算料

月額

区分		単位	料金額	備考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	317円	——
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	1,435円	

			(ウ) 愛知県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	250,811円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
			(エ) 広島県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	275,964円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
			(オ) 福岡県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	228,778円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
			(カ) 京都府内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	489,500円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
			(キ) 静岡県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,131,916円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
			(ク) 岐阜県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,132,000円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
			(ケ) 三重県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	2,221,083円	I P o E接続を利用している協定事業者に適用します。
		ウ～エ（略）		——	——	——

2－4の2（略）

2－5 中継伝送機能
2－5－1～2－5－2の2（略）

2－5－3 光信号中継伝送機能
2－5－3－1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区分			料金額	備考
一般光信号中継伝送機能	一般光信号中継回線により1芯にて伝送を行う機能	ア 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合	1,402円	——
		イ 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	1,402円	

2－5－3－2（略）

2－5－3－3 加算料

月額

区分		単位	料金額	備考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	261円	——
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	1,402円	

2-6 通信路設定伝送機能
2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額
2-6-1-1 基本料

1回線ごとに月額			
区 分			備考
			右欄以外の場合 通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声を伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 50bit/s以下の符号伝送が可能なもの
			13,189円 11,381円
	イ高速ディジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの
			48,117円 46,309円 12,478円 10,772円 12,715円 10,975円 13,189円 11,381円
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの
			62,896円 59,280円 19,680円 16,268円 20,061円 16,581円 20,824円 17,208円
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	27,549円 22,125円
			92,286円 85,054円
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	121,760円 110,912円
			384kbit/sの符号伝送が可能なもの
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	151,234円 136,770円
			768kbit/sの符号伝送が可能なもの
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	210,187円 188,485円
			298,608円 266,058円
		1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	387,029円 343,631円
			エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの
		3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	209,684円 168,740円
			213,863円 172,103円
		4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	222,226円 178,828円
			652,303円 576,349円
		6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	932,309円 821,997円
			1,197,578円 1,054,716円
		ウ（略）	50,195,923円 30,048,237円 51,199,832円 30,649,190円 53,207,644円 31,851,094円

2-6-1-2 加算料

1回線ごとに月額			
区 分			備考
			通信路設定伝送機相互接続点が当社の距離が10kmをが別に定める通信を超える場合の10km用建物以外の場合ごとの加算料
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声を伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 50bit/s以下の符号伝送が可能なもの
			1,070円 4,552円
	イ高速ディジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	3,180円 7,375円
			1,070円 4,552円
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	1,010円 4,294円
			1,030円 4,380円
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	1,070円 4,552円
			2,140円 9,103円
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	2,020円 8,588円
			2,060円 8,760円
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	2,140円 9,103円
			3,210円 13,655円
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	4,280円 18,207円
			6,420円 27,310円
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	8,560円 36,413円
			12,850円 54,620円
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	19,270円 81,930円
			25,690円 109,239円
		1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	24,240円 103,056円
			24,720円 105,117円
		3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	25,690円 109,239円
			44,970円 191,169円
		4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	65,310円 277,650円
			68,580円 359,580円
		6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	84,580円 359,580円
			3,930,250円 22,627,733円
		ウ（略）	4,008,860円 23,080,288円 4,166,070円 23,985,397円

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額			
区 分			備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声を伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 50bit/s以下の符号伝送が可能なもの
			11,163円
	イ高速ディジタル伝送に係るもの	64kbit/sの符号伝送が可能なもの	12,394円
			46,091円
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	58,843円
			71,470円
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	84,181円
			109,602円
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	135,023円
			185,865円
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	262,128円
			338,390円
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	567,178円
			808,677円
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	1,037,466円

2-6 通信路設定伝送機能
2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額
2-6-1-1 基本料

1回線ごとに月額			
区 分			備考
			右欄以外の場合 通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声を伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 50bit/s以下の符号伝送が可能なもの
			12,038円 9,609円
	イ高速ディジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	17,151円 10,970円
			33,910円 31,481円
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	11,390円 9,097円
			11,605円 9,268円
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	12,038円 9,609円
			48,269円 43,405円
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	18,862円 14,276円
			19,229円 14,550円
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	19,962円 15,098円
			62,540円 55,247円
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	76,866円 67,144円
			105,525円 90,939円
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	134,177円 114,733円
			191,499円 162,323円
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	277,460円 233,708円
			363,425円 305,092円
		1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	227,334円 172,302円
			231,868円 175,736円
		3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	240,939円 182,606円
			607,003円 507,348円
		4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	850,578円 709,605円
			1,094,159円 911,863円
		6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	50,841,834円 29,236,059円
			51,858,662円 29,820,769円
		ウ（略）	53,892,313円 30,990,189円

2-6-1-2 加算料

1回線ごとに月額			
区 分			備考
			通信路設定伝送機相互接続点が当社の距離が10kmをが別に定める通信を超える場合の10km用建物以外の場合ごとの加算料
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声を伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 50bit/s以下の符号伝送が可能なもの
			1,280円 4,110円
	イ高速ディジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	4,030円 7,066円
			1,280円 4,110円
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	1,210円 3,877円
			1,230円 3,955円
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	1,280円 4,110円
			2,570円 8,219円
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	2,420円 7,754円
			2,470円 7,909円
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	2,570円 8,219円
			3,850円 12,329円
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	5,130円 16,438円
			7,700円 24,658円
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	10,260円 32,877円
			15,390円 49,315円
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	23,090円 73,973円
			30,780円 98,631円
		1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	29,040円 93,048円
			29,620円 94,909円
		3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	30,780円 98,631円
			52,590円 168,494円
		4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	74,390円 238,358円
			96,200円 308,222円
		6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	6,306,750円 21,931,125円
			6,432,890円 22,369,748円
		ウ（略）	6,685,160円 23,246,993円

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額			
区 分			備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声を伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 50bit/s以下の符号伝送が可能なもの
			9,235円
	イ高速ディジタル伝送に係るもの	64kbit/sの符号伝送が可能なもの	10,596円
			31,107円
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	42,657円
			54,124円
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	65,647円
			88,694円
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	111,740円
			157,833円
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	226,973円
			296,112円
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	492,007円
			687,903円
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	883,799円

2-8 番号案内機能等

区分			単位	料金額	備考
(1)	番号案内サービス接続機能 （中継交換機等接続）	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台（オペレータを含みます。以下同じとします。） <u>とその附帯設備（特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2－8において同じとします。）</u> を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1 案内ごとに	<u>169円</u>	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2)	番号案内サービス接続機能 （端末回線線端等接続）	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1 案内ごとに	<u>174円</u>	第4条（端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等）に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
(2)	-2 NPS交換機利用機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5－3欄に規定する箇所での接続により、NPS交換機（番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備をいいます。以下同じとします。）及び伝送路設備を利用する機能	1 案内ごとに	<u>27.92円</u>	特定端末系事業者に適用します。
(3)	番号データベース接続機能	ア 削除	――	――	――
		イ <u>第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5－3欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能</u>	1 案内ごとに	<u>21.51円</u>	<u>特定端末系事業者に適用します。</u>
		ウ 削除	――	――	――
(4)	番号情報データベース登録機能	当社の番号情報データベースに協定事業者の契約者の番号情報を登録する機能	1 番号ごとに	<u>10.00円</u>	番号情報データベース登録事業者に適用します。
(5)	番号情報データベース利用機能	ア イ以外の場合	1 番号ごとに	<u>7.30円</u>	番号情報データベース利用事業者に適用します。
		イ 番号情報データベースに契約者の番号情報が登録された日から当社が別に定める期間内の日を指定して、当該指定日に番号情報データベースに登録された番号情報のみを利用する場合	1 番号ごとに	<u>10.37円</u>	番号情報データベース利用事業者に適用します。

2-8 番号案内機能等

区分			単位	料金額	備考
(1) 番号案内サービス接続機能（中継交換機等接続）	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台（オペレータを含みます。以下同じとします。） <u>及びその附帯設備（特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。）</u> を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能		1案内ごとに	<u>236円</u>	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(1) <u>-2 番号案内サービス接続機能（一般中継局ルータ接続）</u>	<u>第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄に規定する箇所での接続であって、当社中間配線盤又は当社が指定する装置での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能</u>		1案内ごとに	<u>232円</u>	<u>携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。</u>
(2) 番号案内サービス接続機能（端末回線線端等接続）	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能		1案内ごとに	<u>240円</u>	第4条（端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等）に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
(2) -2 NPS交換機利用機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、NPS交換機（番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備をいいます。以下同じとします。）及び伝送路設備を利用する機能		1案内ごとに	<u>44.83円</u>	特定端末系事業者に適用します。
(3) 削除					
(4) 番号情報データベース登録機能	当社の番号情報データベースに協定事業者の契約者の番号情報を登録する機能		1番号ごとに	<u>12.23円</u>	番号情報データベース登録事業者に適用します。
(5) 番号情報データベース利用機能	当社の番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する機能	ア イ以外の場合	1番号ごとに	<u>8.42円</u>	番号情報データベース利用事業者に適用します。
		イ 番号情報データベースに契約者の番号情報が登録された日から当社が別に定める期間内の日を指定して、当該指定日に番号情報データベースに登録された番号情報のみを利用する場合	1番号ごとに	<u>13.07円</u>	番号情報データベース利用事業者に適用します。

2－9（略）				
2－10 公衆電話機能				
2－10－1 基本料				
区分		単位	料金額	備考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	2.6351円	――
(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	2.4292円	――
2－10－2（略）				
2－11 その他の機能				
区分		単位	料金額	備考
(1)～(11)（略）	――	――	――	――
(12) DSL回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	アイ以外のもの 1回線ごとに月額	39円	――
	イ 端末回線伝送機能2－1－1－1第4欄ア(7)欄及びイ(7)欄に係るもの	1回線ごとに月額	55円	――
(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の故障の発生原因を特定するために対応する機能	1回線ごとに月額	38円	――
(14)（略）	――	――	――	――
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線又は1波長ごとに月額	55円	――
(16) IP通信網回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	55円	――
(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2－3欄で接続するものに限ります。）の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	55円	――
(17) -2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	55円	――
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1光信号分岐端末回線ごとに月額	55円	――
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの 1回線ごとに月額	317円	――
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの 1回線ごとに1メートルあたり月額	1.435円	――
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	55円	――
(21)～(26)（略）	――	――	――	――
(27) 特定光信号端末回線管理機能	協定事業者の特定光信号端末回線の情報の管理を行うとともに網改造料を請求する機能	1回線ごとに	558円	――
2－12～2－13（略）				
2－14 網同期クロック供給機能				
			1事業者あたり月額	
区分		料金額		備考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	26.192円		――

2－9（略）				
2－10 公衆電話機能				
2－10－1 基本料				
区分		単位	料金額	備考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	2.2722円	――
(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	2.5744円	――
2－10－2（略）				
2－11 その他の機能				
区分		単位	料金額	備考
(1)～(11)（略）	――	――	――	――
(12) DSL回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	アイ以外のもの 1回線ごとに月額	52円	――
	イ 端末回線伝送機能2－1－1－1第4欄ア(7)欄及びイ(7)欄に係るもの	1回線ごとに月額	45円	――
(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の故障の発生原因を特定するために対応する機能	1回線ごとに月額	53円	――
(14)（略）	――	――	――	――
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線又は1波長ごとに月額	79円	――
(16) IP通信網回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	45円	――
(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2－3欄で接続するものに限ります。）の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	45円	――
(17) -2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	45円	――
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1光信号分岐端末回線ごとに月額	79円	――
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの 1回線ごとに月額	261円	――
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの 1回線ごとに1メートルあたり月額	1.402円	――
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	79円	――
(21)～(26)（略）	――	――	――	――
(27) 特定光信号端末回線管理機能	協定事業者の特定光信号端末回線の情報の管理を行うとともに網改造料を請求する機能	1回線ごとに	552円	――
2－12～2－13（略）				
2－14 網同期クロック供給機能				
			1事業者あたり月額	
区分		料金額		備考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	18.150円		――

第2 網改造料
1 (略)

2 料金額
2-1～2-1の3 (略)

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区分		内容
取付費比率	交換機械設備	0.306
	電力設備	0.781
	伝送機械設備	0.245
	無線機械設備	0.104
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.072
	土地及び通信用建物以外	(略)
共通割掛費比率		(略)

2-3 年額料金の算定に係る比率

区分		内容	
設備管理運営費比率	(1) (2) 以外の場合	端末回線伝送機能	<u>0.027</u>
		端末系交換機能	<u>0.049</u>
		中継系交換機能	<u>0.044</u>
		中継伝送機能	<u>0.045</u>
		通信料対応設備合計	<u>0.048</u>
		データ系設備合計	<u>0.096</u>
	(2) 除却費を個別に支払う場合 (個別管理対象設備に限ります。)	端末回線伝送機能	<u>0.025</u>
		端末系交換機能	<u>0.046</u>
		中継系交換機能	<u>0.043</u>
		中継伝送機能	<u>0.037</u>
		通信料対応設備合計	<u>0.045</u>
		データ系設備合計	(略)
	繰延資産比率		<u>0.0142</u>
	投資等比率		<u>0.0015</u>
貯蔵品比率		<u>0.0067</u>	
他人資本比率		<u>0.457</u>	
自己資本比率		<u>0.543</u>	
他人資本利子率		<u>0.0030</u>	
自己資本利益率		<u>0.0004</u>	
有利子負債以外の負債の比率		<u>0.166</u>	
有利子負債以外の負債の利子相当率		<u>0.0009</u>	
利益対応税率		(略)	
貸倒率		(略)	

第2 網改造料
1 (略)

2 料金額
2-1～2-1の3 (略)

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区分		内容
取付費比率	交換機械設備	0.315
	電力設備	0.783
	伝送機械設備	0.240
	無線機械設備	0.265
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.107
	土地及び通信用建物以外	(略)
共通割掛費比率		(略)

2-3 年額料金の算定に係る比率

区分		内容	
設備管理運営費比率	(1) (2)以外の場合	端末回線伝送機能	0.026
		端末系交換機能	0.046
		中継系交換機能	0.041
		中継伝送機能	0.039
		通信料対応設備合計	0.045
		データ系設備合計	0.101
	(2) 除却費を個別に支払う場合（個別管理対象設備に限ります。）	端末回線伝送機能	0.024
		端末系交換機能	0.044
		中継系交換機能	0.040
		中継伝送機能	0.034
		通信料対応設備合計	0.043
		データ系設備合計	(略)
	繰延資産比率		0.0136
	投資等比率		0.0024
貯蔵品比率		0.0068	
他人資本比率		0.453	
自己資本比率		0.547	
他人資本利子率		0.0023	
自己資本利益率		0.0003	
有利子負債以外の負債の比率		0.179	
有利子負債以外の負債の利子相当率		0.0003	
利益対応税率		(略)	
貸倒率		(略)	

第2表 工事費及び手続費
第1 工事費
1 (略)

2 工事費の額
2-1 工事費

区分				単位		工事費の額	備考	
(1)～(9) (略)								
(10) VPN工事費	ア	当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用		1回線ごとに		2,542円	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。	
	イ	当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用		1回線ごとに		3,166円		
(11)～(14) (略)								
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用			1回線ごとに		1,731円	特定中継事業者に適用します。	
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能を登録する工事に要する費用			1回線ごとに		2,119円	特定中継事業者に適用します。	
(17) (略)								
(18) メンバーズネットサービス登録工事費	当社の加入者交換機にメンバーズネットサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合	1回線ごとに	平日昼間	4,116円	特定中継事業者に適用します。		
				平日夜間	4,757円			
				平日深夜	5,490円			
				土日祝日昼夜間	4,940円			
				土日祝日深夜	5,674円			
		廃止の場合	1回線ごとに	平日昼間	3,250円			
				平日夜間	3,756円			
				平日深夜	4,336円			
				土日祝日昼夜間	3,901円			
		土日祝日深夜	4,481円					
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用			1回線ごとに	745円	特定中継事業者に適用します。		
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用			1回線ごとに	176円	特定中継事業者に適用します。		
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用			1工事ごとに	6,810円	特定端末系事業者に適用します。		
(22)～(24) (略)								
(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア 基本額	(イ)以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,108円	移転先事業者に適用します。	
					平日夜間	1,280円		
					平日深夜	1,478円		
					土日祝日昼夜間	1,329円		
					土日祝日深夜	1,527円		
				(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間		678円
						平日夜間		783円
			平日深夜			904円		
			土日祝日昼夜間			814円		
			土日祝日深夜			935円		

第2表 工事費及び手続費
第1 工事費
1 (略)

2 工事費の額
2-1 工事費

区分				単位		工事費の額	備考
(1)～(9) (略)							
(10) VPN工事費	ア	当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用		1回線ごとに		2,537円	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。
	イ	当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用		1回線ごとに		3,159円	
(11)～(14) (略)							
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用			1回線ごとに		1,728円	特定中継事業者に適用します。
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能を登録する工事に要する費用			1回線ごとに		2,114円	特定中継事業者に適用します。
(17) (略)							
(18) メンバーズネットサービス登録工事費	当社の加入者交換機にメンバーズネットサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合	1回線ごとに	平日昼間	4,108円	特定中継事業者に適用します。	
				平日夜間	4,748円		
				平日深夜	5,480円		
				土日祝日昼夜間	4,931円		
				土日祝日深夜	5,662円		
		廃止の場合	1回線ごとに	平日昼間	3,244円		
				平日夜間	3,749円		
				平日深夜	4,328円		
				土日祝日昼夜間	3,894円		
		土日祝日深夜	4,472円				
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用			1回線ごとに	743円	特定中継事業者に適用します。	
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用			1回線ごとに	175円	特定中継事業者に適用します。	
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用			1工事ごとに	6,796円	特定端末系事業者に適用します。	
(22)～(24) (略)							
(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (4)以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	1,106円	移転先事業者に適用します。
					平日夜間	1,278円	
					平日深夜	1,475円	
					土日祝日昼夜間	1,327円	
					土日祝日深夜	1,524円	
			(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間	677円	
					平日夜間	782円	
					平日深夜	903円	
					土日祝日昼夜間	812円	
					土日祝日深夜	933円	

		イ	加算額	(7) (略)	(4) 当社が保有する未利用の電気通信番号についてルーティング番号登録工事を行う場合の加算額	1件ごとに		1,513円						イ	加算額	(7) (略)	(4) 当社が保有する未利用の電気通信番号についてルーティング番号登録工事を行う場合の加算額	1件ごとに		1,510円								
						1電気通信番号ごとに		1,513円											1電気通信番号ごとに		1,510円							
(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除する工事に要する費用	ア	ルーティング番号のみを削除する場合	(7) (4)以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間		1,108円	——	(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除する工事に要する費用	ア	ルーティング番号のみを削除する場合	(7) (4)以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間		1,106円	——	(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除する工事に要する費用	ア	ルーティング番号のみを削除する場合	(7) (4)以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間		1,106円
						平日夜間		1,280円								平日夜間		1,278円								平日夜間		1,278円
						平日深夜		1,478円								平日深夜		1,475円								平日深夜		1,475円
						土日祝日昼夜間		1,329円								土日祝日昼夜間		1,327円								土日祝日昼夜間		1,327円
						土日祝日深夜		1,527円								土日祝日深夜		1,524円								土日祝日深夜		1,524円
				(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間		575円	——					(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間		574円	——					(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間		574円
						平日夜間		665円								平日夜間		663円								平日夜間		663円
						平日深夜		767円								平日深夜		766円								平日深夜		766円
						土日祝日昼夜間		690円								土日祝日昼夜間		689円								土日祝日昼夜間		689円
						土日祝日深夜		793円								土日祝日深夜		791円								土日祝日深夜		791円
		イ	ルーティング番号及び契約者回線番号等を削除する場合	(7) (4)以外の場合	1ルーティング番号及び契約者回線番号等ごとに	平日昼間		1,241円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。			イ	ルーティング番号及び契約者回線番号等を削除する場合	(7) (4)以外の場合	1ルーティング番号及び契約者回線番号等ごとに	平日昼間		1,238円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。			(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号及び契約者回線番号等ごとに	平日昼間		574円		
						平日夜間		1,434円								平日夜間		1,431円						平日夜間		663円		
						平日深夜		1,655円								平日深夜		1,652円						平日深夜		766円		
						土日祝日昼夜間		1,489円								土日祝日昼夜間		1,486円						土日祝日昼夜間		689円		
						土日祝日深夜		1,711円								土日祝日深夜		1,707円						土日祝日深夜		791円		
				(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号及び契約者回線番号等ごとに	平日昼間		575円							平日昼間		574円	平日昼間							574円			
						平日夜間		665円							平日夜間		663円	平日夜間							663円			
						平日深夜		767円							平日深夜		766円	平日深夜							766円			
						土日祝日昼夜間		690円							土日祝日昼夜間		689円	土日祝日昼夜間							689円			
						土日祝日深夜		793円							土日祝日深夜		791円	土日祝日深夜							791円			
(26) -2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア	基本額	(7) (4)以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間		2,215円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。	(26) -2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア	基本額	(7) (4)以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間		2,211円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。	(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに			平日昼間		997円		
						平日夜間		2,560円								平日夜間		2,555円						平日夜間		1,152円		
						平日深夜		2,955円								平日深夜		2,950円						平日深夜		1,330円		
						土日祝日昼夜間		2,659円								土日祝日昼夜間		2,654円						土日祝日昼夜間		1,196円		
						土日祝日深夜		3,054円								土日祝日深夜		3,048円						土日祝日深夜		1,374円		
				(4) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに	平日昼間		999円						平日昼間		999円	平日昼間							997円				
						平日夜間		1,154円						平日夜間		1,154円	平日夜間							1,152円				
						平日深夜		1,332円						平日深夜		1,332円	平日深夜							1,330円				
						土日祝日昼夜間		1,199円						土日祝日昼夜間		1,199円	土日祝日昼夜間							1,196円				
						土日祝日深夜		1,377円						土日祝日深夜		1,377円	土日祝日深夜							1,374円				
		イ (略)										イ (略)										イ (略)						
(27) (略)									(27) (略)																			

(27) -2 光屋内配線 工事費	光信号分岐 端末回線と 一体として 当社の光屋 内配線（主 として一戸 建ての建物 に設置され る形態によ り設置する ものに限 ります。）に 係る工事に 要する費用	ア 光屋内配線を新たに設置する場合			1 工 事 ご と に	平日昼間	14,038円	――
						平日夜間	15,891円	――
						平日深夜	18,014円	――
						土日祝日 昼間	16,422円	――
						土日祝日 夜間	16,422円	――
						土日祝日 深夜	18,545円	――
		イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合			1 工 事 ご と に	平日昼間	10,696円	――
						平日夜間	12,360円	――
						平日深夜	14,267円	――
						土日祝日 昼間	12,837円	――
						土日祝日 夜間	12,837円	――
						土日祝日 深夜	14,744円	――
	既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場合	(7) 利用者宅内の壁面に既に設置された光成端盤（光屋内配線を終端しているものに限り ます。以下 (イ)欄に おいて同 じとしま す。）を 利用する 場合	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1 工 事 ご と に	平日昼間	4,668円	――	
					平日夜間	5,092円	――	
					平日深夜	5,577円	――	
					土日祝日 昼間	5,213円	――	
					土日祝日 夜間	5,213円	――	
					土日祝日 深夜	5,699円	――	
			② 当社による当社の回線終端装置の撤去とは別に、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1 工 事 ご と に	平日 昼間	6,587円	――	
					平日 夜間	7,309円	――	
					平日 深夜	8,137円	――	
					土日 祝日 昼間	7,516円	――	
					土日 祝日 夜間	7,516円	――	
					土日 祝日 深夜	8,344円	――	
(27) -2 光屋内配線 工事費	光信号分岐 端末回線と 一体として 当社の光屋 内配線（主 として一戸 建ての建物 に設置され る形態によ り設置する ものに限 ります。）に 係る工事に 要する費用	ア 光屋内配線を新たに設置する場合			1 工 事 ご と に	平日昼間	13,903円	――
						平日夜間	15,754円	――
						平日深夜	17,872円	――
						土日祝日 昼間	16,283円	――
						土日祝日 夜間	16,283円	――
						土日祝日 深夜	18,399円	――
		イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合			1 工 事 ご と に	平日昼間	10,674円	――
						平日夜間	12,337円	――
						平日深夜	14,240円	――
						土日祝日 昼間	12,813円	――
						土日祝日 夜間	12,813円	――
						土日祝日 深夜	14,714円	――
	既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場合	(7) 利用者宅内の壁面に既に設置された光成端盤（光屋内配線を終端しているものに限り ます。以下 (イ)欄に おいて同 じとしま す。）を 利用する 場合	① 当社による当社の回線終端装置の撤去に併せて、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1 工 事 ご と に	平日昼間	4,595円	――	
					平日夜間	5,019円	――	
					平日深夜	5,504円	――	
					土日祝日 昼間	5,140円	――	
					土日祝日 夜間	5,140円	――	
					土日祝日 深夜	5,624円	――	
			② 当社による当社の回線終端装置の撤去とは別に、既に設置された光屋内配線の利用に係る工事を行う場合	1 工 事 ご と に	平日 昼間	6,510円	――	
					平日 夜間	7,232円	――	
					平日 深夜	8,058円	――	
					土日 祝日 昼間	7,439円	――	
					土日 祝日 夜間	7,439円	――	
					土日 祝日 深夜	8,264円	――	

(36) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置(既設未利用のものを新たに利用する場合を含みます。)する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間	<u>1,359円</u>	——
			平日夜間	<u>1,434円</u>	
			平日深夜	<u>1,521円</u>	
			土日祝日昼間	<u>1,456円</u>	
			土日祝日夜間	<u>1,456円</u>	
			土日祝日深夜	<u>1,542円</u>	
(37) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日夜間	<u>1,283円</u>	——
			平日深夜	<u>2,756円</u>	
			土日祝日昼間	<u>1,657円</u>	
			土日祝日夜間	<u>1,657円</u>	
			土日祝日深夜	<u>3,126円</u>	
(38) 融着接続工事費	光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）との接続を申込み場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事（光ファイバケーブル同士を融解して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限ります。）により接続する場合に要する費用	1 回線ごとに	平日昼間	<u>3,184円</u>	——
			土日祝日昼間	<u>3,821円</u>	

2－2～2－3 （略）

2－4 2－3に適用する作業単金

区分	単位	内容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	<u>6,053円</u>
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	<u>6,995円</u>
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	<u>8,074円</u>
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	<u>7,265円</u>
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	<u>8,344円</u>

(36) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置(既設未利用のものを新たに利用する場合を含みます。)する工事に要する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間	<u>1,366円</u>	——
			平日夜間	<u>1,441円</u>	
			平日深夜	<u>1,528円</u>	
			土日祝日昼間	<u>1,463円</u>	
			土日祝日夜間	<u>1,463円</u>	
			土日祝日深夜	<u>1,549円</u>	
(37) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日夜間	<u>1,374円</u>	——
			平日深夜	<u>2,950円</u>	
			土日祝日昼間	<u>1,773円</u>	
			土日祝日夜間	<u>1,773円</u>	
			土日祝日深夜	<u>3,344円</u>	
(38) 融着接続工事費	光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）との接続を申込み場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事（光ファイバケーブル同士を融解して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限ります。）により接続する場合に要する費用	1 回線ごとに	平日昼間	<u>3,178円</u>	——
			土日祝日昼間	<u>3,814円</u>	

2－2～2－3 （略）

2－4 2－3に適用する作業単金

区分	単位	内容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	<u>6,041円</u>
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	<u>6,982円</u>
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	<u>8,059円</u>
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	<u>7,251円</u>
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	<u>8,327円</u>

2 手続費の額

2-1 手続費

区分				単位	手続費の額	備考		
(1) (略)								
(2) 料金回収 手続費	別表２（接続形態）第２表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる接続形態の場合であって、同別表第３表において当社が利用者料金請求事業者となるときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	アイ以外 の場合	(7) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を１の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	１内訳項目ごとに	13.03円	特定中継事業者に適用します。		
				月額	当社が請求する利用者料金額の 0.08% に相当する額			
				(4) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	月額			当社が請求する利用者料金額の 3.0% に相当する額
				(7) 当社の音声利用IP通信網サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を１の協定事業者が専有する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	１通信ごとに		0.20円	
					１内訳項目ごとに		13.62円	
			月額	当社が請求する利用者料金額の 0.08% に相当する額				
		イ (略)						
			アイ 50音別電話帳に掲載する場合	１発行ごとに１掲載あたり	77円			
		イ 職業別電話帳に掲載する場合		１発行ごとに１掲載あたり	209円			
		(4) 番号情報データベース登録 手続費	協定事業者から契約者の番号情報を番号情報データベースに登録しよう書面により請求された場合に、当該番号情報を番号情報データベースに登録するときに要する費用		１登録ごとに１番号あたり	295円		
(5) お客様情報照会書作成 手続費	第98条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）又は第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第３項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合は手続きに要する費用		１件ごとに	(略)	中継事業者又は国際系事業者に適用します。			
(6) 利用契約締結 手続費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用		１件ごとに	(略)	みなし契約事業者に適用します。			
(7) 債権譲受 手続費	第80条（債権譲受）の規定により、当社が協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金の債権をその協定事業者より譲り受けたときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	アイ以外 の場合	(7) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を１の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	１内訳項目ごとに	13.03円	特定中継事業者に適用します。		
				月額	当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金額の 0.08% に相当する額			
				(4) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	月額			当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金額の 3.0% に相当する額
					１通信ごとに			0.08% に相当する額
		１内訳項目ごとに				0.08% に相当する額		
		月額	当社が請求する利用者料金額の					
イ (略)								

2 手続費の額
2-1 手続費

区分				単位	手続費の額	備考	
(1) (略)							
(2) 料金回収 手続費	別表2（接続形態）第2表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる接続形態の場合であって、同別表第3表において当社が利用者料金請求事業者となるときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	アイ以外の場合	(7) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	1 内訳項目ごとに	12.39円	特定中継事業者に適用します。	
				月額	当社が請求する利用者料金額の 0.06% に相当する額		
					月額		当社が請求する利用者料金額の 2.3% に相当する額
							1 通信ごとに
				1 内訳項目ごとに			13.02円
					月額		当社が請求する利用者料金額の 0.06% に相当する額
		イ (略)					
		(3) 電話帳掲載 手続費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	ア 50音別電話帳に掲載する場合	1 発行ごとに1掲載あたり	81円	
				イ 職業別電話帳に掲載する場合	1 発行ごとに1掲載あたり	216円	
		(4) 番号情報データベース登録 手続費	協定事業者から契約者の番号情報を番号情報データベースに登録するよう書面により請求された場合に、当該番号情報を番号情報データベースに登録するときに要する費用		1 登録ごとに1番号あたり	379円	
(5) お客様情報照会書作成 手続費	第98条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）又は第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合の手続きに要する費用		1 件ごとに	(略)	中継事業者又は国際系事業者に適用します。		
(6) 利用契約締結 手続費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用		1 件ごとに	(略)	みなし契約事業者に適用します。		
(7) 債権譲受 手続費	第80条（債権譲受）の規定により、当社が協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金の債権をその協定事業者より譲り受けたときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	アイ以外の場合	(7) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	1 内訳項目ごとに	12.39円	特定中継事業者に適用します。	
				月額	当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金額の 0.06% に相当する額		
					月額		当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金額の 2.3% に相当する額
							(4) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合
		イ (略)					

(8)	みなし契約者に関する宛名情報提供手数料	第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報等を当社が別に定める方式により提供する場合の手続きに要する費用	1件ごとに	29.30円	みなし契約事業者に適用します。			
(9)	料金請求回収代行手数料	第81条（利用者料金の請求回収代行）の規定により、協定事業者が請求、回収すべき利用者料金を当社が代行して請求、収納する場合の手續に要する費用	ア 協定事業者が請求、回収すべき利用者料金が電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスに係るものである場合	(7) 請求情報の授受等に係るもの	1内訳項目ごとに	14.12円	_____	
			(イ) 請求・収納・不払い対応に係るもの	1内訳項目ごとに	10.41円	_____		
				_____	_____	_____		
(10)	立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	イ（略）		_____	_____	_____	
			イ 第95条の3（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等（電力設備及び空気調整設備を除きます。）を通信用建物において搬出入する場合	1回ごとに	平日昼間	9.636円	_____	
					平日夜間	11.136円		
					平日深夜	12.854円		
					土日祝日昼夜間	11.566円		
					土日祝日深夜	13.284円		
			ウ 第95条の3第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等を通信用建物において当社の電気通信設備若しくは電力設備に接続し又は切断する場合	(7) (イ)以外の場合	1回ごとに	平日昼間	10.199円	_____
					1回ごとに	平日夜間	11.787円	
						平日深夜	13.605円	
						土日祝日昼夜間	12.242円	
						土日祝日深夜	14.060円	
			(イ) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光主配線盤に接続し又は切断する場合	1回ごとに	平日昼間	7.699円	_____	
					平日夜間	8.898円		
					平日深夜	10.270円		
					土日祝日昼夜間	9.241円		
					土日祝日深夜	10.614円		
			エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合		1回ごとに	9.582円	_____	
(11)	端末回線線路条件調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第1号の規定により、当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。）に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに	1.011円	_____			
(12)	端末回線収容状況調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに	636円	_____			
(13)	（略）	_____	_____	_____	_____			
(13)	-2 DSL回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用	1回線ごとに	690円	_____			
		イ 第52条（協定事業者の切分責任等）第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用	1回線ごとに	938円	申告事業者に適用します。			
(13)	-3 DSL回線換算線路長等調査費	当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。）に関する情報を調査する場合に要する費用	1回線ごとに	714円	_____			
(14)	優先接続受付手数料	優先接続の受付に要する費用	1変更ごとに	118円	_____			

(8)	みなし契約者に関する宛名情報提供手数料	第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報等を当社が別に定める方式により提供する場合の手続きに要する費用	1件ごとに	32.43円	みなし契約事業者に適用します。			
(9)	料金請求回収代行手数料	第81条（利用者料金の請求回収代行）の規定により、協定事業者が請求、回収すべき利用者料金が電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスに係るものである場合	ア 協定事業者が請求、回収すべき利用者料金が電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスに係るものである場合	(7) 請求情報の授受等に係るもの	1内訳項目ごとに	19.29円	_____	
			(イ) 請求・収納・不払い対応に係るもの	1内訳項目ごとに	10.49円	_____		
				_____	_____	_____		
(10)	立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	イ（略）		_____	_____	_____	
			イ 第95条の3（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等（電力設備及び空気調整設備を除きます。）を通信用建物において搬出入する場合	1回ごとに	平日昼間	9.617円	_____	
					平日夜間	11.115円		
					平日深夜	12.830円		
					土日祝日昼夜間	11.544円		
					土日祝日深夜	13.257円		
			ウ 第95条の3第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等を通信用建物において当社の電気通信設備若しくは電力設備に接続し又は切断する場合	(7) (イ)以外の場合	1回ごとに	平日昼間	10.179円	_____
					1回ごとに	平日夜間	11.765円	
						平日深夜	13.579円	
						土日祝日昼夜間	12.218円	
						土日祝日深夜	14.031円	
			(イ) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光主配線盤に接続し又は切断する場合	1回ごとに	平日昼間	7.684円	_____	
					平日夜間	8.881円		
					平日深夜	10.251円		
					土日祝日昼夜間	9.223円		
					土日祝日深夜	10.592円		
			エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合		1回ごとに	9.563円	_____	
(11)	端末回線線路条件調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第1号の規定により、当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。）に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに	1.009円	_____			
(12)	端末回線収容状況調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに	634円	_____			
(13)	（略）	_____	_____	_____	_____			
(13)	-2 DSL回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用	1回線ごとに	689円	_____			
		イ 第52条（協定事業者の切分責任等）第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用	1回線ごとに	936円	申告事業者に適用します。			
(13)	-3 DSL回線換算線路長等調査費	当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。）に関する情報を調査する場合に要する費用	1回線ごとに	713円	_____			
(14)	優先接続受付手数料	優先接続の受付に要する費用	1変更ごとに	120円	_____			

(15) 光回線設備線路条件調査費	第99条の6（光回線設備に係る情報の提供）の規定により、当社が光回線設備の線路条件の情報提供を行う場合の調査に要する費用	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(7) 基本額	① 利用者の建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	6,150円	――
				② 通信用建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	708円	――
			(イ) 加算額	伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1回線ごとの1調査ごとに	805円	――
		イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備（光信号分岐端末回線を除きます。）の経過年数の調査に要する費用			1区間ごとに	1,616円	――
		ウ 同条第2項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(7) 基本額		1番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに	(略)	――
(イ) 加算額	光信号端末回線（光局外スリッタを含むものに限りません。）の調査を行う場合		1番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに	(略)	――		
(16)～(20) (略)						――	――
(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2（事前照会）第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック（それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限りません。）を協定事業者が設置する場合			1通信用建物ごとの1件ごとに	9,552円	――
		イ 光信号局内伝送路のみを通信用建物に協定事業者が設置する場合			1通信用建物ごとの1件ごとに	926円	――
(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2（事前照会）第2項第9号又は第34条の2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第2項に規定する事項の調査に要する費用			1区間ごとに		1,919円	――
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報（第10条の2（事前照会）第2項第8号に係るものに限りません。）を提供する場合に要する費用	ア 提供可能時期の調査に要する費用	(7) 光信号端末回線（既に設置された当社の光屋内配線を除きます。）に係る情報を提供する場合	1区間ごとに		4,146円	――
			(イ) 既に設置された光屋内配線に係る情報を提供する場合	1区間ごとに		12,306円	――
		イ 伝送損失の調査に要する費用			1区間ごとに	2,772円	――
(24) 自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計、工事調整、接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	ア 接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに		48,442円	――
			(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに		33,655円	――
			(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに		20,187円	――

(15) 光回線設備線路条件調査費	第99条の6（光回線設備に係る情報の提供）の規定により、当社が光回線設備の線路条件の情報提供を行う場合の調査に要する費用	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(7) 基本額	① 利用者の建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	6,138円	――
				② 通信用建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	707円	――
			(イ) 加算額	伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1回線ごとの1調査ごとに	803円	――
		イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備（光信号分岐端末回線を除きます。）の経過年数の調査に要する費用			1区間ごとに	1,613円	――
		ウ 同条第2項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(7) 基本額		1番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに	(略)	――
(イ) 加算額	光信号端末回線（光局外スリッタを含むものに限りません。）の調査を行う場合		1番号又は1住所ごとの1成功検索ごとに	(略)	――		
(16)～(20) (略)						――	――
(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2（事前照会）第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック（それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限りません。）を協定事業者が設置する場合			1通信用建物ごとの1件ごとに	9,533円	――
		イ 光信号局内伝送路のみを通信用建物に協定事業者が設置する場合			1通信用建物ごとの1件ごとに	924円	――
(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2（事前照会）第2項第9号又は第34条の2（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第2項に規定する事項の調査に要する費用			1区間ごとに		1,915円	――
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報（第10条の2（事前照会）第2項第8号に係るものに限りません。）を提供する場合に要する費用	ア 提供可能時期の調査に要する費用	(7) 光信号端末回線（既に設置された当社の光屋内配線を除きます。）に係る情報を提供する場合	1区間ごとに		4,138円	――
			(イ) 既に設置された光屋内配線に係る情報を提供する場合	1区間ごとに		12,281円	――
		イ 伝送損失の調査に要する費用			1区間ごとに	2,767円	――
(24) 自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計、工事調整、接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	ア 接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに		48,346円	――
			(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに		33,588円	――
			(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに		20,147円	――

				(イ) 複数のキャビネットトラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	18,050円	――		
		イ	接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットトラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	8,492円	――		
				(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	8,214円	――		
				(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,477円	――		
				(イ) 複数のキャビネットトラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,386円	――		
		ウ	接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	(7) (4)以外の場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,253円	――		
				(4) 確認の対象が接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットトラック内に終始し、接続申込者が撮影した写真により確認を行う場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	2,827円	――		
		エ	接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用		1通信用建物ごとの1件ごとに	5,345円	――		
(25)	(略)								
(26)	光配線区域情報調査費	第99条の6（光回線設備に係る情報の提供）第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア	第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとの1件ごとに	24,021円	――		
			イ	第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとの1件ごとに	7,892円	――		
			ウ	第3号に規定する光配線区域内の加入電話等敷設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとの1件ごとに	2,353円	――		
(27)	ルーティング番号登録工事等受付手続費	ルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア	イ以外の場合	(7) (イ)以外の場合	① 当社が保有する未利用の電気通信番号を登録する場合	1件ごとに	5,647円	――
						② ①を適用し既に移転した番号について、再度ルーティング番号登録工事の事前に移転可否調査を実施する場合	1電気通信番号ごとに	303円	――
				(イ) 複数のキャビネットトラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	18,014円	――		
		イ	接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットトラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	8,476円	――		
				(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	8,198円	――		
				(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,464円	――		
				(イ) 複数のキャビネットトラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,373円	――		
		ウ	接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	(7) (4)以外の場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,240円	――		
				(4) 確認の対象が接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットトラック内に終始し、接続申込者が撮影した写真により確認を行う場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	2,821円	――		
		エ	接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用		1通信用建物ごとの1件ごとに	5,334円	――		
(25)	(略)								
(26)	光配線区域情報調査費	第99条の6（光回線設備に係る情報の提供）第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア	第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとの1件ごとに	28,272円	――		
			イ	第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとの1件ごとに	9,768円	――		
			ウ	第3号に規定する光配線区域内の加入電話等敷設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとの1件ごとに	2,348円	――		
(27)	ルーティング番号登録工事等受付手続費	ルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア	イ以外の場合	(7) (イ)以外の場合	① 当社が保有する未利用の電気通信番号を登録する場合	1件ごとに	5,636円	――
						② ①を適用し既に移転した番号について、再度ルーティング番号登録工事の事前に移転可否調査を実施する場合	1電気通信番号ごとに	302円	――

			③ 協定事業者が電気通信サービス（音声伝送役務に限ります）の提供を希望する番号区画（電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）別表第1に規定するものをいいます。）と異なる番号区画のルーティング番号を用いて一般番号ポータビリティを行う場合	1 件ごとに	56円	――
			(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 件ごとに	56円	――
		イ	当社が指定した電気通信回線設備を通じてルーティング番号等削除工事（ルーティング番号のみを削除する場合に限ります。）又はルーティング番号変更工事の申込みを行う場合	1 件ごとに	90円	――
(28) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア	イ 以外の場合	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに	744円	――
		イ	当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに	290円	――
(29) き線点情報調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合の調査に要する費用			1 通信用建物ごとに	17,459円	――
(30) き線点換算線路長調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合に要する費用			1 電柱ごとに	714円	――
(31) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合の調査に要する費用	ア	机上調査を行う場合	1 電柱ごとに	1,435円	――
		イ	現地調査を行う場合	1 電柱ごとに	12,911円	――

			③ 協定事業者が電気通信サービス（音声伝送役務に限ります）の提供を希望する番号区画（電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）別表第1に規定するものをいいます。）と異なる番号区画のルーティング番号を用いて一般番号ポータビリティを行う場合	1 件ごとに	63円	――
			(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 件ごとに	63円	――
		イ	当社が指定した電気通信回線設備を通じてルーティング番号等削除工事（ルーティング番号のみを削除する場合に限ります。）又はルーティング番号変更工事の申込みを行う場合	1 件ごとに	104円	――
(28) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア	イ 以外の場合	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに	745円	――
		イ	当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに	200円	――
(29) き線点情報調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合の調査に要する費用			1 通信用建物ごとに	17,445円	――
(30) き線点換算線路長調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合に要する費用			1 電柱ごとに	713円	――
(31) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合の調査に要する費用	ア	机上調査を行う場合	1 電柱ごとに	1,432円	――
		イ	現地調査を行う場合	1 電柱ごとに	12,885円	――

(32) 接続工事等時刻指定手続費	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用	1件ごとに	平日昼間	6,737円	_____
			平日夜間	16,627円	_____
			平日深夜	27,726円	_____
			土日祝日昼間	8,086円	_____
			土日祝日夜間	17,269円	_____
			土日祝日深夜	28,653円	_____
(33) 端末回線情報提供手続費	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用	月額		1,618,000円	_____
(34) テーブ分散による光信号端末回線の確認及びテーブ分散可否調査費	ア 第34条の10（光信号端末回線のテーブ分散に係る確認調査及び接続の申込み）第1項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,221円	_____
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,724円	_____
	イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,076円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,585円	
	ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,076円	_____
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,893円	_____
	第99条の13（申込者情報確認結果の即時通知）第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する場合の手続きに要する費用		月額	1,595,995円	_____
	光信号分岐端末回線工事日予約可否調査費		1調査ごとに	7,264円	_____
(32) 接続工事等時刻指定手続費	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用	1件ごとに	平日昼間	6,724円	_____
			平日夜間	16,596円	_____
			平日深夜	27,675円	_____
			土日祝日昼間	8,070円	_____
			土日祝日夜間	17,236円	_____
			土日祝日深夜	28,595円	_____
(33) 端末回線情報提供手続費	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用	月額		1,610,000円	_____
(34) テーブ分散による光信号端末回線の確認及びテーブ分散可否調査費	ア 第34条の10（光信号端末回線のテーブ分散に係る確認調査及び接続の申込み）第1項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,217円	_____
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,718円	_____
	イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,072円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,580円	
	ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,072円	_____
		(4) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,888円	_____
	第99条の13（申込者情報確認結果の即時通知）第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する場合の手続きに要する費用		月額	1,092,084円	_____
	光信号分岐端末回線工事日予約可否調査費		1調査ごとに	7,249円	_____

2. 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料
2-1 (略)
2-2 料金額

1平方メートルごとに年額			
通信用建物が所属する行政区域	通信用建物名	土地	通信用建物
富山県	富山	(略)	53.644円
	富山南	651円	30.630円
	和合	146円	11.214円
	水尻	443円	21.043円
	呉羽	(略)	8.142円
	富山水橋	295円	7.632円
	富山北	480円	16.178円
	高岡	364円	26.295円
	高岡市外	333円	20.567円
	高岡立野	444円	7.297円
	戸出機械棟	360円	12.840円
	新湊機械棟	354円	12.432円
	堀岡	183円	9.444円
	魚津	254円	19.493円
	氷見	382円	46.613円
	富山滑川	394円	15.406円
	黒部別	(略)	18.148円
	礪波	592円	48.719円
	小矢部	372円	10.604円
	大沢野別	293円	33.791円
	上滝	180円	8.349円
	上市	202円	9.290円
	入善	362円	13.195円
	婦中	346円	13.723円
	小杉	409円	45.203円
	太閤山	437円	3.860円
	大門	471円	78.510円
	富山平	61円	11.437円
	井波	166円	68.654円
	福野	330円	12.030円
	富山福光	346円	12.837円
	富山岩瀬2	376円	14.164円
	高岡伏木	331円	19.129円
	高岡中田	287円	46.419円
	富山柳田	426円	18.874円
	梅檀野	104円	13.249円
	富山立山	204円	13.960円
	宇奈月	112円	12.313円
	富山朝日	142円	27.979円
	越中八尾	242円	26.107円
	富山古里	348円	14.416円
	城端	224円	66.934円
	富山福岡別	(略)	7.945円
	津沢	250円	14.580円
	入善南	99円	15.074円
石川県	鳴和	1,104円	52.945円
	金石	727円	42.490円
	金沢弥生	894円	14.037円
	入江	1,005円	67.385円
	額	942円	8.445円
	金沢森本	619円	24.781円
	粟ヶ崎	1,273円	9.046円
	金沢3	1,859円	22.172円
	七尾	280円	32.022円
	徳田	200円	10.953円
	和倉	692円	11.110円
	石川小松	544円	44.736円
	符津	411円	17.032円
	中海	431円	8.069円
	輪島	219円	33.660円
	珠洲	207円	74.123円
	石川加賀	303円	22.101円
	片山津	235円	7.928円
	山代	219円	12.601円
	羽咋	330円	12.166円
	邑知	214円	15.132円
	松任	504円	52.571円
	山中	907円	7.762円
	根上別	377円	10.287円
	寺井2	378円	8.951円
	辰口	653円	4.547円
	鶴来	718円	17.820円
	金沢西	924円	19.383円
	野々市	766円	14.817円
	津幡	486円	23.622円
	石川河北	768円	15.692円
	志雄	112円	9.809円
	押水	114円	11.819円
	田鶴浜	228円	12.869円
	鳥屋	259円	13.520円
	石川中島	200円	20.945円
	石川鹿島	(略)	10.195円
	能都	349円	24.893円
	犀川	361円	40.507円
	粟津	86円	26.232円
	美川	424円	11.097円
	七塚木津	182円	11.795円
	内灘	(略)	18.061円
	石川	251円	10.209円
	石川高松別	179円	9.200円
	富来	111円	15.569円
	穴水	236円	30.338円
	羽咋志賀別	188円	13.711円
	宝立	87円	8.386円
	久江	144円	9.065円
	鹿西	242円	14.676円
	門前	22円	14.867円
	柳田	114円	5.561円
	石川内浦	119円	14.160円
	能都小木	73円	2.835円
	金沢2	1,127円	27.420円
	町野	247円	5.674円
	鹿島能登島	158円	14.947円

2. 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料
2-1 (略)
2-2 料金額

1平方メートルごとに年額			
通信用建物が所属する行政区域	通信用建物名	土地	通信用建物
富山県	富山	(略)	68.150円
	富山南	655円	25.787円
	和合	148円	10.441円
	水尻	446円	12.859円
	呉羽	(略)	9.237円
	富山水橋	292円	7.116円
	富山北	484円	13.370円
	高岡	356円	23.316円
	高岡市外	317円	21.724円
	高岡立野	448円	6.983円
	戸出機械棟	379円	15.963円
	新湊機械棟	343円	9.373円
	堀岡	190円	8.637円
	魚津	251円	18.521円
	氷見	384円	45.865円
	富山滑川	364円	13.444円
	黒部別	(略)	16.091円
	礪波	594円	29.118円
	小矢部	385円	50.930円
	大沢野別	277円	32.230円
	上滝	183円	7.988円
	上市	205円	8.000円
	入善	297円	8.422円
	婦中	349円	11.707円
	小杉	424円	25.328円
	太閤山	438円	4.996円
	大門	439円	76.078円
	富山平	60円	10.725円
	井波	178円	35.959円
	福野	318円	13.269円
	富山福光	320円	10.301円
	富山岩瀬2	380円	13.176円
	高岡伏木	348円	17.496円
	高岡中田	288円	27.102円
	富山柳田	436円	17.371円
	梅檀野	106円	10.887円
	富山立山	206円	11.949円
	宇奈月	116円	12.119円
	富山朝日	144円	22.171円
	越中八尾	225円	21.225円
	富山古里	353円	11.126円
	城端	240円	63.074円
	富山福岡別	(略)	28.235円
	津沢	251円	13.265円
	入善南	98円	12.565円
石川県	鳴和	1,213円	48.716円
	金石	743円	39.295円
	金沢弥生	926円	43.468円
	入江	1,003円	66.864円
	額	893円	10.332円
	金沢森本	577円	19.676円
	粟ヶ崎	1,364円	8.055円
	金沢3	1,630円	17.979円
	七尾	274円	29.734円
	徳田	207円	10.065円
	和倉	699円	10.508円
	石川小松	545円	38.718円
	符津	409円	15.188円
	中海	437円	36.509円
	輪島	209円	26.352円
	珠洲	226円	69.023円
	石川加賀	304円	45.042円
	片山津	227円	7.408円
	山代	248円	6.233円
	羽咋	142円	9.929円
	邑知	218円	14.123円
	松任	507円	48.844円
	山中	771円	8.374円
	根上別	426円	8.961円
	寺井2	320円	11.106円
	辰口	655円	23.238円
	鶴来	758円	14.890円
	金沢西	926円	21.125円
	野々市	788円	11.219円
	津幡	485円	21.407円
	石川河北	771円	17.141円
	志雄	114円	8.705円
	押水	122円	12.766円
	田鶴浜	242円	11.685円
	鳥屋	270円	13.151円
	石川中島	198円	15.720円
	石川鹿島	(略)	9.442円
	能都	372円	22.527円
	犀川	363円	37.573円
	粟津	92円	46.132円
	美川	395円	9.874円
	七塚木津	188円	10.402円
	内灘	(略)	16.381円
	石川	252円	40.032円
	石川高松別	166円	8.468円
	富来	104円	11.902円
	穴水	251円	26.361円
	羽咋志賀別	175円	10.036円
	宝立	88円	7.657円
	久江	151円	8.234円
	鹿西	225円	13.394円
	門前	26円	14.583円
	柳田	124円	7.181円
	石川内浦	121円	13.130円
	能都小木	82円	2.441円
	金沢2	1,640円	24.877円
	町野	253円	5.566円
	鹿島能登島	166円	12.456円

福井県	福井 2	604円	14,308円
	福井南	787円	15,016円
	麻生津	398円	11,355円
	敦賀	665円	18,909円
	武生局舎 2	240円	18,154円
	福井小浜 2	620円	37,092円
	東小浜	282円	52,866円
	福井大野	180円	11,156円
	福井勝山	243円	19,106円
	鯖江	454円	11,479円
	鯖江西	(略)	17,697円
	福井松岡別	468円	5,782円
	福井三国	255円	21,076円
	芦原	128円	67,402円
	丸岡	316円	15,761円
	春江別	437円	10,771円
	山東	436円	(略)
	上中	226円	12,058円
	福井高浜別	573円	8,090円
	福井東別	771円	10,034円
	福井森田	365円	9,452円
	西安居	98円	17,960円
	福井坂井	122円	3,553円
	福井朝日別	242円	14,908円
	福井清水	143円	11,114円
	福井	604円	49,168円
	足羽別	331円	7,575円
	河和田	163円	5,679円
	永平寺	322円	15,196円
	金津別	255円	9,567円
	今立別	349円	8,243円
	福井三方別	154円	11,383円
	美浜	199円	15,842円
	大飯	563円	18,790円
	今庄	354円	11,784円
	福井河合	206円	2,726円
	福井鶴	179円	9,286円
	五分市	433円	10,563円
	上志比	160円	31,117円
	福井池田	309円	9,318円
	南条	496円	9,249円
	福井宮崎	85円	13,555円
	名田庄	90円	12,421円
	越前	597円	16,182円
	荒土	179円	14,695円
	細呂木	72円	11,962円
	織田	149円	15,676円
岐阜県	岐阜	766円	48,724円
	岐阜本荘	725円	13,903円
	長良	898円	23,201円
	長森	898円	31,399円
	岐阜加納	1,402円	37,424円
	黒野	451円	13,257円
	芥見	301円	9,568円
	大垣南	744円	7,243円
	大垣西	301円	12,237円
	大垣丸ノ内南	444円	21,022円
	高山第二	2,362円	15,159円
	東濃 B	409円	33,408円
	岐阜根本	739円	29,026円
	岐阜関	483円	35,828円
	小金田	331円	10,822円
	岐阜中津川	381円	51,932円
	瑞浪	285円	13,261円
	岐阜羽島	458円	39,958円
	恵那 B	459円	39,056円
	武並	212円	12,961円
	中濃	503円	18,125円
	土岐	382円	17,397円
	各務原	488円	25,705円
	鶯沼	686円	34,638円
	可児	420円	56,256円
	笠松	641円	35,112円
	佐波	412円	15,753円
	養老	314円	71,891円
	垂井	167円	40,155円
	揖斐川	127円	19,204円
	岐阜北方	633円	10,105円
	穂積	755円	8,779円
	高富	569円	41,041円
	郡上八幡	628円	27,751円
	美濃白川	(略)	22,331円
	下呂	445円	15,733円
	荘川	26円	9,960円
	飛騨古川	499円	42,091円
	岐阜神岡	165円	15,754円
	一宮川島	484円	6,513円
	岐阜蔽美	274円	16,210円
	岐阜赤坂	495円	6,091円
	美濃坂本	(略)	11,162円
	第一落合	124円	21,500円
	美濃	375円	35,601円
	羽島南	236円	40,468円
	下石	204円	5,488円
	新駄知	120円	5,607円
	美濃平田	380円	45,830円
	養老東	210円	16,676円
	岐阜神戸	463円	18,264円
	輪之内	231円	52,634円
	美濃池田	331円	35,932円
	岐阜川辺	240円	20,585円
	御嵩	232円	12,612円
	笠原	355円	8,021円
	陶	100円	4,415円
	久々利	166円	5,445円
	春里	186円	4,466円
	海津	337円	47,040円
	南濃	263円	10,009円
	岐阜石津	285円	18,101円

福井県	福井 2	657円	13,068円
	福井南	758円	14,409円
	麻生津	409円	9,050円
	敦賀	697円	32,667円
	武生局舎 2	234円	12,524円
	福井小浜 2	637円	33,718円
	東小浜	291円	47,384円
	福井大野	212円	9,668円
	福井勝山	269円	19,194円
	鯖江	425円	15,652円
	鯖江西	(略)	62,237円
	福井松岡別	470円	5,486円
	福井三国	244円	18,042円
	芦原	120円	35,564円
	丸岡	303円	14,342円
	春江別	440円	10,155円
	山東	340円	(略)
	上中	240円	49,963円
	福井高浜別	577円	7,204円
	福井東別	773円	9,299円
	福井森田	379円	8,974円
	西安居	103円	15,032円
	福井坂井	124円	2,961円
	福井朝日別	231円	13,605円
	福井清水	145円	10,064円
	福井	657円	52,946円
	足羽別	268円	6,388円
	河和田	168円	5,310円
	永平寺	338円	13,908円
	金津別	274円	6,474円
	今立別	198円	28,747円
	福井三方別	128円	39,512円
	美浜	200円	38,135円
	大飯	565円	64,417円
	今庄	356円	9,732円
	福井河合	212円	2,738円
	福井鶴	186円	10,006円
	五分市	445円	53,297円
	上志比	170円	30,713円
	福井池田	314円	33,946円
	南条	502円	9,836円
	福井宮崎	93円	11,904円
	名田庄	98円	52,972円
	越前	646円	12,791円
	荒土	181円	12,026円
	細呂木	71円	9,632円
	織田	163円	15,461円
岐阜県	岐阜	744円	44,047円
	岐阜本荘	719円	15,905円
	長良	909円	24,203円
	長森	947円	40,497円
	岐阜加納	1,370円	51,391円
	黒野	448円	11,357円
	芥見	294円	7,641円
	大垣南	758円	6,294円
	大垣西	319円	9,890円
	大垣丸ノ内南	450円	20,436円
	高山第二	2,063円	59,916円
	東濃 B	404円	22,316円
	岐阜根本	736円	26,062円
	岐阜関	477円	20,770円
	小金田	335円	28,881円
	岐阜中津川	435円	49,787円
	瑞浪	277円	12,178円
	岐阜羽島	459円	23,252円
	恵那 B	458円	24,731円
	武並	218円	12,203円
	中濃	501円	29,044円
	土岐	369円	15,644円
	各務原	486円	28,735円
	鶯沼	675円	18,231円
	可児	422円	49,865円
	笠松	631円	18,768円
	佐波	407円	14,043円
	養老	318円	67,517円
	垂井	168円	23,885円
	揖斐川	130円	16,401円
	岐阜北方	608円	9,238円
	穂積	757円	8,473円
	高富	560円	39,276円
	郡上八幡	595円	24,583円
	美濃白川	(略)	25,013円
	下呂	423円	15,384円
	荘川	28円	10,982円
	飛騨古川	473円	22,013円
	岐阜神岡	173円	17,190円
	一宮川島	498円	6,064円
	岐阜蔽美	283円	18,590円
	岐阜赤坂	488円	5,627円
	美濃坂本	(略)	10,459円
	第一落合	134円	18,225円
	美濃	374円	47,273円
	羽島南	247円	20,050円
	下石	205円	27,488円
	新駄知	135円	5,120円
	美濃平田	362円	41,074円
	養老東	220円	13,856円
	岐阜神戸	452円	16,401円
	輪之内	228円	117,382円
	美濃池田	333円	19,826円
	岐阜川辺	244円	18,741円
	御嵩	233円	26,863円
	笠原	296円	7,227円
	陶	111円	4,229円
	久々利	170円	7,558円
	春里	192円	5,377円
	海津	342円	39,942円
	南濃	275円	9,214円
	岐阜石津	292円	16,546円

	揖斐大野	140円	38,449円
	本巣	128円	24,050円
	武芸川	218円	24,361円
	岐阜大和	453円	7,220円
	富加	259円	8,713円
	八百津	195円	10,250円
	美濃坂下	119円	9,170円
	付知	185円	71,867円
	美濃福岡	203円	11,827円
	岩村	257円	13,405円
	山岡	(略)	13,932円
	明智	426円	14,196円
	岐阜萩原	704円	44,445円
	飛騨国府	105円	6,441円
	美濃加茂北	73円	14,856円
	前宮	356円	19,994円
	関ヶ原	232円	22,936円
	岐阜白鳥	446円	55,598円
	飛騨細江	83円	41,003円
	岐阜粟野	428円	44,805円
	美濃牧谷	68円	22,312円
	釜戸	137円	15,625円
	鶴里	103円	23,759円
	上石津	152円	6,384円
	名森	340円	98,137円
	墨俣	435円	10,985円
	岐阜美山	292円	29,876円
	谷合	123円	21,231円
	武儀	203円	31,303円
	高鷲	56円	93,099円
	美並	241円	10,957円
	七宗	262円	5,291円
	東白川	57円	12,666円
	加子母	128円	20,435円
	蛭川	180円	12,981円
	上矢作	73円	8,276円
	飛騨小坂	336円	29,503円
	飛騨竹原	171円	8,505円
	岐阜金山	656円	37,858円
	町方	297円	15,364円
	久々野	258円	35,543円
	奥飛騨温泉	199円	36,740円
	根尾	128円	13,795円
	蘇原	128円	16,603円
	巢南	175円	12,970円
	岐阜黒川	138円	44,156円
	飛騨河合	70円	69,360円
	上之保	138円	15,834円
静岡県			
	用宗	1,135円	12,980円
	静岡長沼	1,754円	8,346円
	城北	2,594円	29,617円
	静岡八幡	2,499円	81,428円
	静岡大谷	375円	6,521円
	静岡電々	6,218円	38,502円
	浜松	1,096円	37,788円
	積志	558円	40,177円
	浜松住吉	1,332円	12,051円
	三方原	1,009円	49,366円
	神久呂	448円	6,937円
	中野町	618円	6,883円
	白羽	317円	6,072円
	芳川	516円	46,319円
	都田	576円	32,996円
	向宿別	756円	14,507円
	増楽	852円	8,469円
	下香貫	818円	6,771円
	沼津高島	1,445円	15,790円
	沼津原	981円	22,100円
	江ノ浦	353円	34,547円
	沼津第二	1,398円	18,662円
	沼津北	1,423円	57,156円
	静岡清水	776円	16,274円
	有度	698円	28,008円
	江尻	1,576円	13,894円
	三保	500円	10,304円
	南熱海	401円	7,146円
	第二熱海	1,004円	42,786円
	三島中郷	971円	24,909円
	北田町	1,781円	46,047円
	富士宮	409円	13,718円
	伊東	434円	22,070円
	静岡伊東2	434円	19,203円
	八幡野	448円	7,350円
	静岡島田	982円	41,560円
	富士	666円	24,776円
	平垣	532円	26,376円
	富士鈴川	446円	5,325円
	富士岡	594円	7,101円
	鷹岡	453円	6,843円
	磐田	786円	16,512円
	焼津	405円	12,594円
	大富	651円	12,487円
	掛川	460円	26,694円
	伊達方	182円	40,157円
	藤枝	996円	26,162円
	兵太夫	987円	5,655円
	御殿場	919円	21,324円
	玉穂	506円	44,882円
	袋井	1,044円	49,557円
	天竜	466円	45,456円
	浜北	555円	39,890円
	伊東下田	530円	16,759円
	裾野	1,199円	7,214円
	湖西	854円	14,241円
	河津	460円	13,838円
	南伊豆	252円	16,861円
	仁科	1,005円	6,161円
	伊豆長岡	1,046円	19,048円
	揖斐大野	143円	18,765円
	本巣	134円	21,361円
	武芸川	221円	21,843円
	岐阜大和	462円	7,604円
	富加	263円	7,994円
	八百津	206円	10,832円
	美濃坂下	123円	8,983円
	付知	190円	39,504円
	美濃福岡	210円	28,802円
	岩村	266円	12,594円
	山岡	(略)	12,669円
	明智	448円	13,079円
	岐阜萩原	735円	22,051円
	飛騨国府	111円	6,502円
	美濃加茂北	78円	13,725円
	前宮	361円	18,407円
	関ヶ原	241円	19,703円
	岐阜白鳥	453円	35,823円
	飛騨細江	91円	35,447円
	岐阜粟野	436円	22,309円
	美濃牧谷	71円	18,636円
	釜戸	142円	14,162円
	鶴里	104円	21,998円
	上石津	154円	6,807円
	名森	343円	87,853円
	墨俣	443円	10,149円
	岐阜美山	301円	27,469円
	谷合	130円	58,418円
	武儀	216円	29,322円
	高鷲	57円	89,349円
	美並	252円	9,548円
	七宗	272円	5,549円
	東白川	60円	11,722円
	加子母	134円	18,819円
	蛭川	186円	10,349円
	上矢作	75円	6,456円
	飛騨小坂	348円	26,642円
	飛騨竹原	183円	7,336円
	岐阜金山	625円	34,527円
	町方	307円	15,105円
	久々野	271円	35,619円
	奥飛騨温泉	215円	33,434円
	根尾	134円	13,281円
	蘇原	133円	15,541円
	巢南	185円	11,408円
	岐阜黒川	142円	40,817円
	飛騨河合	76円	41,270円
	上之保	148円	14,605円
	美濃春日	74円	17,775円
静岡県	用宗	1,119円	11,701円
	静岡長沼	1,736円	17,273円
	城北	2,539円	22,596円
	静岡八幡	2,451円	69,309円
	静岡大谷	383円	6,014円
	静岡電々	5,664円	35,405円
	浜松	960円	32,357円
	積志	550円	24,903円
	浜松住吉	1,310円	47,923円
	三方原	993円	25,964円
	神久呂	426円	6,633円
	中野町	622円	6,574円
	白羽	329円	5,727円
	芳川	526円	25,533円
	都田	561円	38,518円
	向宿別	745円	15,810円
	増楽	845円	7,653円
	下香貫	804円	6,797円
	沼津高島	1,432円	15,334円
	沼津原	1,005円	20,411円
	江ノ浦	382円	21,196円
	沼津第二	1,361円	18,733円
	沼津北	1,430円	52,240円
	静岡清水	723円	12,794円
	有度	695円	23,214円
	江尻	1,529円	11,046円
	三保	526円	9,568円
	南熱海	413円	6,786円
	第二熱海	998円	23,209円
	三島中郷	958円	22,212円
	北田町	1,790円	25,161円
	富士宮	416円	10,126円
	伊東	425円	20,369円
	静岡伊東2	425円	17,422円
	八幡野	456円	7,869円
	静岡島田	927円	36,467円
	富士	676円	23,379円
	平垣	534円	18,614円
	富士鈴川	430円	4,493円
	富士岡	601円	6,602円
	鷹岡	448円	6,532円
	磐田	773円	15,042円
	焼津	438円	11,559円
	大富	633円	9,568円
	掛川	438円	30,747円
	伊達方	188円	49,114円
	藤枝	986円	24,812円
	兵太夫	981円	9,056円
	御殿場	920円	24,506円
	玉穂	498円	24,061円
	袋井	1,021円	47,106円
	天竜	474円	28,655円
	浜北	561円	25,921円
	伊東下田	521円	14,474円
	裾野	1,176円	7,122円
	湖西	842円	12,891円
	河津	445円	12,805円
	南伊豆	244円	11,403円
	仁科	1,041円	6,010円
	伊豆長岡	1,008円	15,784円

八事	3,430円	26,398円
名古屋中川	1,152円	36,500円
下之一色	1,108円	33,738円
名古屋港	1,077円	30,059円
稲永	814円	9,408円
道德	1,708円	21,161円
笠寺	1,160円	29,219円
大同	1,296円	17,460円
名古屋守山	874円	16,697円
名古屋緑	1,442円	20,424円
平手	2,124円	17,728円
鳴子第二	1,772円	18,423円
名東	1,580円	27,247円
猪子石	1,875円	15,116円
猪高	2,261円	21,685円
天白	2,486円	27,322円
豊橋岩田	1,102円	10,996円
豊橋花田	1,248円	18,428円
豊橋南栄	1,128円	9,596円
豊橋二川	918円	5,969円
老津	591円	4,808円
植田	592円	5,450円
札木	540円	32,600円
岡崎	701円	25,226円
羽根	2,010円	18,517円
矢作	520円	19,035円
藤川	853円	17,324円
岩津	1,360円	7,298円
尾張一宮	908円	34,368円
一宮神山	1,369円	8,121円
一宮羽根	560円	19,800円
一宮萩原	482円	12,336円
浅井	429円	14,992円
瀬戸陶栄	373円	33,443円
愛知半田	653円	25,448円
春日井	876円	36,807円
勝川	1,720円	31,590円
高蔵寺分室	564円	22,867円
高蔵寺	1,369円	31,639円
春日井坂下	666円	21,783円
愛知豊川	967円	20,087円
御油	969円	6,811円
津島藤浪	934円	14,495円
碧南2	799円	29,892円
刈谷	758円	32,199円
刈谷境	881円	12,775円
愛知豊田	1,070円	40,039円
豊田高上	2,125円	10,714円
豊田寿	877円	12,004円
猿投2	1,143円	11,577円
豊田高岡	950円	10,845円
豊田上郷	751円	15,075円
刈谷安城2	769円	20,317円
今村	2,678円	5,836円
西尾寄住	1,515円	14,638円
蒲郡2	1,127円	12,838円
犬山B	695円	10,698円
犬山羽黒	718円	11,125円
常滑	576円	36,480円
一宮江南2	1,217円	34,502円
江南宮田	575円	10,169円
尾西	787円	13,153円
小牧機械棟	641円	13,410円
篠岡	508円	16,420円
小牧桜井	636円	30,742円
稲沢	1,733円	24,026円
豊橋新城	606円	10,796円
上野町	874円	19,699円
尾張横須賀B	597円	13,997円
大府	1,562円	14,894円
知多	629円	8,264円
知立2	1,653円	15,683円
尾張旭	1,012円	18,731円
愛知高浜	976円	5,267円
岩倉	1,518円	12,580円
豊明	785円	7,217円
東阿野	1,241円	7,216円
名古屋東郷	1,064円	42,228円
名古屋日進	743円	21,245円
長久手B	1,218円	13,790円
豊山	1,131円	34,155円
西春B	1,561円	18,636円
新川清洲	1,147円	31,056円
江南大口	859円	14,773円
扶桑	912円	6,017円
木曽川B	480円	41,336円
祖父江	579円	11,103円
海部	495円	19,670円
蟹江B	1,034円	15,137円
津島弥富	726円	28,273円
阿久比	516円	44,368円
東浦	878円	13,833円
幸田	1,153円	38,945円
三好	1,918円	6,076円
設楽	74円	50,619円
愛知御津	492円	5,362円
愛知田原2	(略)	24,236円
渥美	459円	6,142円
広小路	8,480円	32,266円
名古屋万場	836円	12,357円
志段味	713円	42,347円
名古屋大森	1,841円	15,402円
河合	(略)	21,444円
矢合	526円	19,423円
平和	530円	34,552円
寺沢	653円	12,438円
豊橋石巻	365円	9,878円
常磐	507円	9,150円
六ツ美	1,110円	27,072円

八事	3,301円	24,063円
名古屋中川	1,156円	33,445円
下之一色	1,081円	24,248円
名古屋港	1,050円	25,070円
稲永	824円	8,782円
道德	1,724円	26,439円
笠寺	1,151円	28,028円
大同	1,300円	16,154円
名古屋守山	851円	15,334円
名古屋緑	1,446円	51,126円
平手	2,049円	16,112円
鳴子第二	1,758円	33,134円
名東	1,583円	63,504円
猪子石	1,808円	12,783円
猪高	2,428円	17,617円
天白	2,334円	24,837円
豊橋岩田	1,108円	10,609円
豊橋花田	1,254円	16,894円
豊橋南栄	1,174円	10,754円
豊橋二川	911円	5,539円
老津	589円	17,783円
植田	588円	4,967円
札木	544円	21,633円
岡崎	691円	28,634円
羽根	1,942円	17,266円
矢作	522円	18,113円
藤川	842円	31,747円
岩津	1,300円	30,868円
尾張一宮	909円	28,650円
一宮神山	1,382円	7,464円
一宮羽根	547円	54,312円
一宮萩原	473円	11,263円
浅井	430円	10,574円
瀬戸陶栄	366円	19,521円
愛知半田	646円	23,504円
春日井	843円	24,011円
勝川	1,629円	24,066円
高蔵寺分室	565円	21,549円
高蔵寺	1,362円	29,535円
春日井坂下	655円	25,787円
愛知豊川	978円	18,103円
御油	987円	6,269円
津島藤浪	947円	11,745円
碧南2	776円	19,017円
刈谷	759円	27,848円
刈谷境	846円	15,815円
愛知豊田	988円	26,274円
豊田高上	2,022円	11,380円
豊田寿	843円	16,103円
猿投2	1,232円	10,595円
豊田高岡	951円	11,195円
豊田上郷	715円	16,871円
刈谷安城2	884円	62,846円
今村	2,620円	5,440円
西尾寄住	1,442円	13,429円
蒲郡2	1,113円	12,936円
犬山B	675円	9,970円
犬山羽黒	704円	13,657円
常滑	587円	34,701円
一宮江南2	1,196円	32,920円
江南宮田	565円	8,774円
尾西	756円	12,317円
小牧機械棟	612円	12,087円
篠岡	499円	15,198円
小牧桜井	612円	26,218円
稲沢	1,713円	21,395円
豊橋新城	600円	9,332円
上野町	853円	15,592円
尾張横須賀B	583円	13,921円
大府	1,469円	15,101円
知多	625円	7,258円
知立2	1,578円	16,751円
尾張旭	1,004円	45,663円
愛知高浜	948円	52,747円
岩倉	1,457円	12,136円
豊明	769円	8,041円
東阿野	1,198円	7,081円
名古屋東郷	1,053円	40,818円
名古屋日進	728円	21,265円
長久手B	1,384円	12,497円
豊山	1,063円	33,215円
西春B	1,540円	18,217円
新川清洲	1,146円	21,862円
江南大口	843円	13,437円
扶桑	894円	5,745円
木曽川B	665円	45,873円
祖父江	574円	10,064円
海部	498円	13,995円
蟹江B	1,012円	13,977円
津島弥富	724円	25,145円
阿久比	494円	41,669円
東浦	841円	13,130円
幸田	1,132円	34,988円
三好	1,847円	6,565円
設楽	78円	46,519円
愛知御津	487円	5,153円
愛知田原2	(略)	20,599円
渥美	482円	5,919円
広小路	7,000円	26,240円
名古屋万場	811円	11,316円
志段味	718円	41,508円
名古屋大森	1,746円	13,872円
河合	(略)	21,043円
矢合	523円	36,149円
平和	521円	35,988円
寺沢	656円	29,066円
豊橋石巻	358円	18,531円
常磐	506円	39,115円
六ツ美	1,080円	22,771円

		品野	1,565円	36,440円
		水野	442円	35,209円
		板山	742円	28,265円
		亀崎	696円	44,794円
		松平	629円	32,646円
		保見	580円	5,177円
		豊田駒場	768円	32,577円
		刈谷桜井	1,667円	15,022円
		刈谷明治	(略)	98,809円
		平坂	813円	13,946円
		室場	557円	8,629円
		三河大塚	720円	8,922円
		形原	661円	28,637円
		小鈴谷	261円	31,921円
		尾張大野	680円	32,155円
		大海	334円	31,601円
		新城富岡	205円	31,144円
		加木屋	1,173円	6,025円
		永和	574円	23,088円
		武豊	683円	11,044円
		一色2	436円	8,806円
		上横須賀	773円	29,272円
		三好ヶ丘	1,050円	12,334円
		豊田藤岡	508円	4,011円
		三河一宮	1,342円	6,950円
		小坂井	764円	5,591円
		東海栄東西	6,170円	28,793円
		豊橋	540円	37,688円
		南海部	440円	30,985円
		木場	523円	7,422円
		鍋田	301円	33,349円
		八開	371円	29,264円
		南知多	271円	44,800円
		師崎	213円	32,958円
		愛知豊浜	278円	28,869円
		愛知美浜	189円	16,327円
		野間	343円	122,301円
		吉良	627円	8,342円
		幡豆	1,594円	25,234円
		豊富	261円	38,327円
		下山	62円	40,557円
		鳳来大野	666円	5,048円
		愛知野田	203円	8,141円
		赤羽根	198円	14,374円
		伊良湖岬	120円	14,823円
		刈谷安城	769円	12,187円
		尾張横須賀	597円	19,794円
		篠島	515円	50,570円
		日間賀	232円	53,018円
		小原	76円	5,776円
		小渡	336円	40,908円
		東栄	292円	38,314円
		稲武	330円	95,646円
		鳳来	247円	13,108円
		菊井	1,709円	29,059円
		足助	859円	8,319円
三重県		片田	171円	5,591円
		高茶屋	561円	27,934円
		一身田	435円	39,850円
		津丸之内第4	420円	26,966円
		四日市B	519円	38,519円
		三ツ谷B	433円	6,756円
		四日市富田	682円	9,273円
		四日市水沢	101円	18,693円
		塩浜	510円	38,755円
		室山	512円	6,846円
		伊勢志摩2	407円	26,258円
		伊勢大湊	391円	16,089円
		松阪港	(略)	14,859円
		松阪南	150円	9,536円
		松阪新座	374円	8,235円
		桑名	391円	52,950円
		七和	(略)	8,215円
		伊賀上野	386円	22,206円
		鈴鹿B館	575円	54,222円
		鈴鹿白子	399円	14,134円
		庄野	(略)	7,703円
		名張	346円	20,004円
		尾鷲	544円	25,790円
		三重亀山	174円	6,006円
		鳥羽	188円	62,054円
		鳥羽第2	188円	24,735円
		熊野第二	468円	26,452円
		久居	409円	13,014円
		員弁	288円	16,337円
		菟野	509円	6,668円
		三重関	186円	13,590円
		伊勢大淀	172円	15,847円
		大台	149円	37,774円
		阿児	403円	15,980円
		津丸之内第3	420円	14,194円
		小山田	258円	13,064円
		県	245円	10,232円
		保々	237円	25,184円
		下野	482円	11,932円
		伊勢豊浜	160円	13,509円
		伊勢南	164円	17,127円
		天名	149円	11,950円
		伊勢若松	377円	15,568円
		東員	174円	20,346円
		河芸	278円	15,013円
		多気	107円	38,973円
		高野尾	(略)	19,571円
		櫛田	294円	8,665円
		伊勢寺	(略)	11,191円
		松阪東黒部	174円	19,351円
		松阪大石	67円	14,968円
		桑名深谷	357円	15,202円
		三重上野南	103円	39,798円
		品野	1,520円	40,230円
		水野	431円	23,669円
		板山	728円	25,120円
		亀崎	698円	24,735円
		松平	630円	43,706円
		保見	555円	4,900円
		豊田駒場	730円	52,752円
		刈谷桜井	1,519円	25,599円
		刈谷明治	(略)	146,647円
		平坂	819円	14,875円
		室場	542円	120,105円
		三河大塚	719円	8,403円
		形原	660円	14,638円
		小鈴谷	270円	19,542円
		尾張大野	651円	19,300円
		大海	341円	28,910円
		新城富岡	204円	28,564円
		加木屋	1,162円	5,826円
		永和	575円	13,784円
		武豊	667円	10,246円
		一色2	390円	8,095円
		上横須賀	774円	33,361円
		三好ヶ丘	1,024円	10,140円
		豊田藤岡	490円	5,046円
		三河一宮	1,370円	7,373円
		小坂井	768円	5,372円
		東海栄東西	10,415円	22,785円
		豊橋	544円	30,219円
		南海部	443円	17,567円
		木場	525円	5,415円
		鍋田	303円	42,376円
		八開	375円	41,121円
		南知多	283円	43,796円
		師崎	227円	23,536円
		愛知豊浜	302円	16,640円
		愛知美浜	187円	15,210円
		野間	185円	109,803円
		吉良	643円	17,972円
		幡豆	1,657円	36,043円
		豊富	260円	55,692円
		下山	60円	38,224円
		鳳来大野	711円	4,858円
		愛知野田	206円	7,391円
		赤羽根	205円	12,878円
		伊良湖岬	134円	13,433円
		刈谷安城	772円	50,648円
		尾張横須賀	583円	18,225円
		篠島	563円	46,749円
		日間賀	256円	48,633円
		小原	79円	80,321円
		小渡	344円	38,818円
		東栄	308円	35,023円
		稲武	334円	90,752円
		鳳来	260円	11,743円
		菊井	1,708円	24,980円
		足助	866円	6,365円
三重県		片田	166円	5,309円
		高茶屋	558円	24,409円
		一身田	436円	24,949円
		津丸之内第4	414円	49,199円
		四日市B	505円	34,444円
		三ツ谷B	428円	6,162円
		四日市富田	687円	8,831円
		四日市水沢	173円	16,902円
		塩浜	512円	37,247円
		室山	508円	6,270円
		伊勢志摩2	406円	19,127円
		伊勢大湊	399円	14,841円
		松阪港	(略)	13,843円
		松阪南	155円	7,438円
		松阪新座	371円	7,729円
		桑名	392円	36,689円
		七和	(略)	6,761円
		伊賀上野	384円	20,216円
		鈴鹿B館	574円	32,098円
		鈴鹿白子	392円	11,739円
		庄野	(略)	7,457円
		名張	344円	18,070円
		尾鷲	533円	20,524円
		三重亀山	179円	7,353円
		鳥羽	197円	59,273円
		鳥羽第2	105円	22,278円
		熊野第二	477円	21,298円
		久居	412円	11,570円
		員弁	293円	14,624円
		菟野	506円	65,674円
		三重関	194円	12,028円
		伊勢大淀	182円	14,047円
		大台	158円	20,346円
		阿児	416円	14,562円
		津丸之内第3	414円	35,861円
		小山田	256円	11,950円
		県	242円	10,593円
		保々	239円	33,194円
		下野	484円	58,895円
		伊勢豊浜	166円	12,530円
		伊勢南	174円	14,977円
		天名	147円	10,945円
		伊勢若松	368円	15,202円
		東員	171円	29,710円
		河芸	273円	14,759円
		多気	112円	36,716円
		高野尾	(略)	54,709円
		櫛田	297円	12,724円
		伊勢寺	(略)	11,509円
		松阪東黒部	173円	17,888円
		松阪大石	68円	14,214円
		桑名深谷	362円	13,794円
		三重上野南	105円	60,555円

	石薬師	179円	14,609円
	三重長沢	123円	33,034円
	比奈知	93円	23,103円
	桔梗ヶ丘第一	516円	15,550円
	賀田	95円	45,890円
	北輪内	226円	11,863円
	野登	66円	16,035円
	三重長岡	40円	22,135円
	答志島	20円	8,114円
	柳原	61円	12,395円
	多度	145円	15,870円
	伊勢長島	515円	10,112円
	北勢	326円	6,064円
	大安	127円	27,773円
	朝明	127円	22,011円
	四日市楠	435円	10,299円
	四日市朝日	353円	17,179円
	棕本	(略)	10,339円
	安濃	157円	16,759円
	一志	124円	10,639円
	三重白山	57円	33,176円
	三重嬉野	142円	8,913円
	三雲	192円	8,803円
	明和	277円	6,197円
	伊勢玉城	320円	10,873円
	伊勢二見	271円	13,982円
	内城田	390円	83,466円
	伊賀	114円	6,690円
	伊賀平田	110円	47,574円
	三重青山	219円	21,432円
	大王	199円	15,560円
	三重志摩	269円	14,420円
	甲賀	407円	16,328円
	紀伊長島	307円	15,375円
	三重御浜	196円	8,792円
	大安東	231円	9,723円
	三重藤原	209円	13,152円
	三重美里	199円	43,304円
	香良洲	230円	8,219円
	飯南	233円	26,933円
	柘原	229円	16,229円
	勢和	250円	10,623円
	三重荻原	138円	17,237円
	宿田曾	259円	17,032円
	五ヶ所	152円	26,987円
	南海	140円	4,996円
	島ヶ原	62円	18,054円
	浜島	211円	19,720円
	安乗	236円	24,746円
	三重磯部	170円	20,748円
	三重九鬼	42円	69,598円
	三重飛鳥	181円	12,234円
	新鹿	76円	8,749円
	二木島	74円	22,079円
	美杉	123円	55,189円
	三重奥津	87円	19,451円
	飯高	148円	16,101円
	伊勢志摩3	407円	54,270円
	菅島	100円	68,426円
	飯高川俣	97円	20,212円
	阿山	(略)	25,097円
	矢口桂城	190円	17,778円
	紀宝鶴殿	452円	15,639円
	入鹿	37円	33,323円
	海山	774円	11,456円
	槌柄	117円	8,419円
滋賀県	滋賀大津	908円	44,171円
	堅田 2	925円	17,220円
	滋賀瀬田	1,256円	30,228円
	石山	568円	17,280円
	大津坂本 2	862円	13,726円
	におの浜	1,037円	21,557円
	彦根 3	436円	34,224円
	河瀬	301円	45,933円
	稲枝	280円	23,587円
	滋賀長浜	452円	19,554円
	近江八幡	519円	15,215円
	六枚橋別館	831円	14,590円
	八日市	998円	21,648円
	草津	660円	34,929円
	常盤	323円	19,098円
	近江守山	576円	17,178円
	守山北	913円	38,059円
	栗東	569円	57,556円
	野洲 2	1,045円	19,829円
	甲西	561円	36,838円
	水口	339円	65,646円
	滋賀甲賀	374円	14,603円
	信楽	185円	59,123円
	安土	523円	13,622円
	近江日野	241円	69,042円
	滋賀鵜川	297円	24,835円
	五個荘	470円	18,799円
	能登川	936円	55,731円
	湖東	70円	8,320円
	秦荘	133円	13,442円
	愛知川	151円	80,103円
	滋賀多賀	756円	12,316円
	滋賀山東	54円	21,752円
	米原	756円	15,929円
	虎姫	(略)	39,824円
	滋賀湖北	207円	20,853円
	びわ	282円	16,419円
	近江高月	150円	12,888円
	木之本	165円	29,881円
	今津	223円	24,737円
	安曇川	437円	21,000円
滋賀県	石薬師	180円	13,798円
	三重長沢	129円	42,453円
	比奈知	103円	20,658円
	桔梗ヶ丘第一	530円	15,619円
	賀田	103円	30,210円
	北輪内	249円	13,485円
	野登	68円	14,766円
	三重長岡	45円	20,445円
	答志島	35円	7,257円
	柳原	65円	12,726円
	多度	147円	13,995円
	伊勢長島	502円	9,890円
	北勢	327円	5,604円
	大安	129円	19,768円
	朝明	126円	20,311円
	四日市楠	423円	8,734円
	四日市朝日	355円	14,405円
	棕本	(略)	23,934円
	安濃	164円	15,708円
	一志	126円	9,898円
	三重白山	62円	33,020円
	三重嬉野	149円	19,796円
	三雲	193円	26,885円
	明和	276円	5,868円
	伊勢玉城	328円	10,128円
	伊勢二見	287円	13,883円
	内城田	407円	77,185円
	伊賀	111円	8,590円
	伊賀平田	119円	38,966円
	三重青山	225円	21,645円
	大王	213円	16,349円
	三重志摩	274円	12,175円
	甲賀	424円	16,600円
	紀伊長島	312円	12,386円
	三重御浜	199円	8,938円
	大安東	237円	8,631円
	三重藤原	216円	11,999円
	三重美里	207円	28,270円
	香良洲	246円	7,433円
	飯南	245円	25,154円
	柘原	236円	15,273円
勢和	258円	9,654円	
三重荻原	146円	17,062円	
宿田曾	274円	17,201円	
五ヶ所	167円	25,874円	
南海	151円	6,737円	
島ヶ原	67円	16,032円	
浜島	228円	18,304円	
安乗	249円	19,054円	
三重磯部	181円	17,614円	
三重九鬼	50円	70,358円	
三重飛鳥	186円	12,694円	
新鹿	79円	10,817円	
二木島	83円	22,041円	
美杉	129円	29,827円	
三重奥津	96円	19,001円	
飯高	162円	16,507円	
伊勢志摩 3	406円	41,038円	
菅島	132円	61,135円	
飯高川俣	101円	19,865円	
阿山	(略)	17,856円	
矢口桂城	197円	18,270円	
紀宝鶴殿	462円	15,839円	
入鹿	43円	31,904円	
海山	777円	16,686円	
槌柄	124円	9,266円	
三重鎰	265円	7,401円	
島津	281円	13,361円	
滋賀県	滋賀大津	882円	43,686円
	堅田 2	881円	15,203円
	滋賀瀬田	1,170円	26,803円
	石山	622円	14,301円
	大津坂本 2	867円	12,607円
	におの浜	1,286円	18,579円
	彦根 3	432円	28,916円
	河瀬	319円	26,608円
	稲枝	286円	37,139円
	滋賀長浜	462円	16,715円
	近江八幡	524円	13,570円
	六枚橋別館	843円	12,958円
	八日市	1,064円	19,930円
	草津	661円	29,743円
	常盤	324円	15,818円
	近江守山	562円	14,602円
	守山北	926円	29,582円
	栗東	577円	42,713円
	野洲 2	1,031円	17,703円
	甲西	562円	34,510円
	水口	327円	40,214円
	滋賀甲賀	378円	12,554円
	信楽	189円	51,012円
	安土	531円	12,682円
	近江日野	258円	64,117円
	滋賀鵜川	300円	20,853円
	五個荘	477円	17,127円
	能登川	957円	31,828円
	湖東	71円	7,466円
	秦荘	134円	11,847円
	愛知川	152円	75,031円
	滋賀多賀	768円	10,745円
	滋賀山東	57円	22,831円
	米原	761円	14,537円
	虎姫	(略)	125,556円
	滋賀湖北	212円	19,167円
	びわ	284円	14,747円
	近江高月	154円	10,706円
	木之本	168円	28,610円
	今津	228円	18,815円
	安曇川	410円	18,877円

	高島	242円	26,563円
	新旭	211円	22,647円
	関ノ津	117円	23,843円
	滋賀志賀	164円	53,386円
	和迹	131円	10,963円
	金勝	576円	25,899円
	中主	726円	20,164円
	石部	215円	22,185円
	下田	454円	17,407円
	菩提寺	524円	38,589円
	近江甲南	(略)	63,481円
	滋賀蒲生	72円	24,896円
	竜王	57円	72,644円
	豊郷	(略)	17,059円
	甲良	134円	8,692円
	醒ヶ井	206円	41,728円
	滋賀浅井	304円	18,743円
	比叡平	209円	16,566円
	小松	219円	90,416円
	長浜局舎2	(略)	34,116円
	土山	242円	21,625円
	滋賀大野	103円	39,467円
	雲井	129円	13,079円
	柏原別館	154円	41,311円
	朝日	141円	5,988円
	中之郷	228円	20,340円
	マキノ沢	180円	11,101円
	船木	221円	20,369円
	愛東	150円	8,009円
	マキノ	185円	11,787円
	途中	126円	12,460円
	上田上別館	222円	47,472円
	滋賀伊吹	114円	27,929円
	近江大浦	(略)	14,235円
	永源寺	270円	8,797円
京都府	紫野	3,481円	11,203円
	京都北野	12,109円	41,573円
	西陣別館	5,234円	70,646円
	賀茂	3,437円	74,499円
	壬生別館	6,980円	37,794円
	京都	26,630円	49,873円
	七条	4,653円	61,458円
	京都南	3,413円	58,420円
	嵯峨2	2,725円	13,879円
	朱雀	2,808円	23,205円
	深草	2,347円	16,447円
	京都醍醐	2,045円	21,684円
	伏見	3,481円	47,437円
	淀	1,181円	12,450円
	山科	1,974円	63,828円
	京都桂	4,167円	57,527円
	大原野	1,219円	7,912円
	前田	666円	70,832円
	福知山	813円	44,823円
	京都舞鶴	939円	41,081円
	舞鶴西	438円	59,608円
	綾部	734円	67,501円
	宇治2	1,711円	29,585円
	京都新田	1,660円	15,991円
	宮津	267円	29,767円
	亀岡	1,407円	34,630円
	城陽	1,427円	32,640円
	京都西山	5,449円	19,698円
	長岡京	2,393円	47,084円
	京都八幡	922円	9,651円
	山城田辺	1,214円	57,892円
	精華2	930円	12,554円
	園部	922円	43,223円
	岩滝	264円	7,224円
	加悦谷	121円	21,601円
	峰山	194円	25,037円
	丹後大宮	106円	15,258円
	網野	15円	31,310円
	鞍馬	981円	37,288円
	木幡	1,393円	23,473円
	山城木津	1,008円	19,849円
	福知山上川口	288円	40,407円
	宮前	200円	123,010円
	井手	427円	42,321円
	山城町	320円	27,469円
	山城加茂	698円	88,421円
	京都八木	969円	89,762円
	丹波町	208円	41,666円
	京都弥栄	366円	21,649円
	京都吉田別館	5,449円	37,119円
	山城大原	123円	27,310円
	祇園別館	6,272円	14,046円
	八田	77円	17,770円
	三和	129円	77,325円
	朱雀・桂2	4,167円	34,788円
	何北	31円	15,185円
	天ノ橋立	261円	19,081円
	和東	81円	50,106円
	京北	431円	32,168円
	京都美山	371円	17,248円
	京都下山	146円	10,932円
	京都日吉	278円	10,864円
	瑞穂	133円	9,319円
	和知	196円	25,546円
	夜久野	70円	13,922円
	丹後木津	447円	16,398円
	丹後町	230円	20,570円
	神野	251円	144,224円
	久美浜	483円	17,748円
	舞鶴八雲2	88円	141,100円
	宇治田原	364円	54,195円
	舞鶴岡田	147円	224,750円
	京都大江	342円	17,811円
	平野	165円	19,666円

	高島	252円	24,619円
	新旭	218円	19,326円
	関ノ津	121円	21,438円
	滋賀志賀	168円	44,118円
	和迹	134円	10,335円
	金勝	577円	24,065円
	中主	759円	17,757円
	石部	219円	85,830円
	下田	472円	14,629円
	菩提寺	544円	34,528円
	近江甲南	(略)	45,779円
	滋賀蒲生	73円	22,862円
	竜王	59円	67,066円
	豊郷	(略)	14,739円
	甲良	137円	7,754円
	醒ヶ井	211円	37,240円
	滋賀浅井	305円	18,935円
	比叡平	303円	14,756円
	小松	224円	64,659円
	長浜局舎2	(略)	27,609円
	土山	247円	19,570円
	滋賀大野	107円	36,302円
	雲井	130円	11,711円
	柏原別館	159円	54,592円
	朝日	147円	5,647円
	中之郷	235円	19,129円
	マキノ沢	186円	47,199円
	船木	223円	18,012円
	愛東	151円	7,158円
	マキノ	191円	32,058円
	途中	133円	11,276円
	上田上別館	220円	41,781円
	滋賀伊吹	119円	26,355円
	近江大浦	(略)	12,191円
	永源寺	271円	9,824円
京都府	紫野	3,336円	10,372円
	京都北野	11,569円	25,507円
	西陣別館	5,918円	40,687円
	賀茂	3,440円	44,753円
	壬生別館	6,525円	31,021円
	京都	23,146円	44,481円
	七条	3,996円	57,410円
	京都南	3,264円	53,554円
	嵯峨2	2,501円	20,890円
	朱雀	2,730円	22,050円
	深草	2,122円	14,257円
	京都醍醐	1,745円	25,563円
	伏見	3,413円	41,109円
	淀	1,153円	12,803円
	山科	1,922円	38,488円
	京都桂	4,022円	38,353円
	大原野	1,238円	6,762円
	前田	655円	67,176円
	福知山	831円	37,824円
	京都舞鶴	910円	37,762円
	舞鶴西	441円	39,850円
	綾部	743円	45,131円
	宇治2	1,686円	29,845円
	京都新田	1,666円	15,721円
	宮津	265円	26,950円
	亀岡	1,350円	26,438円
	城陽	1,351円	21,950円
	京都西山	5,464円	18,097円
	長岡京	2,422円	31,282円
	京都八幡	898円	11,229円
	山城田辺	1,212円	46,159円
	精華2	924円	10,991円
	園部	908円	32,097円
	岩滝	271円	6,915円
	加悦谷	125円	17,510円
	峰山	183円	24,574円
	丹後大宮	107円	13,637円
	網野	13円	78,349円
	鞍馬	958円	34,220円
	木幡	1,365円	21,333円
	山城木津	1,000円	19,208円
	福知山上川口	292円	24,229円
	宮前	204円	62,488円
	井手	430円	54,369円
	山城町	451円	41,877円
	山城加茂	637円	58,206円
	京都八木	911円	45,460円
	丹波町	216円	37,103円
	京都弥栄	371円	19,700円
	京都吉田別館	5,009円	32,302円
	山城大原	125円	20,043円
	祇園別館	5,159円	13,870円
	八田	78円	15,451円
	三和	135円	72,776円
	朱雀・桂2	4,022円	31,735円
	何北	32円	76,115円
	天ノ橋立	260円	18,454円
	和東	90円	65,205円
	京北	447円	28,705円
	京都美山	382円	15,449円
	京都下山	153円	9,926円
	京都日吉	283円	9,871円
	瑞穂	139円	66,970円
	和知	202円	161,759円
	夜久野	68円	12,570円
	丹後木津	450円	12,952円
	丹後町	240円	19,016円
	神野	254円	107,284円
	久美浜	501円	15,554円
	舞鶴八雲2	89円	121,876円
	宇治田原	363円	49,076円
	舞鶴岡田	148円	104,705円
	京都大江	343円	15,796円
	平野	169円	17,141円

大阪府	伊根	57円	28,324円
	都島	3,135円	42,994円
	此花	2,021円	48,752円
	大阪新町新	3,870円	23,925円
	西	2,864円	24,134円
	大阪港	2,049円	38,554円
	大阪大正別館	1,557円	19,134円
	天王寺	2,721円	19,320円
	大阪桜川	1,463円	31,732円
	日本橋北館	6,576円	33,576円
	西淀川	1,627円	25,216円
	東淀川	3,183円	36,876円
	東成	3,716円	18,190円
	生野	1,517円	37,726円
	巽	1,512円	28,562円
	大阪旭	2,573円	38,743円
	大阪城東	2,419円	22,717円
	鴨野	2,349円	50,277円
	桑津	2,271円	18,711円
	阿倍野	4,243円	35,440円
	長居	5,081円	51,482円
	大阪住吉	2,426円	29,105円
	天下茶屋	1,713円	41,336円
	大阪淀川3	1,853円	38,750円
	大阪三国	2,119円	58,805円
	大阪鶴見	4,320円	20,802円
	住之江	2,728円	29,632円
	南港	1,193円	15,781円
	大阪平野	2,805円	21,297円
	北平野	1,914円	15,499円
	大阪北	6,534円	28,825円
	北	3,945円	26,112円
	堀川	6,062円	25,356円
	豊崎	7,884円	25,835円
	高津	3,793円	80,061円
	大阪東	3,695円	26,828円
	大阪中央ビル	8,033円	44,184円
	堺	2,034円	21,029円
	大阪石津	1,859円	25,945円
	金岡	2,954円	10,926円
	鳳	1,895円	32,521円
	浜寺	1,740円	24,625円
	登美丘	4,539円	51,990円
	泉北	1,360円	24,111円
	深井	1,529円	55,638円
	初芝	1,741円	19,047円
	南大阪2	1,225円	15,372円
	東岸和田	1,814円	20,818円
	山直	775円	8,848円
	豊中	3,630円	26,723円
	服部	3,170円	14,410円
	庄内	2,791円	17,829円
	池田石橋	2,649円	25,205円
	池田別館	3,331円	17,942円
	西吹田	2,577円	47,045円
	吹田	1,871円	26,155円
	千里	2,655円	30,180円
	万国博	2,349円	26,799円
	泉大津	1,454円	22,562円
	高槻	2,224円	42,853円
	南高槻	2,120円	25,876円
	茨木富田	1,210円	55,743円
	安岡寺	1,729円	19,355円
	上牧	1,587円	16,778円
	水間	512円	21,079円
	大阪守口	1,594円	27,587円
	枚方	2,544円	42,886円
	牧野	3,183円	22,734円
	中宮	1,488円	11,978円
	香里丘	1,592円	17,520円
	津田	2,045円	19,797円
	香里	3,783円	21,903円
	茨木	2,116円	55,063円
	星見	2,416円	18,249円
	郡	1,816円	6,044円
	平田	1,876円	16,892円
	八尾	2,201円	17,027円
	志紀	1,967円	13,875円
	千塚	1,170円	19,394円
	泉佐野	781円	29,817円
	大阪田尻	528円	62,606円
	日根野2	576円	12,709円
	富田林	718円	25,468円
	金剛	3,221円	6,873円
	佐備	844円	14,762円
	寝屋川	1,210円	27,827円
	池田	1,879円	15,649円
	河内長野	1,465円	23,452円
	三日月町	519円	7,844円
	大阪松原	2,037円	39,072円
	大阪大東	2,653円	22,856円
	大阪和泉	(略)	47,820円
	三林	1,060円	5,944円
	箕面	4,045円	53,716円
	白島	2,016円	11,781円
	柏原	1,426円	17,800円
	柏原国分	1,269円	18,853円
	羽曳野	1,261円	22,676円
	門真	2,044円	17,565円
	大和田	1,215円	12,924円
	摂津	1,888円	46,899円
	淀川鳥飼	1,453円	31,084円
	高砂	532円	7,406円
	藤井寺	1,669円	25,295円
	東大阪	2,424円	19,176円
	北布施	2,578円	17,416円
	大阪河内	1,814円	41,175円
	枚岡	1,797円	13,411円
	鴻池	1,660円	10,371円

大阪府	伊根	60円	23,463円
	都島	2,427円	36,740円
	此花	1,974円	34,601円
	大阪新町新	4,402円	26,707円
	西	2,578円	41,904円
	大阪港	1,935円	33,976円
	大阪大正別館	1,565円	15,863円
	天王寺	2,426円	16,857円
	大阪桜川	1,418円	26,410円
	日本橋北館	4,451円	30,498円
	西淀川	1,592円	20,699円
	東淀川	3,110円	45,657円
	東成	3,642円	16,204円
	生野	1,516円	32,939円
	巽	1,519円	41,574円
	大阪旭	2,579円	58,222円
	大阪城東	2,315円	21,956円
	鴨野	2,353円	38,934円
	桑津	2,275円	43,780円
	阿倍野	4,148円	31,933円
	長居	4,780円	47,140円
	大阪住吉	2,428円	22,389円
	天下茶屋	2,125円	31,388円
	大阪淀川3	1,821円	32,457円
	大阪三国	2,173円	52,415円
	大阪鶴見	4,248円	15,998円
	住之江	2,731円	25,345円
	南港	1,200円	12,941円
	大阪平野	2,806円	20,297円
	北平野	1,920円	13,881円
	大阪北	5,515円	26,597円
	北	3,036円	25,625円
	堀川	5,617円	24,458円
	豊崎	6,906円	26,211円
	高津	3,416円	56,794円
	大阪東	3,135円	39,892円
	大阪中央ビル	5,818円	41,471円
	堺	1,820円	33,065円
	大阪石津	1,819円	55,040円
	金岡	2,729円	11,207円
	鳳	1,748円	25,718円
	浜寺	1,746円	21,878円
	登美丘	4,552円	48,243円
	泉北	1,427円	21,473円
	深井	1,505円	45,765円
	初芝	1,897円	16,393円
	南大阪2	1,228円	34,772円
	東岸和田	1,816円	24,833円
	山直	779円	6,510円
	豊中	3,568円	21,759円
	服部	3,109円	32,179円
	庄内	2,804円	15,993円
	池田石橋	2,655円	123,204円
	池田別館	3,412円	17,481円
	西吹田	2,731円	40,567円
	吹田	1,770円	32,963円
	千里	2,807円	24,764円
	万国博	2,358円	56,919円
	泉大津	1,455円	24,300円
	高槻	2,279円	38,792円
	南高槻	2,050円	46,179円
	茨木富田	1,214円	30,433円
	安岡寺	1,746円	17,186円
	上牧	1,592円	14,104円
	水間	484円	19,317円
	大阪守口	1,745円	28,402円
	枚方	2,466円	36,476円
	牧野	3,488円	14,932円
	中宮	1,499円	33,309円
	香里丘	1,593円	16,778円
	津田	1,745円	17,297円
	香里	3,492円	23,556円
	茨木	2,124円	46,859円
	星見	2,350円	40,445円
	郡	1,819円	27,808円
	平田	1,742円	13,294円
	八尾	2,275円	23,511円
	志紀	1,971円	9,895円
	千塚	1,186円	17,227円
	泉佐野	879円	24,303円
	大阪田尻	529円	47,373円
	日根野2	577円	12,275円
	富田林	716円	20,815円
	金剛	3,225円	66,747円
	佐備	324円	13,272円
	寝屋川	1,213円	24,055円
	池田	1,894円	44,815円
	河内長野	1,456円	31,766円
	三日月町	619円	9,925円
	大阪松原	2,047円	29,629円
	大阪大東	2,656円	103,438円
	大阪和泉	(略)	28,074円
	三林	1,077円	5,773円
	箕面	3,945円	34,191円
	白島	2,024円	66,573円
	柏原	1,429円	15,867円
	柏原国分	1,263円	79,164円
	羽曳野	1,163円	18,729円
	門真	2,047円	40,621円
	大和田	1,264円	13,535円
	摂津	1,896円	25,997円
	淀川鳥飼	1,577円	23,364円
	高砂	537円	8,970円
	藤井寺	1,518円	21,640円
	東大阪	2,428円	18,178円
	北布施	2,428円	37,752円
	大阪河内	1,821円	39,038円
	枚岡	1,892円	37,143円
	鴻池	1,594円	37,581円

	泉南	726円	10,197円
	四条畷	1,856円	19,278円
	交野	1,736円	16,742円
	大阪狭山	1,664円	15,461円
	大阪尾崎	651円	20,073円
	山崎	1,529円	18,452円
	熊取	698円	14,516円
	大阪岬	418円	23,886円
	太子別館	592円	9,029円
	美原	751円	8,495円
	土佐堀	8,459円	43,809円
	北浜R T	6,920円	10,862円
	島之内南	5,435円	48,462円
	西面	1,049円	12,263円
	大岩	358円	70,770円
	寝屋川高宮	1,869円	19,305円
	大阪内田	835円	15,383円
	箱作	483円	34,515円
	豊中吉川	1,357円	23,787円
	河南	180円	13,111円
	内畑	163円	44,938円
	大阪横山	137円	15,242円
	多奈川	198円	43,049円
	赤阪	241円	25,137円
	茨木2	2,116円	15,954円
	茨木3	2,116円	18,247円
	田尻別館	528円	19,484円
	東能勢	355円	91,187円
	野間中	140円	42,695円
	能勢	190円	36,988円
	淡輪	408円	19,884円
兵庫県	兵庫御影	4,854円	33,272円
	御影営業所	4,854円	23,936円
	東灘	2,931円	18,365円
	灘2	4,150円	8,140円
	湊川	2,272円	29,707円
	兵庫	1,819円	46,456円
	神戸西	1,868円	26,890円
	須磨	2,646円	19,253円
	妙法寺	1,964円	7,914円
	名谷	1,394円	34,975円
	舞子	1,514円	7,190円
	福田	1,417円	8,026円
	塩屋	1,997円	7,133円
	鈴蘭台	972円	31,207円
	有馬	1,016円	13,631円
	有馬温泉	773円	21,630円
	山田2	619円	11,806円
	北神別館	680円	54,164円
	神戸港	6,762円	70,978円
	葦合	3,686円	29,101円
	港島	1,629円	18,762円
	兵庫三宮	12,009円	20,747円
	神戸中電	3,488円	29,089円
	岩岡	1,544円	4,723円
	神出	(略)	92,480円
	栢谷	113円	25,203円
	押部谷	129円	16,060円
	伊川谷	1,184円	16,523円
	姫路	1,138円	19,791円
	姫路西	1,205円	38,388円
	飾磨	697円	14,461円
	広畑	685円	11,263円
	網干	802円	49,970円
	姫路白浜	878円	18,762円
	御着	559円	12,506円
	飾西	986円	9,547円
	太市	538円	27,477円
	兵庫姫路	1,172円	29,444円
	尼崎	1,897円	44,611円
	尼崎西	1,965円	23,734円
	尼崎東	2,198円	17,543円
	尼崎北	3,335円	13,120円
	武庫之荘	2,782円	11,320円
	明石2	(略)	25,334円
	大久保	1,669円	46,110円
	二見	1,091円	11,227円
	明石西	1,189円	9,057円
	江井ヶ島	1,062円	17,799円
	西宮	3,128円	31,437円
	瓦木	4,094円	25,881円
	甲子園	3,943円	13,420円
	仁川	4,288円	11,360円
	夙川	2,626円	65,168円
	瓦木南別館	2,472円	48,307円
	洲本	413円	22,286円
	芦屋別館	4,391円	12,999円
	伊丹	2,803円	20,479円
	兵庫相生	332円	17,673円
	豊岡	607円	31,017円
	別府	969円	29,241円
	加古川1	1,363円	17,951円
	竜野	413円	29,008円
	赤穂	515円	14,341円
	西脇別館	392円	19,308円
	宝塚	1,971円	20,222円
	宝塚別館	1,888円	13,972円
	三木	501円	14,038円
	兵庫高砂	455円	11,117円
	兵庫川西	1,566円	27,805円
	兵庫小野	586円	22,119円
	兵庫三田	(略)	55,667円
	加西	665円	25,173円
	社	562円	33,743円
	播磨八千代	50円	11,693円
	福崎	800円	37,710円
	播磨山崎	711円	10,587円
	日高	104円	10,850円

	泉南	743円	11,357円
	四条畷	1,817円	20,686円
	交野	1,743円	14,707円
	大阪狭山	1,670円	14,398円
	大阪尾崎	652円	16,964円
	山崎	1,549円	17,125円
	熊取	697円	13,797円
	大阪岬	410円	21,643円
	太子別館	577円	8,469円
	美原	773円	8,577円
	土佐堀	7,321円	39,381円
	北浜R T	8,245円	9,629円
	島之内南	4,590円	43,864円
	西面	970円	9,926円
	大岩	360円	67,459円
	寝屋川高宮	1,818円	21,212円
	大阪内田	803円	12,936円
	箱作	455円	27,442円
	豊中吉川	1,395円	21,758円
	河南	126円	14,256円
	内畑	94円	41,599円
	大阪横山	139円	33,752円
	多奈川	181円	27,572円
	赤阪	247円	45,321円
	茨木2	2,124円	19,034円
	茨木3	2,124円	17,905円
	田尻別館	523円	17,493円
	東能勢	362円	72,424円
	野間中	147円	27,016円
	能勢	194円	30,353円
	淡輪	394円	30,439円
	日本橋	4,251円	305,012円
兵庫県	兵庫御影	5,085円	28,629円
	御影営業所	5,085円	20,166円
	東灘	2,934円	16,287円
	灘2	3,948円	43,716円
	湊川	2,238円	26,953円
	兵庫	1,924円	55,083円
	神戸西	1,770円	23,382円
	須磨	2,503円	29,021円
	妙法寺	1,932円	7,506円
	名谷	1,410円	32,081円
	舞子	1,518円	29,932円
	福田	1,438円	23,679円
	塩屋	1,779円	7,904円
	鈴蘭台	971円	22,747円
	有馬	1,034円	28,930円
	有馬温泉	772円	21,068円
	山田2	617円	19,237円
	北神別館	833円	52,001円
	神戸港	5,507円	65,792円
	葦合	3,167円	59,528円
	港島	1,634円	52,677円
	兵庫三宮	10,061円	46,824円
	神戸中電	3,186円	37,040円
	岩岡	1,546円	4,551円
	神出	(略)	44,850円
	栢谷	115円	22,925円
	押部谷	132円	15,024円
	伊川谷	1,183円	15,514円
	姫路	1,101円	19,103円
	姫路西	1,213円	28,006円
	飾磨	696円	14,176円
	広畑	687円	10,471円
	網干	774円	40,223円
	姫路白浜	866円	17,210円
	御着	579円	11,719円
	飾西	955円	58,295円
	太市	568円	23,719円
	兵庫姫路	1,101円	23,049円
	尼崎	1,820円	36,483円
	尼崎西	1,972円	17,846円
	尼崎東	2,203円	14,300円
	尼崎北	3,337円	12,330円
	武庫之荘	2,804円	42,159円
	明石2	(略)	25,791円
	大久保	1,668円	42,985円
	二見	1,092円	10,649円
	明石西	1,197円	31,556円
	江井ヶ島	1,152円	17,117円
	西宮	3,033円	28,226円
	瓦木	3,946円	21,929円
	甲子園	4,023円	12,287円
	仁川	4,341円	10,885円
	夙川	2,652円	44,287円
	瓦木南別館	2,272円	33,617円
	洲本	438円	58,986円
	芦屋別館	4,478円	12,832円
	伊丹	2,730円	17,713円
	兵庫相生	311円	18,132円
	豊岡	623円	25,266円
	別府	971円	20,968円
	加古川1	1,534円	15,586円
	竜野	425円	26,677円
	赤穂	506円	56,856円
	西脇別館	397円	15,478円
	宝塚	2,007円	18,715円
	宝塚別館	1,894円	14,162円
	三木	500円	14,022円
	兵庫高砂	470円	11,611円
	兵庫川西	1,590円	22,552円
	兵庫小野	590円	21,460円
	兵庫三田	(略)	52,937円
	加西	667円	23,393円
	社	590円	29,810円
	播磨八千代	53円	10,639円
	福崎	804円	33,776円
	播磨山崎	683円	11,125円
	日高	113円	9,985円

出石	170円	41,196円
浜坂	172円	13,664円
八鹿	314円	30,274円
和田山	425円	44,196円
丹波柏原	155円	37,399円
永上別館	154円	15,921円
春日	126円	21,870円
兵庫津名	218円	32,927円
緑	251円	20,446円
淡路三原	(略)	35,055円
西神中央	120円	5,678円
名塩	365円	13,145円
宝塚山本	2,275円	37,167円
清和台	608円	8,497円
猪名川	185円	9,095円
六甲山	135円	23,177円
仁豊野	123円	44,443円
播磨山田	117円	104,215円
谷内	141円	122,212円
林田	368円	15,171円
淡路由良	175円	37,842円
安乎	244円	14,470円
若狹野	115円	66,667円
矢野	100円	25,958円
津居山	103円	30,076円
志方	122円	9,622円
平荘	84円	5,546円
宝殿	1,875円	12,256円
国包	53円	12,519円
神岡	171円	31,395円
揖西	117円	13,649円
西構	140円	15,413円
坂越	180円	40,092円
有年	163円	33,445円
宝塚西谷	85円	18,791円
口吉川	85円	17,037円
緑ヶ丘	1,392円	30,848円
大塩	698円	18,966円
曾根	954円	16,437円
兵庫山下	1,138円	28,850円
多田	999円	15,840円
青野ヶ原	68円	15,819円
小田	57円	11,310円
広野	362円	10,787円
相野	(略)	193,437円
高平	72円	9,427円
北条賀茂	64円	18,119円
姫路下里	63円	102,088円
在田	260円	8,695円
和泉	64円	36,456円
富合	75円	35,643円
中野	253円	12,264円
滝野	653円	25,610円
稲美	130円	11,469円
母里	22円	8,546円
兵庫市川	327円	46,271円
香寺	734円	18,166円
揖保川	652円	9,718円
太子	681円	16,852円
上郡	189円	90,778円
佐用	481円	7,180円
村岡	167円	66,784円
兵庫養父	113円	8,702円
朝来	469円	18,969円
氷上	154円	27,876円
山南	78円	22,482円
篠山	318円	14,514円
篠山城東	(略)	8,934円
篠山福住	112円	6,921円
兵庫宮田	117円	27,484円
丹南	423円	63,526円
古市	217円	31,963円
今田	157円	10,322円
淡路阿万	77円	72,140円
木津	76円	11,190円
加古川吉川	127円	7,070円
吉川西	167円	11,186円
兵庫鴨川	31円	16,520円
上久米	64円	40,477円
兵庫東条	73円	8,744円
中東条	70円	9,696円
中町	192円	10,792円
加美	55円	38,248円
杉原谷	40円	14,674円
黒田庄	46円	13,561円
家島	80円	8,727円
家島坊勢	99円	22,871円
夢前	115円	45,368円
菅野	132円	11,432円
栗賀	293円	9,432円
瀬加	215円	11,968円
鶴居	330円	34,871円
寺前	51円	15,787円
播磨新宮	498円	15,058円
香島	87円	15,743円
播磨御津	1,059円	12,523円
船坂	43円	14,260円
上月	23円	16,193円
久崎	48円	16,181円
徳久	49円	14,338円
三日月	106円	11,609円
安富	126円	14,763円
播磨一宮	84円	12,148円
三方	54円	13,155円
波賀	44円	28,185円
播磨千種	23円	11,364円
城崎	1,317円	25,016円
竹野	142円	10,815円
香住	233円	25,013円

出石	180円	54,951円
浜坂	192円	13,017円
八鹿	336円	26,752円
和田山	407円	33,936円
丹波柏原	164円	30,663円
永上別館	149円	97,343円
春日	131円	20,148円
兵庫津名	219円	19,594円
緑	258円	18,019円
淡路三原	(略)	20,406円
西神中央	121円	10,653円
名塩	390円	10,856円
宝塚山本	2,200円	37,109円
清和台	596円	8,880円
猪名川	191円	75,725円
六甲山	139円	88,592円
仁豊野	130円	42,451円
播磨山田	124円	76,247円
谷内	147円	59,621円
林田	375円	14,051円
淡路由良	191円	34,789円
安乎	258円	30,575円
若狹野	124円	36,568円
矢野	107円	22,265円
津居山	114円	27,181円
志方	124円	87,317円
平荘	89円	5,408円
宝殿	1,882円	11,321円
国包	56円	12,914円
神岡	162円	26,939円
揖西	106円	12,023円
西構	144円	16,671円
坂越	194円	45,256円
有年	173円	30,305円
宝塚西谷	87円	17,306円
口吉川	90円	13,846円
緑ヶ丘	1,324円	30,092円
大塩	697円	21,332円
曾根	970円	14,791円
兵庫山下	1,154円	26,454円
多田	1,004円	16,093円
青野ヶ原	70円	14,213円
小田	59円	10,303円
広野	364円	9,857円
相野	(略)	181,327円
高平	75円	7,892円
北条賀茂	66円	16,667円
姫路下里	65円	49,550円
在田	264円	7,867円
和泉	65円	33,122円
富合	77円	32,518円
中野	254円	10,335円
滝野	684円	39,655円
稲美	132円	67,870円
母里	23円	7,923円
兵庫市川	355円	41,938円
香寺	797円	17,638円
揖保川	666円	14,189円
太子	621円	13,228円
上郡	191円	49,753円
佐用	513円	5,895円
村岡	170円	35,389円
兵庫養父	118円	28,281円
朝来	474円	17,478円
氷上	157円	21,108円
山南	79円	20,556円
篠山	317円	13,998円
篠山城東	(略)	8,171円
篠山福住	110円	6,453円
兵庫宮田	118円	25,246円
丹南	516円	56,641円
古市	220円	29,378円
今田	156円	10,070円
淡路阿万	83円	67,736円
木津	81円	8,565円
加古川吉川	132円	6,977円
吉川西	170円	9,974円
兵庫鴨川	36円	14,944円
上久米	66円	33,662円
兵庫東条	76円	7,856円
中東条	73円	8,525円
中町	196円	10,195円
加美	57円	183,822円
杉原谷	41円	34,335円
黒田庄	50円	12,109円
家島	96円	9,415円
家島坊勢	109円	18,528円
夢前	125円	39,939円
菅野	133円	22,858円
栗賀	313円	26,553円
瀬加	231円	34,570円
鶴居	345円	32,107円
寺前	55円	14,044円
播磨新宮	532円	13,089円
香島	94円	14,160円
播磨御津	1,034円	11,291円
船坂	47円	12,007円
上月	28円	14,743円
久崎	50円	14,528円
徳久	50円	13,012円
三日月	109円	10,549円
安富	131円	35,597円
播磨一宮	91円	47,048円
三方	59円	27,618円
波賀	50円	25,651円
播磨千種	26円	9,786円
城崎	1,136円	20,168円
竹野	151円	9,579円
香住	203円	21,879円

	神鍋	56円	94,024円
	栗山	65円	10,217円
	但東中山	58円	14,791円
	小代	72円	16,725円
	湯村	114円	9,893円
	大屋	43円	35,290円
	関宮	98円	8,832円
	兵庫生野	136円	15,253円
	竹田	93円	20,792円
	兵庫山東	75円	15,183円
	青垣	65円	30,739円
	東中	63円	124,197円
	西脇和田	59円	9,698円
	市島	88円	30,995円
	中竹田	51円	11,937円
	生穂	(略)	17,220円
	淡路岩屋	254円	11,383円
	北淡	189円	17,054円
	淡路室津	99円	115,313円
	淡路一宮	122円	27,952円
	江井	49円	12,242円
	五色	101円	14,881円
	鮎原	95円	31,521円
	洲本鳥飼	66円	11,526円
	淡路東浦	363円	15,730円
	西淡	327円	7,700円
	西淡阿那賀	100円	78,380円
	南淡	158円	10,602円
	沼島	40円	48,729円
奈良県	奈良2	3,869円	24,361円
	西奈良	2,881円	36,298円
	大宮	1,892円	34,876円
	大中	824円	23,565円
	大和郡山	933円	67,613円
	昭和2	667円	23,276円
	天理	735円	49,983円
	二階堂	443円	51,898円
	樺本2	649円	22,625円
	大和橿原2	1,363円	25,119円
	畝傍	5,300円	17,821円
	奈良桜井2	650円	45,243円
	五條	286円	32,276円
	御所	589円	17,573円
	奈良名柄	284円	37,477円
	生駒	2,115円	30,733円
	高山第一	487円	72,847円
	香芝	1,137円	55,571円
	斑鳩	832円	6,444円
	田原本	923円	16,655円
	大和榛原	350円	21,435円
	高取別館	394円	22,566円
	大和新庄	756円	47,018円
	王寺	985円	36,269円
	広陵	530円	42,612円
	奈良吉野	242円	28,674円
	奈良下市別館	19円	34,187円
	十津川	(略)	15,276円
	上北山	64円	25,133円
	平城	1,098円	35,376円
	大和高田	608円	17,239円
	南生駒2	842円	6,621円
	平群	943円	11,849円
	馬見	939円	10,859円
	天理中山	339円	29,982円
	川西	215円	18,765円
	明日香	664円	32,376円
	奈良当麻2	771円	11,322円
	大安寺別館	1,669円	37,807円
	大宇陀	270円	22,730円
	初瀬	348円	42,117円
	葛	82円	30,198円
	苑田野	114円	15,066円
	御杖	137円	33,038円
	大柳生	78円	41,928円
	都祁	(略)	35,637円
	室生	167円	14,520円
和歌山県	和歌山3	832円	51,469円
	和歌山東	977円	27,694円
	和歌浦別館	1,133円	10,299円
	狐島別館	678円	16,418円
	海南	360円	41,179円
	和歌山橋本	462円	30,242円
	箕島	597円	40,152円
	御坊	482円	22,864円
	田辺	698円	51,863円
	和歌山新宮	(略)	34,694円
	岩出	(略)	21,523円
	かつらぎ	123円	18,714円
	湯浅	187円	35,029円
	和歌山南部	212円	31,871円
	和歌山白浜	290円	35,980円
	串本	168円	45,519円
	京橋別館2	958円	43,681円
	和歌山山東	105円	40,652円
	安原	158円	54,134円
	紀伊	560円	18,692円
	阪井	429円	22,153円
	紀見	408円	19,806円
	打田	164円	43,647円
	粉河	308円	16,961円
	桃山	136円	81,104円
	貴志川	175円	25,303円
	高野口	311円	34,930円
	太地	208円	41,239円
	和佐	152円	36,455円
	三輪崎	437円	32,206円
	下津	347円	15,126円
	野上	440円	32,899円

	神鍋	57円	49,972円
	栗山	67円	8,339円
	但東中山	51円	11,829円
	小代	76円	13,365円
	湯村	123円	8,830円
	大屋	47円	21,273円
	関宮	109円	6,209円
	兵庫生野	146円	154,313円
	竹田	92円	20,584円
	兵庫山東	79円	155,133円
	青垣	67円	27,919円
	東中	65円	59,591円
	西脇和田	61円	8,837円
	市島	91円	27,821円
	中竹田	55円	10,939円
	生穂	(略)	17,149円
	淡路岩屋	251円	30,085円
	北淡	201円	16,875円
	淡路室津	103円	74,561円
	淡路一宮	129円	18,028円
	江井	53円	31,961円
	五色	106円	13,900円
	鮎原	100円	28,902円
	洲本鳥飼	71円	10,450円
	淡路東浦	369円	15,460円
	西淡	348円	8,354円
	西淡阿那賀	107円	75,130円
	南淡	166円	9,776円
	沼島	47円	45,797円
奈良県	奈良2	2,730円	32,014円
	西奈良	2,655円	35,836円
	大宮	1,747円	42,568円
	大中	804円	20,633円
	大和郡山	949円	46,066円
	昭和2	651円	20,245円
	天理	719円	43,801円
	二階堂	446円	39,390円
	樺本2	652円	20,547円
	大和橿原2	1,328円	23,784円
	畝傍	5,310円	15,181円
	奈良桜井2	651円	28,673円
	五條	274円	30,368円
	御所	579円	13,969円
	奈良名柄	290円	27,353円
	生駒	2,047円	28,502円
	高山第一	519円	47,008円
	香芝	1,153円	41,171円
	斑鳩	804円	5,758円
	田原本	912円	16,076円
	大和榛原	349円	18,943円
	高取別館	403円	38,277円
	大和新庄	761円	29,398円
	王寺	986円	32,935円
	広陵	562円	24,484円
	奈良吉野	228円	27,293円
	奈良下市別館	35円	30,279円
	十津川	(略)	14,792円
	上北山	63円	24,300円
	平城	1,063円	60,552円
	大和高田	594円	20,074円
	南生駒2	844円	8,918円
	平群	942円	10,513円
	馬見	926円	10,125円
	天理中山	307円	29,699円
	川西	218円	14,901円
	明日香	668円	29,812円
	奈良当麻2	760円	23,929円
	大安寺別館	1,594円	34,681円
	大宇陀	276円	40,558円
	初瀬	319円	38,339円
	葛	87円	19,422円
	苑田野	116円	13,421円
	御杖	141円	19,798円
	大柳生	79円	25,588円
	都祁	(略)	20,503円
	室生	171円	12,061円
	東吉野	265円	10,874円
和歌山県	和歌山3	834円	48,235円
	和歌山東	985円	25,347円
	和歌浦別館	1,135円	25,783円
	狐島別館	682円	13,466円
	海南	441円	35,629円
	和歌山橋本	440円	26,334円
	箕島	575円	24,395円
	御坊	485円	21,045円
	田辺	680円	44,988円
	和歌山新宮	(略)	48,228円
	岩出	(略)	56,281円
	かつらぎ	127円	16,252円
	湯浅	179円	53,370円
	和歌山南部	210円	21,156円
	和歌山白浜	281円	36,701円
	串本	152円	32,154円
	京橋別館2	935円	39,258円
	和歌山山東	104円	31,817円
	安原	161円	38,584円
	紀伊	575円	18,790円
	阪井	430円	32,079円
	紀見	438円	16,121円
	打田	150円	33,084円
	粉河	324円	15,714円
	桃山	148円	77,214円
	貴志川	190円	23,586円
	高野口	313円	25,820円
	太地	199円	58,166円
	和佐	150円	25,660円
	三輪崎	438円	27,409円
	下津	333円	15,517円
	野上	470円	41,290円

	島根広瀬	229円	11,613円
	伯太	302円	10,830円
	仁多	196円	24,533円
	出雲横田	127円	34,850円
	木次加茂	142円	18,805円
	三刀屋	247円	19,182円
	仁万	188円	19,536円
	浜田三隅	398円	50,300円
	六日市	(略)	17,075円
	津和野七日市	84円	19,197円
	西郷布施	208円	95,207円
	西郷五箇	189円	20,685円
	都万	(略)	18,900円
	掛合	262円	22,513円
	松江本庄	224円	20,624円
	秋鹿	112円	17,202円
	神西	256円	14,280円
	出雲稗原	243円	17,252円
	大根島	243円	17,834円
	頓原	158円	15,910円
	赤来	231円	9,371円
	松江馬湯	467円	114,430円
	浜田東	270円	27,659円
	出雲長浜	263円	22,807円
	石見大田三瓶	37円	16,730円
	木次大東	298円	11,903円
	江津東	66円	14,847円
	平田河下	135円	19,087円
	松江加賀	103円	26,793円
岡山県	岡山東	1,190円	37,383円
	岡山南	729円	73,018円
	岡山西	1,139円	25,832円
	妹尾	636円	9,702円
	岡山今村	1,299円	44,196円
	興除	230円	22,121円
	吉備	788円	25,626円
	三幡2	1,095円	18,509円
	岡山長岡	623円	21,996円
	西大寺	262円	15,885円
	倉敷	499円	31,257円
	児島	423円	18,525円
	水島	681円	20,407円
	玉島	334円	9,763円
	新倉敷	978円	17,524円
	茶屋町	532円	17,481円
	倉敷東	(略)	13,823円
	倉敷西	510円	6,980円
	児島琴浦	358円	14,617円
	水島東	519円	20,385円
	津山	299円	18,693円
	津山院庄	236円	7,640円
	玉野	384円	15,011円
	笠岡	537円	38,137円
	笠岡吉浜	371円	21,046円
	笠岡西大島	431円	10,695円
	井原	615円	15,624円
	総社	628円	27,571円
	高梁	426円	25,219円
	新見	(略)	19,188円
	備前	180円	18,857円
	岡山瀬戸	515円	7,622円
	邑久	999円	89,123円
	早島	766円	5,919円
	吉備高原	190円	46,012円
	美作勝山	457円	9,449円
	久世落合	328円	15,958円
	久世	453円	17,602円
	鏡野	(略)	14,424円
	日本原	254円	14,118円
	美作大原	125円	18,595円
	美作	261円	8,653円
	岡山高島	1,163円	23,521円
	甲浦	333円	37,993円
	野谷	275円	39,020円
	足守	380円	20,792円
	備前一宮	632円	10,169円
	備中高松	371円	27,220円
	西大寺上南	200円	7,166円
	児島郷内	450円	14,330円
	玉島黒崎	202円	23,164円
	玉野西	400円	8,690円
	玉野荘内	583円	19,493円
	灘崎	749円	18,979円
	金光	565円	14,855円
	鴨方	473円	18,864円
	真備	354円	42,583円
	岡山藤田	304円	19,640円
	吉備線路2	788円	11,397円
	上道	(略)	16,889円
	児島下津井	244円	22,316円
	津山山北	564円	16,933円
	津山河辺	(略)	29,784円
	津山一宮	403円	13,776円
	玉野山田	649円	20,696円
	玉野八浜	364円	19,388円
	総社新本	331円	36,857円
	福渡御津	674円	18,637円
	福渡	587円	12,496円
	山陽	448円	4,158円
	日生	261円	22,245円
	和気	133円	33,160円
	長船	802円	39,974円
	玉島船穂	466円	14,670円
	里庄	345円	18,066円
	矢掛	341円	8,405円
	成羽	198円	25,379円
	高梁川上	174円	11,605円
	ひるぜん	(略)	14,643円
	勝央	271円	9,499円

	島根広瀬	232円	10,620円
	伯太	312円	9,926円
	仁多	201円	21,091円
	出雲横田	129円	26,724円
	木次加茂	152円	16,292円
	三刀屋	250円	17,283円
	仁万	189円	21,912円
	浜田三隅	397円	44,601円
	六日市	(略)	15,562円
	津和野七日市	86円	17,274円
	西郷布施	209円	83,941円
	西郷五箇	192円	18,793円
	都万	(略)	16,589円
	掛合	272円	21,204円
	松江本庄	226円	18,422円
	秋鹿	114円	14,695円
	神西	262円	12,612円
	出雲稗原	244円	15,516円
	大根島	254円	23,016円
	頓原	161円	17,276円
	赤来	233円	8,334円
	松江馬湯	477円	58,204円
	浜田東	278円	24,462円
	出雲長浜	267円	18,731円
	石見大田三瓶	36円	15,123円
	木次大東	305円	10,426円
	江津東	67円	13,023円
	平田河下	136円	14,840円
	松江加賀	102円	23,716円
岡山県	岡山東	1,195円	33,339円
	岡山南	728円	40,928円
	岡山西	1,128円	21,871円
	妹尾	635円	9,068円
	岡山今村	1,303円	40,345円
	興除	236円	25,110円
	吉備	798円	22,211円
	三幡2	1,101円	14,558円
	岡山長岡	626円	20,519円
	西大寺	264円	12,888円
	倉敷	500円	24,392円
	児島	437円	20,469円
	水島	676円	20,392円
	玉島	333円	45,524円
	新倉敷	995円	39,960円
	茶屋町	536円	16,185円
	倉敷東	(略)	12,757円
	倉敷西	519円	6,023円
	児島琴浦	366円	13,424円
	水島東	522円	17,437円
	津山	293円	18,309円
	津山院庄	247円	6,961円
	玉野	381円	14,501円
	笠岡	544円	24,240円
	笠岡吉浜	380円	22,984円
	笠岡西大島	426円	9,516円
	井原	605円	14,043円
	総社	633円	24,352円
	高梁	438円	21,830円
	新見	(略)	17,249円
	備前	179円	20,326円
	岡山瀬戸	514円	7,766円
	邑久	1,002円	56,587円
	早島	770円	5,935円
	吉備高原	186円	40,488円
	美作勝山	465円	15,721円
	久世落合	335円	14,233円
	久世	459円	15,999円
	鏡野	(略)	13,416円
	日本原	265円	12,502円
	美作大原	132円	13,929円
	美作	273円	6,308円
	岡山高島	1,162円	20,981円
	甲浦	343円	34,350円
	野谷	281円	43,174円
	足守	386円	18,282円
	備前一宮	634円	9,609円
	備中高松	372円	25,898円
	西大寺上南	204円	6,408円
	児島郷内	451円	51,747円
	玉島黒崎	210円	20,413円
	玉野西	411円	8,050円
	玉野荘内	607円	17,551円
	灘崎	769円	16,952円
	金光	580円	15,053円
	鴨方	478円	17,050円
	真備	359円	29,245円
	岡山藤田	306円	17,635円
	吉備線路2	820円	9,865円
	上道	(略)	15,196円
	児島下津井	261円	20,820円
	津山山北	584円	14,567円
	津山河辺	(略)	26,710円
	津山一宮	410円	12,546円
	玉野山田	665円	18,638円
	玉野八浜	369円	17,000円
	総社新本	338円	33,605円
	福渡御津	692円	29,237円
	福渡	615円	11,395円
	山陽	450円	4,205円
	日生	270円	17,973円
	和気	136円	29,776円
	長船	803円	36,191円
	玉島船穂	469円	12,508円
	里庄	349円	19,225円
	矢掛	346円	7,598円
	成羽	203円	19,445円
	高梁川上	179円	12,828円
	ひるぜん	(略)	11,431円
	勝央	275円	8,867円

	亀甲	348円	14,354円
	福渡旭	92円	19,459円
	津山久米	86円	21,554円
	檜	173円	48,009円
	井原高屋	288円	16,118円
	美星	121円	11,517円
	哲西	306円	28,965円
	湯原	71円	24,066円
	美新	14円	26,780円
	津山加茂	265円	18,906円
	児島塩生	308円	26,437円
	笠岡北	221円	17,445円
	総社豪溪	276円	12,965円
	美袋	98円	10,643円
	高倉	127円	23,018円
	備前香登	209円	14,845円
	備前三石	143円	25,684円
	備前伊里	179円	25,029円
	加茂川	96円	13,298円
	瀬戸万富	584円	20,947円
	岡山瀬戸赤坂	463円	26,256円
	熊山	248円	9,173円
	周匝	531円	11,472円
	吉永	348円	27,954円
	備前佐伯	161円	13,377円
	芳井	64円	18,341円
	賀陽	287円	12,737円
	備中	32円	13,103円
	大佐	118円	20,261円
	英田	185円	14,547円
	福渡弓削	469円	13,631円
	岡山原	748円	23,476円
	西大寺神崎	193円	20,691円
	牛窓	766円	9,121円
	北房	87円	23,541円
	作東	203円	8,173円
	牟佐	351円	17,147円
	寄島	523円	13,051円
	有漢	88円	16,767円
	柵原	307円	26,112円
広島県	広島西	3,031円	21,034円
	広島南2	4,705円	16,165円
	広島中	6,148円	29,271円
	広島大州	2,162円	26,073円
	宇品	2,935円	17,550円
	広島西蟹屋	2,692円	17,242円
	仁保	1,668円	33,135円
	広島庚午	2,506円	14,873円
	広島三篠	1,811円	9,553円
	安古市	1,705円	27,982円
	安芸祇園	1,680円	26,352円
	可部	966円	28,564円
	高陽	768円	54,055円
	海田	1,778円	23,271円
	五日市廿日2	1,491円	13,965円
	呉東	1,245円	10,382円
	呉吉浦	266円	27,511円
	呉天応	344円	31,470円
	郷原	(略)	12,795円
	呉2	1,304円	17,123円
	竹原	298円	27,585円
	尾道	460円	26,433円
	尾道高須	421円	11,671円
	尾道美ノ郷	221円	34,868円
	尾道東	1,350円	4,037円
	因島	173円	8,376円
	因島中庄	524円	18,427円
	因島重井	232円	13,522円
	福山	926円	37,700円
	福山東	839円	48,832円
	松永	469円	13,213円
	新福山	568円	16,822円
	福山西	459円	8,943円
	福山北	246円	47,718円
	福山水呑	447円	23,906円
	福山南	527円	11,209円
	福山坪生	450円	7,236円
	駅家	548円	51,819円
	福山加茂	326円	42,263円
	福山熊野	192円	31,595円
	府中	511円	14,224円
	府中本町	431円	63,584円
	三次	958円	23,034円
	三次塩町	111円	13,852円
	庄原	456円	12,051円
	東広島	1,118円	35,641円
	八本松	237円	54,016円
	八本松原	112円	12,411円
	廿日市	(略)	6,173円
	五日市地御前	519円	28,214円
	江田島	348円	9,614円
	安芸大野1	407円	11,938円
	宮島口	1,176円	11,986円
	安芸吉田	424円	10,812円
	黒瀬	168円	45,018円
	甲山	188円	20,298円
	神辺電話交2	289円	34,597円
	神辺御領	115円	10,103円
	神辺中条	467円	11,137円
	新市	381円	5,825円
	広島中山	701円	16,619円
	広島戸坂	1,123円	11,375円
	安古市安2	1,411円	14,541円
	八木	803円	23,493円
	伴	1,181円	68,256円
	坂	1,403円	9,360円
	福木	615円	15,404円

	亀甲	349円	12,389円
	福渡旭	96円	17,765円
	津山久米	88円	22,454円
	檜	179円	39,707円
	井原高屋	294円	14,755円
	美星	126円	10,613円
	哲西	326円	25,802円
	湯原	76円	21,955円
	美新	15円	24,249円
	津山加茂	276円	17,356円
	児島塩生	318円	20,104円
	笠岡北	228円	12,496円
	総社豪溪	291円	11,978円
	美袋	99円	9,528円
	高倉	134円	18,822円
	備前香登	212円	15,370円
	備前三石	148円	60,750円
	備前伊里	185円	19,597円
	加茂川	98円	11,769円
	瀬戸万富	588円	18,243円
	岡山瀬戸赤坂	476円	23,759円
	熊山	252円	7,856円
	周匝	554円	10,194円
	吉永	356円	24,864円
	備前佐伯	167円	11,950円
	芳井	70円	18,392円
	賀陽	299円	9,188円
	備中	59円	11,934円
	大佐	126円	16,473円
	英田	192円	12,593円
	福渡弓削	482円	17,838円
	岡山原	769円	20,904円
	西大寺神崎	200円	48,319円
	牛窓	793円	8,297円
	北房	91円	26,700円
	作東	215円	7,011円
	牟佐	358円	15,297円
	寄島	537円	11,124円
	有漢	93円	15,463円
	柵原	310円	22,910円
	加茂川井原	84円	16,091円
	土橋	76円	16,445円
広島県	広島西	3,078円	18,545円
	広島南2	4,430円	56,745円
	広島中	5,645円	40,575円
	広島大州	2,074円	25,372円
	宇品	2,889円	18,292円
	広島西蟹屋	2,556円	15,803円
	仁保	1,687円	22,168円
	広島庚午	2,508円	20,152円
	広島三篠	1,773円	8,881円
	安古市	1,686円	25,723円
	安芸祇園	1,685円	20,722円
	可部	963円	27,780円
	高陽	774円	50,801円
	海田	1,777円	19,889円
	五日市廿日2	1,477円	44,784円
	呉東	1,261円	84,347円
	呉吉浦	269円	24,753円
	呉天応	346円	26,222円
	郷原	(略)	14,935円
	呉2	1,271円	35,244円
	竹原	292円	55,255円
	尾道	466円	18,941円
	尾道高須	423円	9,308円
	尾道美ノ郷	226円	31,281円
	尾道東	1,363円	4,360円
	因島	175円	44,941円
	因島中庄	539円	20,332円
	因島重井	239円	12,255円
	福山	863円	26,674円
	福山東	816円	48,464円
	松永	451円	13,420円
	新福山	571円	60,010円
	福山西	475円	9,552円
	福山北	335円	42,423円
	福山水呑	455円	20,684円
	福山南	528円	10,412円
	福山坪生	435円	21,586円
	駅家	549円	46,167円
	福山加茂	333円	36,386円
	福山熊野	191円	28,969円
	府中	518円	11,863円
	府中本町	412円	61,981円
	三次	968円	21,291円
	三次塩町	115円	12,341円
	庄原	474円	10,235円
	東広島	1,109円	28,013円
	八本松	238円	46,928円
	八本松原	111円	11,268円
	廿日市	(略)	5,666円
	五日市地御前	526円	28,050円
	江田島	318円	25,834円
	安芸大野1	408円	20,900円
	宮島口	1,179円	20,624円
	安芸吉田	395円	9,209円
	黒瀬	175円	39,806円
	甲山	198円	18,939円
	神辺電話交2	276円	31,034円
	神辺御領	113円	9,020円
	神辺中条	480円	10,370円
	新市	378円	5,683円
	広島中山	707円	13,737円
	広島戸坂	1,125円	10,396円
	安古市安2	1,418円	12,005円
	八木	805円	20,932円
	伴	1,161円	64,162円
	坂	1,431円	12,960円
	福木	659円	16,065円

	戸山	254円	14,993円
	高陽狩小川	489円	16,101円
	白木井原	313円	14,278円
	海田畑賀	(略)	12,722円
	新矢野	1,776円	6,328円
	五日廿日寺田	1,166円	9,713円
	五日廿日石内	1,050円	9,231円
	呉仁方	587円	22,007円
	呉焼山	452円	9,277円
	大竹	710円	6,683円
	志和	(略)	27,067円
	三永	129円	12,257円
	五日廿日宮内	1,394円	42,236円
	安芸熊野	551円	34,735円
	安佐	90円	14,556円
	呉警固屋	538円	19,843円
	竹原忠海	249円	18,337円
	三原幸崎	720円	23,429円
	三原長谷	119円	21,251円
	松永藤江	209円	20,117円
	福山芦田	202円	25,982円
	大竹玖波	(略)	13,742円
	高屋	668円	42,977円
	音戸	290円	44,109円
	音戸先奥	108円	57,048円
	倉橋	346円	18,127円
	倉橋室尾	451円	3,472円
	安芸佐伯	294円	19,878円
	安芸佐伯友和	131円	11,240円
	能美	622円	29,210円
	大柿	217円	14,584円
	八千代	462円	13,369円
	甲田	(略)	16,566円
	東広島福富	124円	15,292円
	東広島豊栄	253円	15,360円
	甲山大和	114円	10,667円
	東広島河内	77円	20,227円
	河内河戸	77円	13,082円
	本郷	413円	16,861円
	安芸津	281円	18,954円
	安浦	142円	42,045円
	呉川尻	293円	17,377円
	瀬戸田	207円	19,117円
	久井	161円	12,872円
	尾道向島	1,108円	7,306円
	東城	403円	13,248円
	尾道三原2	971円	12,963円
	宮島	534円	34,729円
	御調	100円	66,265円
	安佐久地	433円	17,703円
	安佐後山	358円	13,445円
	可部三入	320円	13,822円
	瀬野川	896円	17,040円
	瀬野	430円	30,380円
	竹原荘野	309円	11,173円
	鞆	384円	14,556円
	松永本郷	255円	15,818円
	庄原山内	71円	20,285円
	造賀	73円	15,329円
	砂谷	37円	48,087円
	沖美	279円	21,854円
	加計	234円	13,992円
	戸河内	203円	25,834円
	大朝	250円	27,310円
	広島千代田	283円	64,987円
	豊平	176円	11,885円
	都志見	142円	12,963円
	高宮	124円	15,888円
	福山内海	244円	9,465円
	沼隈	374円	18,984円
	沼隈山南	250円	16,915円
	吉舎	82円	7,383円
	三良坂	175円	12,920円
	郷田	150円	8,455円
	新向原	405円	99,351円
	芸北	113円	13,353円
	比和	92円	19,029円
	木江白水	432円	33,666円
	広島似島	36円	9,770円
	三原木原	257円	18,011円
	浦崎	296円	28,044円
	坂小屋浦	551円	13,200円
	下蒲刈	338円	11,492円
	湯来	(略)	23,220円
	木江大崎	353円	23,703円
	木江	304円	6,349円
	東城三和	(略)	134,854円
	上下	177円	31,266円
	三次三和	95円	13,072円
山口県	下関東	357円	52,793円
	下関北	574円	35,228円
	下関中	274円	22,686円
	下関西	254円	48,629円
	下関王司	490円	17,372円
	下関勝山	740円	29,417円
	宇部3	277円	27,982円
	宇部	277円	34,548円
	宇部西	398円	32,625円
	宇部床波	314円	15,533円
	宇部東岐波	388円	32,454円
	山口2	516円	64,427円
	二島	60円	24,291円
	萩	169円	17,407円
	徳山	715円	18,829円
	徳山周南	698円	23,056円
	戸山	276円	12,185円
	高陽狩小川	510円	33,011円
	白木井原	324円	12,802円
	海田畑賀	(略)	11,809円
	新矢野	1,737円	6,757円
	五日廿日寺田	1,165円	9,018円
	五日廿日石内	1,064円	7,056円
	呉仁方	604円	19,667円
	呉焼山	433円	7,389円
	大竹	713円	74,708円
	志和	(略)	24,389円
	三永	132円	11,252円
	五日廿日宮内	1,420円	46,774円
	安芸熊野	557円	31,231円
	安佐	93円	13,037円
	呉警固屋	540円	18,015円
	竹原忠海	262円	16,468円
	三原幸崎	763円	17,915円
	三原長谷	120円	19,559円
	松永藤江	211円	14,370円
	福山芦田	207円	23,619円
	大竹玖波	(略)	12,102円
	高屋	670円	31,474円
	音戸	296円	40,283円
	音戸先奥	111円	57,068円
	倉橋	364円	16,632円
	倉橋室尾	475円	4,489円
	安芸佐伯	312円	18,344円
	安芸佐伯友和	144円	10,296円
	能美	659円	31,919円
	大柿	226円	13,458円
	八千代	479円	11,832円
	甲田	(略)	13,294円
	東広島福富	133円	13,657円
	東広島豊栄	264円	13,361円
	甲山大和	125円	9,442円
	東広島河内	84円	17,364円
	河内河戸	88円	10,600円
	本郷	430円	15,537円
	安芸津	297円	15,087円
	安浦	147円	37,426円
	呉川尻	304円	16,009円
	瀬戸田	222円	15,420円
	久井	166円	11,761円
	尾道向島	1,129円	6,996円
	東城	417円	59,132円
	尾道三原2	972円	10,603円
	宮島	536円	32,255円
	御調	105円	59,485円
	安佐久地	448円	18,528円
	安佐後山	385円	10,163円
	可部三入	327円	11,326円
	瀬野川	898円	15,264円
	瀬野	434円	27,741円
	竹原荘野	323円	7,950円
	鞆	392円	30,837円
	松永本郷	259円	11,694円
	庄原山内	70円	23,419円
	造賀	78円	12,009円
	砂谷	40円	41,849円
	沖美	303円	19,786円
	加計	246円	18,456円
	戸河内	220円	19,637円
	大朝	257円	24,253円
	広島千代田	286円	48,214円
	豊平	187円	13,966円
	都志見	150円	12,791円
	高宮	126円	14,325円
	福山内海	262円	9,156円
	沼隈	379円	21,238円
	沼隈山南	264円	14,928円
	吉舎	84円	6,441円
	三良坂	195円	9,042円
	郷田	151円	8,674円
	新向原	457円	87,904円
	芸北	109円	11,140円
	比和	100円	15,043円
	木江白水	441円	30,852円
	広島似島	47円	7,356円
	三原木原	260円	16,671円
	浦崎	307円	23,219円
	坂小屋浦	632円	11,167円
	下蒲刈	354円	10,916円
	湯来	(略)	20,334円
	木江大崎	364円	18,622円
	木江	321円	7,060円
	東城三和	(略)	68,028円
	上下	185円	27,891円
	三次三和	102円	11,856円
	作木	97円	21,151円
	世羅西	35円	16,620円
	西城	190円	21,180円
	木江豊島	263円	18,127円
山口県	下関東	355円	50,278円
	下関北	591円	32,372円
	下関中	272円	26,548円
	下関西	265円	46,362円
	下関王司	497円	29,044円
	下関勝山	746円	27,660円
	宇部3	272円	28,061円
	宇部	272円	30,944円
	宇部西	400円	28,742円
	宇部床波	318円	14,104円
	宇部東岐波	390円	29,066円
	山口2	514円	46,558円
	二島	58円	27,888円
	萩	172円	15,068円
	徳山	718円	22,871円
	徳山周南	703円	22,010円

		防府	332円	15,279円
		防府 2	332円	9,291円
		下松	330円	11,866円
		岩国支店 3 棟	465円	7,135円
		岩国 4	465円	36,130円
		岩国西	923円	8,377円
		新岩国南	741円	30,638円
		宇部小野田	160円	31,954円
		光	292円	54,812円
		長門	304円	6,710円
		柳井	211円	11,607円
		美祢	(略)	15,713円
		新南陽 1	582円	22,126円
		小郡	257円	14,083円
		山口大内	(略)	30,528円
		下関安岡	251円	21,332円
		小月	409円	101,443円
		山口下関	406円	20,694円
		厚東	72円	24,871円
		山口仁保	358円	21,240円
		四辻	(略)	30,339円
		嘉川	157円	24,250円
		萩大井	195円	21,687円
		見島	68円	55,759円
		徳山櫛ヶ浜	(略)	7,889円
		徳山戸田	221円	26,417円
		都濃	218円	19,579円
		防府西の浦	185円	16,266円
		防府大道	167円	20,048円
		防府富海	170円	29,613円
		下松久保	231円	9,310円
		岩国通津	186円	19,827円
		御庄	576円	11,405円
		岩国河内	114円	16,629円
		西ノ浜	211円	83,813円
		光室積	397円	19,215円
		光島田	325円	8,603円
		久賀	586円	105,498円
		大島	252円	18,594円
		久賀橋	379円	18,882円
		由宇	458円	24,436円
		玖珂	199円	10,791円
		周東	381円	15,866円
		岩田	113円	9,910円
		田布施	330円	16,302円
		田布施南	217円	17,115円
		平生	170円	15,766円
		下松熊毛	120円	14,258円
		徳山鹿野	232円	49,152円
		秋穂	167円	7,970円
		宇部楠	131円	33,416円
		下関菊川	394円	18,242円
		豊浦	266円	23,313円
		豊北	274円	18,691円
		特牛	290円	46,901円
		長門三隅	43円	24,336円
		長門仙崎	161円	21,499円
		美祢豊田	302円	31,337円
		阿月	112円	14,005円
		新南陽 2	509円	4,193円
		久賀下田	272円	16,355円
		久賀和田	156円	16,929円
		錦町	206円	17,872円
		大島	374円	17,430円
		上関	307円	23,654円
		徳地	(略)	13,964円
		厚狭埴生	13円	25,894円
		秋芳	50円	21,877円
		長門古市	170円	15,219円
		油谷	232円	13,948円
		油谷久津	70円	19,463円
		下関吉見	164円	16,192円
		阿知須	283円	15,799円
		美東	147円	14,792円
		阿東	141円	25,435円
		長門湯本	84円	15,480円
		岩国坂上	242円	17,985円
		厚狭	154円	27,217円
徳島県		阿波津田	737円	57,341円
		阿波川内	582円	67,209円
		八万	633円	20,040円
		地藏橋	692円	6,995円
		沖洲	740円	5,846円
		徳島西	846円	35,362円
		鳴門	(略)	42,415円
		小松島	518円	14,457円
		阿波阿南	258円	18,436円
		阿波石井	444円	21,051円
		那賀川	(略)	5,770円
		松茂	466円	7,975円
		北島	598円	20,012円
		藍住	505円	24,614円
		板野	452円	14,749円
		上板	350円	10,527円
		阿波	584円	9,182円
		鴨島	453円	36,099円
		山川	410円	4,447円
		脇町	323円	25,633円
		阿波池田	215円	43,418円
		徳島 B	(略)	67,096円
		阿波国府	463円	21,081円
		多家良	(略)	9,961円
		応神	(略)	6,859円
		阿波大麻	194円	7,446円
徳島県		防府	334円	46,256円
		防府 2	334円	7,541円
		下松	328円	13,534円
		岩国支店 3 棟	463円	6,771円
		岩国 4	463円	33,655円
		岩国西	925円	7,624円
		新岩国南	756円	26,429円
		宇部小野田	164円	32,742円
		光	290円	34,064円
		長門	309円	6,001円
		柳井	213円	56,747円
		美祢	(略)	20,582円
		新南陽 1	583円	18,657円
		小郡	260円	13,151円
		山口大内	(略)	28,386円
		下関安岡	255円	19,440円
		小月	413円	98,884円
		山口下関	420円	18,732円
		厚東	74円	21,655円
		山口仁保	360円	18,652円
		四辻	(略)	32,665円
		嘉川	159円	16,640円
		萩大井	208円	19,444円
		見島	73円	49,019円
		徳山櫛ヶ浜	(略)	7,652円
		徳山戸田	227円	19,649円
		都濃	225円	22,188円
		防府西の浦	188円	14,512円
		防府大道	171円	23,623円
		防府富海	173円	26,591円
		下松久保	235円	4,289円
		岩国通津	174円	39,546円
		御庄	582円	10,512円
		岩国河内	121円	19,946円
		西ノ浜	213円	78,133円
		光室積	400円	13,682円
		光島田	329円	7,560円
		久賀	589円	90,414円
		大島	256円	31,152円
		久賀橋	388円	28,175円
		由宇	463円	22,575円
		玖珂	202円	10,708円
		周東	379円	43,326円
		岩田	118円	9,041円
		田布施	336円	43,491円
		田布施南	221円	12,942円
		平生	162円	18,115円
		下松熊毛	122円	13,056円
		徳山鹿野	231円	44,713円
		秋穂	168円	11,944円
		宇部楠	132円	37,486円
		下関菊川	397円	15,918円
		豊浦	272円	22,214円
		豊北	287円	16,647円
		特牛	297円	25,864円
		長門三隅	42円	21,640円
		長門仙崎	195円	17,294円
		美祢豊田	316円	31,028円
		阿月	111円	12,813円
		新南陽 2	502円	2,649円
		久賀下田	280円	12,291円
		久賀和田	161円	18,816円
		錦町	219円	16,380円
		大島	378円	13,603円
		上関	322円	20,898円
		徳地	(略)	16,802円
		厚狭埴生	144円	36,196円
		秋芳	54円	28,140円
		長門古市	179円	13,673円
		油谷	238円	54,323円
		油谷久津	74円	17,258円
		下関吉見	169円	14,990円
		阿知須	284円	21,278円
		美東	153円	13,382円
		阿東	142円	23,058円
		長門湯本	90円	14,112円
		岩国坂上	252円	14,582円
		厚狭	156円	22,483円
		阿東生雲	157円	15,121円
		伊陸	183円	13,695円
		祝島	108円	136,885円
		通	105円	38,332円
		平郡	32円	21,836円
徳島県		阿波津田	742円	52,238円
		阿波川内	608円	50,214円
		八万	640円	18,229円
		地藏橋	697円	6,276円
		沖洲	730円	5,194円
		徳島西	854円	32,752円
		鳴門	(略)	32,999円
		小松島	521円	14,224円
		阿波阿南	261円	21,268円
		阿波石井	440円	19,066円
		那賀川	(略)	5,918円
		松茂	471円	8,235円
		北島	606円	11,807円
		藍住	506円	30,137円
		板野	455円	12,684円
		上板	358円	8,859円
		阿波	592円	8,676円
		鴨島	484円	23,455円
		山川	419円	4,034円
		脇町	315円	23,852円
		阿波池田	237円	35,976円
		徳島 B	(略)	59,810円
		阿波国府	469円	19,168円
		多家良	(略)	9,462円
		応神	(略)	6,331円
		阿波大麻	196円	7,005円

	堂浦	239円	6,417円
	鳴門公園	163円	12,829円
	新赤石	341円	11,073円
	阿波橋	437円	12,523円
	桑野	449円	9,978円
	阿波福井	273円	10,592円
	新野	372円	8,127円
	阿波椿	206円	15,024円
	阿波一宮	219円	5,119円
	羽ノ浦	450円	8,761円
	丹生谷	391円	53,087円
	阿波海南	384円	7,025円
	阿波吉野	339円	8,200円
	土成	392円	8,245円
	市場	319円	7,615円
	阿波川島	440円	3,772円
	美馬	98円	9,578円
	貞光	269円	6,169円
	三野	262円	10,082円
	阿波三好	227円	8,792円
	三縄	331円	7,373円
	阿波井川	466円	8,341円
	三加茂	141円	21,462円
	牟岐	349円	34,930円
	阿波勝浦	143円	16,286円
	日和佐	213円	8,029円
	阿波半田	71円	9,235円
	穴吹	31円	13,845円
	山城	7円	15,713円
	阿波神山	70円	4,037円
	阿波広野	48円	8,281円
香川県	讃岐三条	565円	28,641円
	高松北2	392円	13,114円
	屋島	500円	25,882円
	香西	923円	8,079円
	円座2	617円	26,093円
	讃岐前田	279円	11,429円
	讃岐川島	302円	24,394円
	西植田	183円	25,023円
	新仏生山	526円	20,831円
	丸亀	422円	50,578円
	讃岐郡家	653円	4,738円
	坂出	290円	51,207円
	讃岐加茂	357円	23,798円
	讃岐林田	275円	4,119円
	善通寺	468円	24,347円
	観音寺	534円	17,626円
	引田	293円	28,458円
	三本松	121円	19,347円
	讃岐津田	169円	83,368円
	讃岐大川	213円	10,101円
	志度	(略)	20,098円
	長尾	412円	11,861円
	内海	290円	13,900円
	土庄	426円	18,170円
	讃岐三木	337円	16,007円
	讃岐牟礼	406円	10,047円
	香川	410円	24,108円
	綾南	545円	32,053円
	讃岐国分寺	342円	18,708円
	宇多津	407円	33,605円
	琴平	349円	36,222円
	多度津	445円	17,497円
	讃岐高瀬	316円	65,905円
	讃岐豊浜	256円	25,660円
	本島	(略)	33,855円
	与島	135円	6,558円
	木之郷	432円	14,862円
	伊吹	91円	229,091円
	鴨部	192円	22,547円
	庵治	(略)	24,947円
	綾上	401円	24,206円
	讃岐昭和	299円	25,241円
	綾歌	261円	8,783円
	讃岐飯山	363円	13,885円
	讃岐吉野	138円	5,564円
	大野原	390円	7,999円
	讃岐豊中	266円	15,026円
	仁尾	189円	20,340円
	三本松2	121円	5,278円
	山本	322円	8,467円
	讃岐神山	129円	25,944円
	塩江	279円	8,809円
	麻二宮	254円	24,053円
	詫間	242円	36,729円
	財田	267円	14,526円
	高松	557円	108,164円
	讃岐池田	427円	35,919円
愛媛県	西須賀	646円	54,770円
	吉田浜	956円	4,230円
	堀江	437円	3,145円
	伊予石井2	1,103円	16,030円
	久谷	808円	6,375円
	新久米	996円	26,347円
	山越本	734円	24,176円
	松山3	1,515円	29,477円
	今治	341円	51,358円
	伊予桜井2	672円	5,396円
	宇和島	529円	38,400円
	八幡浜	341円	30,505円
	新居浜3	(略)	20,984円
	泉川	412円	4,894円
	多喜浜	340円	7,480円

	堂浦	241円	5,973円
	鳴門公園	167円	11,831円
	新赤石	351円	21,186円
	阿波橋	445円	15,603円
	桑野	463円	9,218円
	阿波福井	285円	9,735円
	新野	384円	7,374円
	阿波椿	218円	13,838円
	阿波一宮	220円	4,987円
	羽ノ浦	456円	8,125円
	丹生谷	399円	33,812円
	阿波海南	396円	12,768円
	阿波吉野	355円	8,444円
	土成	407円	7,439円
	市場	325円	6,838円
	阿波川島	442円	3,773円
	美馬	103円	8,932円
	貞光	275円	5,754円
	三野	269円	9,226円
	阿波三好	233円	8,013円
	三縄	350円	7,000円
	阿波井川	499円	7,887円
	三加茂	149円	19,712円
	牟岐	368円	30,346円
	阿波勝浦	150円	15,099円
	日和佐	221円	7,489円
	阿波半田	72円	8,482円
	穴吹	35円	12,827円
	山城	8円	14,682円
	阿波神山	72円	4,632円
	阿波広野	50円	8,163円
	佐那河内	74円	7,226円
	宋喰	109円	8,184円
	東祖谷	28円	72,302円
	由岐	89円	11,890円
香川県	讃岐三条	572円	24,877円
	高松北2	415円	12,212円
	屋島	512円	17,304円
	香西	937円	6,522円
	円座2	667円	28,788円
	讃岐前田	289円	17,162円
	讃岐川島	307円	26,237円
	西植田	187円	23,162円
	新仏生山	544円	19,729円
	丸亀	418円	31,372円
	讃岐郡家	651円	13,178円
	坂出	291円	34,417円
	讃岐加茂	363円	21,902円
	讃岐林田	283円	4,278円
	善通寺	486円	31,052円
	観音寺	545円	14,683円
	引田	301円	25,916円
	三本松	125円	14,302円
	讃岐津田	171円	78,516円
	讃岐大川	219円	9,179円
	志度	(略)	24,349円
	長尾	415円	10,901円
	内海	296円	14,186円
	土庄	437円	15,948円
	讃岐三木	338円	31,909円
	讃岐牟礼	407円	9,327円
	香川	420円	21,661円
	綾南	553円	36,323円
	讃岐国分寺	347円	16,377円
	宇多津	415円	30,059円
	琴平	387円	50,123円
	多度津	451円	16,040円
	讃岐高瀬	319円	39,575円
	讃岐豊浜	259円	24,659円
	本島	(略)	30,577円
	与島	138円	6,850円
	木之郷	435円	13,740円
	伊吹	93円	219,979円
	鴨部	208円	26,399円
	庵治	(略)	22,501円
	綾上	413円	23,210円
	讃岐昭和	312円	30,298円
	綾歌	264円	8,174円
	讃岐飯山	374円	15,864円
	讃岐吉野	142円	5,520円
	大野原	396円	7,433円
	讃岐豊中	271円	13,758円
	仁尾	192円	18,146円
	三本松2	109円	4,141円
	山本	324円	7,883円
	讃岐神山	133円	24,046円
	塩江	286円	8,332円
	麻二宮	257円	22,114円
	詫間	243円	32,734円
	財田	271円	13,167円
	高松	586円	109,127円
	讃岐池田	439円	32,856円
	讃岐荘内	67円	13,506円
	直島	447円	27,017円
愛媛県	西須賀	672円	36,330円
	吉田浜	931円	4,053円
	堀江	446円	4,120円
	伊予石井2	1,077円	15,619円
	久谷	823円	5,853円
	新久米	1,012円	25,763円
	山越本	746円	23,529円
	松山3	1,493円	25,006円
	今治	352円	30,170円
	伊予桜井2	633円	4,132円
	宇和島	538円	24,095円
	八幡浜	346円	16,730円
	新居浜3	(略)	20,523円
	泉川	419円	4,736円
	多喜浜	346円	6,879円

		伊予西条	632円	14,046円
		大洲	354円	73,111円
		新谷	355円	9,501円
		川之江	674円	42,117円
		伊予三島西	720円	28,532円
		伊予2	510円	17,934円
		伊予北条	460円	23,794円
		壬生川2	351円	11,756円
		伊予土居	279円	27,954円
		大西	824円	27,735円
		重信	1,027円	11,035円
		松前2	866円	8,250円
		砥部	1,454円	7,908円
		宇和	313円	5,483円
		広見	261円	26,037円
		御荘2	123円	54,790円
		湯山	2,136円	22,205円
		波止浜交換2	361円	9,642円
		来	526円	31,620円
		日土	434円	9,654円
		穴井	125円	13,294円
		伊予氷見	598円	31,469円
		伊予豊岡	719円	11,205円
		伊予三芳	444円	7,474円
		粟井	294円	11,648円
		伊予小松	665円	7,475円
		丹原	412円	28,008円
		伊予玉川	385円	8,527円
		菊間	151円	25,912円
		吉海	359円	16,280円
		伯方	844円	13,135円
		伊予川内	556円	7,122円
		久万	129円	21,550円
		保内	369円	10,575円
		伊予吉田	373円	23,439円
		伊予津島	398円	24,633円
		今治支店旧	341円	13,319円
		大洲新棟	354円	4,658円
		伊予長浜	267円	38,555円
		内子	646円	25,880円
		伊予三瓶	341円	6,138円
		愛媛野村	474円	27,721円
		三間	162円	23,913円
		伊予朝倉	275円	25,580円
		宮窪	75円	21,978円
		伊予上浦	45円	15,019円
		伊予小田	189円	11,617円
		伊予中山機械	640円	42,976円
		伊予松野	58円	23,812円
		一本松	44円	12,096円
		生名	79円	10,800円
		伊予弓削	98円	25,824円
		双海	533円	7,765円
		伊方	173円	9,927円
		城川交換機	57円	87,523円
		重信2	1,027円	22,696円
		伊予中島	393円	10,472円
高知県	高知東	931円	48,346円	
	潮江	869円	27,610円	
	土佐朝倉	812円	23,758円	
	土佐一宮	977円	21,513円	
	種崎	372円	11,947円	
	土佐大津	823円	14,762円	
	安芸	113円	20,535円	
	南国	397円	69,476円	
	須崎	352円	15,325円	
	土佐中村	(略)	36,163円	
	赤岡	326円	7,312円	
	土佐山田	265円	33,944円	
	伊野	699円	7,392円	
	池川	254円	14,985円	
	土佐春野	32円	9,095円	
	土佐羽根	166円	20,980円	
	片山	793円	6,099円	
	土佐国府	624円	15,745円	
	戸波	254円	9,167円	
	具同	225円	10,863円	
	宿毛	382円	26,842円	
	片島	107円	7,413円	
	土佐長浜	201円	9,120円	
	介良	(略)	21,918円	
	室戸	314円	23,608円	
	土佐	293円	24,699円	
	土佐宇佐	165円	7,653円	
	野市	514円	12,552円	
	美良布	422円	12,323円	
	中土佐	340円	12,693円	
	佐川	246円	12,949円	
	芸西	594円	10,080円	
	吾川	307円	18,352円	
	越知	307円	7,080円	
	土佐日高	452円	12,559円	
	吉良川	69円	10,996円	
	大橋	69円	15,643円	
	吾北	(略)	11,187円	
	仁淀	43円	8,684円	
	高知	(略)	60,835円	
	大杉	49円	42,334円	
	土佐平田	49円	8,798円	
	土佐清水	194円	37,444円	
	窪川	215円	58,291円	
	大方	166円	7,510円	
	土佐大月	120円	86,993円	
	野根	63円	13,766円	
	嶺北	135円	6,129円	
	土佐佐賀	99円	14,029円	
	土佐田野	97円	67,020円	

		伊予西条	637円	67,200円
		大洲	363円	81,782円
		新谷	358円	8,843円
		川之江	683円	26,961円
		伊予三島西	731円	22,518円
		伊予2	518円	27,426円
		伊予北条	472円	22,084円
		壬生川2	327円	9,434円
		伊予土居	283円	47,458円
		大西	851円	25,211円
		重信	1,036円	10,923円
		松前2	878円	8,087円
		砥部	1,479円	8,745円
		宇和	312円	5,287円
		広見	264円	23,680円
		御荘2	117円	33,867円
		湯山	2,196円	29,334円
		波止浜交換2	348円	8,705円
		来	539円	29,243円
		日土	462円	9,626円
		穴井	158円	10,649円
		伊予氷見	613円	28,510円
		伊予豊岡	738円	12,756円
		伊予三芳	456円	7,662円
		粟井	310円	10,771円
		伊予小松	677円	6,776円
		丹原	417円	25,537円
		伊予玉川	398円	7,655円
		菊間	161円	23,514円
		吉海	367円	14,406円
		伯方	857円	12,502円
		伊予川内	563円	6,640円
		久万	146円	19,948円
		保内	380円	9,419円
		伊予吉田	360円	29,185円
		伊予津島	405円	22,425円
		今治支店旧	340円	13,192円
		大洲新棟	343円	5,671円
		伊予長浜	270円	34,294円
		内子	659円	25,355円
		伊予三瓶	357円	7,909円
		愛媛野村	486円	25,276円
		三間	167円	21,988円
		伊予朝倉	293円	23,170円
		宮窪	74円	20,191円
		伊予上浦	48円	13,375円
		伊予小田	199円	10,698円
		伊予中山機械	568円	56,781円
		伊予松野	59円	21,886円
		一本松	46円	11,004円
		生名	83円	9,797円
		伊予弓削	99円	23,766円
		双海	547円	6,973円
		伊方	176円	9,119円
		城川交換機	58円	42,391円
		重信2	1,000円	20,630円
		伊予中島	408円	9,430円
		岩城	41円	27,429円
		城川土居	27円	6,519円
高知県	高知東	940円	31,842円	
	潮江	893円	46,447円	
	土佐朝倉	820円	21,634円	
	土佐一宮	984円	15,101円	
	種崎	380円	45,952円	
	土佐大津	829円	13,604円	
	安芸	137円	26,492円	
	南国	401円	48,356円	
	須崎	362円	13,441円	
	土佐中村	(略)	26,675円	
	赤岡	328円	6,938円	
	土佐山田	272円	21,582円	
	伊野	702円	11,424円	
	池川	265円	12,426円	
	土佐春野	33円	9,065円	
	土佐羽根	205円	17,697円	
	片山	805円	5,808円	
	土佐国府	625円	14,580円	
	戸波	251円	7,734円	
	具同	231円	8,239円	
	宿毛	388円	23,034円	
	片島	113円	66,945円	
	土佐長浜	207円	7,466円	
	介良	(略)	18,690円	
	室戸	326円	22,277円	
	土佐	300円	13,181円	
	土佐宇佐	167円	6,911円	
	野市	515円	11,451円	
	美良布	432円	11,148円	
	中土佐	345円	11,711円	
	佐川	252円	11,078円	
	芸西	596円	9,201円	
	吾川	320円	16,451円	
	越知	309円	7,214円	
	土佐日高	457円	70,030円	
	吉良川	73円	8,711円	
	大橋	71円	14,444円	
	吾北	(略)	20,823円	
	仁淀	46円	4,910円	
	高知	(略)	46,875円	
	大杉	50円	24,308円	
	土佐平田	52円	7,103円	
	土佐清水	200円	65,532円	
	窪川	216円	61,224円	
	大方	167円	7,310円	
	土佐大月	121円	46,983円	
	野根	64円	11,248円	
	嶺北	133円	27,134円	
	土佐佐賀	100円	12,836円	
	土佐田野	102円	64,285円	

	東津野	85円	9,953円
	土佐下田	55円	11,305円
福岡県	門司2	622円	10,915円
	門司恒見	361円	15,835円
	門司大里	938円	11,182円
	福岡若松	621円	16,384円
	若松二島	601円	8,257円
	戸畑	583円	15,798円
	小倉南	1,050円	11,274円
	小倉西	820円	9,181円
	北九州古船場	630円	21,506円
	北九州1	868円	50,828円
	北九州2	868円	16,447円
	北九州3	868円	18,591円
	小倉南曾根	747円	12,469円
	小倉南徳力	1,460円	9,535円
	八幡槻田	458円	7,252円
	北九州八幡2	419円	24,106円
	折尾3	500円	7,250円
	八幡黒崎	496円	22,255円
	八幡上津役	667円	6,008円
	八幡香月別館	846円	8,211円
	福岡東	4,623円	23,091円
	香椎	2,116円	24,636円
	二股瀬	1,043円	25,543円
	和白	1,547円	24,528円
	博多	(略)	19,662円
	土居町	3,117円	26,642円
	福岡南	2,237円	16,720円
	福岡中央2	29,090円	24,464円
	福岡平尾	2,298円	20,563円
	筑紫ヶ丘	1,558円	10,534円
	屋形原	746円	6,706円
	姪浜	1,672円	17,912円
	金武	1,884円	10,205円
	今宿2	1,424円	13,499円
	七隈	2,199円	16,966円
	福岡西新	3,559円	17,905円
	大牟田	286円	9,434円
	久留米	(略)	19,079円
	荒木	499円	33,674円
	御井町	755円	25,213円
	久留米上津	798円	8,886円
	久留米2	819円	18,775円
	直方2	210円	27,236円
	飯塚3	278円	28,022円
	田川	285円	12,721円
	福岡山田	69円	14,758円
	甘木	456円	15,625円
	八女	131円	12,029円
	筑後	337円	19,399円
	福岡大川	638円	17,266円
	行橋2	311円	17,040円
	中間	235円	12,317円
	福岡小郡	612円	21,292円
	二日市	686円	14,220円
	二日市原田	649円	10,020円
	福岡南大野	1,646円	15,426円
	乙金	1,383円	14,400円
	宗像	(略)	8,286円
	日の里	1,312円	6,233円
	前原営業所	371円	32,130円
	宇美	661円	14,510円
	志免	1,530円	13,755円
	古賀新宮	595円	15,899円
	古賀	667円	18,035円
	長者原	2,214円	17,777円
	福岡	428円	19,980円
	福岡芦屋	327円	10,270円
	折尾水巻	321円	7,369円
	折尾海老津	322円	7,107円
	直方鞍手	160円	7,541円
	田主丸	(略)	13,308円
	瀬高	(略)	13,376円
	柳川	279円	16,916円
	苅田	712円	8,455円
	行橋犀川	283円	39,695円
	行橋豊津	375円	27,524円
	門司黒川	377円	15,313円
	若松小島	222円	21,958円
	西谷石原	97円	24,946円
	多々良	815円	13,712円
	早良内野	567円	28,507円
	倉永	265円	30,396円
	善導寺	237円	19,754円
	福岡三国	348円	10,337円
	篠栗	670円	35,426円
	久山	570円	18,191円
	折尾遠賀川	(略)	23,401円
	柳川大和	259円	26,981円
	江浦	256円	28,365円
	西戸崎	453円	17,400円
	北崎	880円	15,711円
	直方小竹	169円	22,278円
	直方宮田	258円	8,142円
	稲築	271円	19,779円
	前原志摩	697円	16,945円
	田主丸吉井	336円	13,724円
	大刀洗	113円	9,676円
	広川	281円	24,069円

	東津野	88円	9,372円
	土佐下田	56円	8,707円
	江川崎	49円	39,746円
	土和	40円	10,395円
	小筑紫	82円	13,172円
	足摺岬	37円	24,269円
	土佐大正	86円	12,926円
	東又	49円	18,555円
	橘風	101円	15,910円
	本山	154円	7,724円
	童串	101円	13,622円
福岡県	門司2	615円	9,451円
	門司恒見	375円	49,000円
	門司大里	942円	13,112円
	福岡若松	624円	27,760円
	若松二島	606円	7,710円
	戸畑	638円	14,619円
	小倉南	1,100円	11,798円
	小倉西	822円	8,465円
	北九州古船場	610円	18,139円
	北九州1	814円	42,138円
	北九州2	1,026円	12,426円
	北九州3	1,026円	22,873円
	小倉南曾根	749円	11,328円
	小倉南徳力	1,547円	9,161円
	八幡槻田	461円	7,244円
	北九州八幡2	440円	22,591円
	折尾3	584円	5,744円
	八幡黒崎	505円	21,118円
	八幡上津役	629円	5,940円
	八幡香月別館	859円	6,282円
	福岡東	4,931円	42,876円
	香椎	2,120円	22,568円
	二股瀬	1,052円	23,258円
	和白	1,654円	18,772円
	博多	(略)	18,109円
	土居町	3,815円	24,367円
	福岡南	2,012円	16,327円
	福岡中央2	28,179円	22,327円
	福岡平尾	4,784円	18,733円
	筑紫ヶ丘	1,560円	9,657円
	屋形原	764円	6,253円
	姪浜	1,676円	17,703円
	金武	1,892円	9,426円
	今宿2	1,963円	12,710円
	七隈	2,122円	15,668円
	福岡西新	3,510円	17,028円
	大牟田	287円	9,304円
	久留米	(略)	17,166円
	荒木	503円	32,088円
	御井町	752円	23,904円
	久留米上津	813円	6,907円
	久留米2	892円	12,620円
	直方2	212円	23,816円
	飯塚3	282円	32,233円
	田川	286円	10,514円
	福岡山田	68円	40,891円
	甘木	463円	13,582円
	八女	130円	9,377円
	筑後	332円	18,036円
	福岡大川	640円	14,759円
	行橋2	308円	14,158円
	中間	230円	11,481円
	福岡小郡	618円	19,768円
	二日市	695円	12,553円
	二日市原田	657円	9,789円
	福岡南大野	1,649円	12,560円
	乙金	1,393円	13,174円
	宗像	(略)	7,888円
	日の里	1,327円	6,791円
	前原営業所	370円	49,742円
	宇美	658円	12,368円
	志免	1,470円	13,079円
	古賀新宮	854円	13,248円
	古賀	634円	14,351円
	長者原	2,195円	15,902円
	福岡	375円	18,180円
	福岡芦屋	338円	9,829円
	折尾水巻	327円	6,860円
	折尾海老津	327円	5,429円
	直方鞍手	164円	7,553円
	田主丸	(略)	14,562円
	瀬高	(略)	11,448円
	柳川	277円	15,787円
	苅田	682円	11,522円
	行橋犀川	298円	30,573円
	行橋豊津	385円	18,850円
	門司黒川	388円	15,574円
	若松小島	228円	39,633円
	西谷石原	110円	21,672円
	多々良	831円	12,942円
	早良内野	562円	45,760円
	倉永	256円	49,124円
	善導寺	250円	16,695円
	福岡三国	353円	7,058円
	篠栗	676円	31,640円
	久山	579円	16,631円
	折尾遠賀川	(略)	25,130円
	柳川大和	249円	17,946円
	江浦	271円	18,431円
	西戸崎	452円	16,311円
	北崎	891円	16,200円
	直方小竹	172円	21,851円
	直方宮田	262円	6,441円
	稲築	275円	15,071円
	前原志摩	696円	15,154円
	田主丸吉井	329円	12,737円
	大刀洗	119円	8,218円
	広川	282円	21,742円

	豊前	402円	8,450円
	津屋崎	336円	15,083円
	宗像玄海	259円	13,005円
	直方若宮	89円	15,040円
	飯塚桂川	198円	22,846円
	飯塚碓井	95円	39,375円
	飯塚大隈	319円	33,800円
	飯塚筑穂	264円	17,789円
	飯塚庄内	241円	12,968円
	杷木	386円	10,674円
	甘木朝倉	204円	12,864円
	夜須	267円	27,135円
	二丈	369円	21,493円
	福吉	161円	12,515円
	芥屋	(略)	14,677円
	浮羽	124円	19,014円
	久留米北野	768円	18,064円
	大木	481円	47,114円
	三潞	357円	9,985円
	黒木	219円	25,708円
	瀬高山川	274円	24,136円
	田川香春	334円	13,122円
	田川添田	188円	17,975円
	田川金田	313円	8,413円
	田川糸田	345円	20,086円
	田川豊前川崎	243円	4,266円
	田川赤池	173円	13,713円
	田川大任	293円	25,672円
	田川油須原	218円	23,657円
	友枝	189円	13,888円
	直方東	293円	24,946円
	福岡大川2	638円	7,845円
	那珂川別	454円	8,100円
	若宮吉川	39円	17,609円
	城島	453円	7,159円
	行橋勝山	(略)	23,724円
	行橋築城	332円	15,168円
	上陽	315円	18,301円
	光友	124円	81,166円
	星野	196円	14,382円
	行橋椎田	255円	10,748円
	八女大洲	168円	11,379円
	福岡矢部	51円	23,477円
佐賀県	高木瀬	603円	28,415円
	唐津	319円	24,658円
	佐賀鳥栖	659円	19,491円
	多久	292円	22,215円
	伊万里	192円	12,711円
	伊万里黒川	127円	17,851円
	武雄	158円	19,659円
	佐賀鹿島	242円	20,965円
	川副南	268円	16,477円
	神埼	388円	21,589円
	基山	401円	24,133円
	小城	356円	33,150円
	牛津	370円	46,627円
	玄海	327円	25,704円
	嬉野電交局舎	415円	16,486円
	有田	329円	22,262円
	蓮池	107円	10,702円
	川久保	91円	11,092円
	唐津山本	338円	27,754円
	唐津鏡	320円	18,208円
	東多久	94円	25,517円
	久原	(略)	9,831円
	波多津	116円	20,754円
	伊万里松浦	67円	15,836円
	大川野	49円	53,854円
	南波多	(略)	14,314円
	諸富	377円	20,849円
	佐賀千代田	548円	20,818円
	鳥栖中原	657円	18,498円
	北茂安	380円	22,979円
	呼子	176円	20,798円
	西有田	242円	24,954円
	武雄北方	463円	28,059円
	佐賀大町	364円	13,463円
	佐賀白石	297円	20,048円
	鹿島塩田	307円	16,084円
	久保田	524円	71,400円
	佐賀大和	433円	10,590円
	江北	346円	15,163円
	佐賀福富	327円	16,505円
	有明	439円	21,978円
	太良	433円	32,873円
	若木	210円	10,462円
	浜崎	377円	12,831円
	武雄山内	162円	16,647円
	三根	540円	15,593円
	入野	232円	18,628円
	西川登	271円	43,088円
	七山	190円	16,124円
	湊	187円	33,562円
	厳木	146円	16,079円
	相知	108円	17,740円
	太良大浦	148円	12,866円
長崎県	浦上	1,322円	36,607円
	新長	1,254円	22,318円
	小ヶ倉	373円	25,688円
	稲佐	1,619円	13,353円

	豊前	404円	30,236円
	津屋崎	345円	13,705円
	宗像玄海	247円	11,715円
	直方若宮	87円	15,998円
	飯塚桂川	194円	23,697円
	飯塚碓井	92円	30,385円
	飯塚大隈	335円	27,527円
	飯塚筑穂	278円	17,524円
	飯塚庄内	243円	14,704円
	杷木	402円	8,882円
	甘木朝倉	196円	10,910円
	夜須	281円	23,578円
	二丈	361円	19,469円
	福吉	165円	11,533円
	芥屋	(略)	14,240円
	浮羽	122円	16,242円
	久留米北野	770円	55,376円
	大木	489円	41,519円
	三潞	358円	7,753円
	黒木	223円	22,493円
	瀬高山川	286円	13,453円
	田川香春	324円	13,324円
	田川添田	199円	17,818円
	田川金田	318円	8,050円
	田川糸田	362円	19,950円
	田川豊前川崎	247円	4,478円
	田川赤池	178円	14,185円
	田川大任	297円	24,613円
	田川油須原	225円	21,387円
	友枝	194円	13,885円
	直方東	300円	40,544円
	福岡大川2	640円	7,382円
	那珂川別	468円	6,518円
	若宮吉川	41円	19,012円
	城島	447円	11,172円
	行橋勝山	(略)	21,270円
	行橋築城	339円	13,591円
	上陽	326円	15,818円
	光友	130円	50,511円
	星野	199円	12,418円
	行橋椎田	274円	9,236円
	八女大洲	172円	9,829円
	福岡矢部	55円	20,675円
	芦辺	223円	24,472円
	壱岐石田	224円	26,892円
	勝本	186円	60,739円
	小船越	143円	12,295円
	小茂田	43円	67,776円
	仁田	139円	35,011円
	対馬佐賀	284円	17,546円
	比田勝	522円	76,421円
	豊玉交換送	300円	22,180円
佐賀県	高木瀬	605円	22,878円
	唐津	326円	22,478円
	佐賀鳥栖	669円	29,271円
	多久	298円	18,402円
	伊万里	197円	9,957円
	伊万里黒川	129円	11,585円
	武雄	162円	18,499円
	佐賀鹿島	247円	19,986円
	川副南	267円	13,939円
	神埼	399円	19,469円
	基山	398円	17,215円
	小城	369円	25,862円
	牛津	375円	34,511円
	玄海	324円	22,656円
	嬉野電交局舎	407円	14,102円
	有田	326円	21,176円
	蓮池	110円	8,574円
	川久保	86円	9,127円
	唐津山本	343円	23,411円
	唐津鏡	321円	15,254円
	東多久	98円	22,283円
	久原	(略)	8,791円
	波多津	129円	18,894円
	伊万里松浦	69円	14,172円
	大川野	47円	49,287円
	南波多	(略)	17,056円
	諸富	368円	18,065円
	佐賀千代田	549円	13,099円
	鳥栖中原	659円	15,899円
	北茂安	387円	20,016円
	呼子	181円	13,306円
	西有田	244円	53,892円
	武雄北方	464円	24,578円
	佐賀大町	369円	11,238円
	佐賀白石	306円	16,393円
	鹿島塩田	315円	13,382円
	久保田	498円	62,554円
	佐賀大和	431円	34,215円
	江北	353円	28,023円
	佐賀福富	344円	14,329円
	有明	445円	18,862円
	太良	449円	73,027円
	若木	212円	9,125円
	浜崎	383円	10,486円
	武雄山内	164円	13,918円
	三根	541円	12,986円
	入野	234円	15,998円
	西川登	267円	30,721円
	七山	194円	14,328円
	湊	186円	28,821円
	厳木	149円	13,288円
	相知	107円	15,098円
	太良大浦	164円	11,272円
長崎県	浦上	1,323円	42,834円
	新長	1,264円	20,444円
	小ヶ倉	378円	63,638円
	稲佐	1,628円	12,847円

	鶴崎松岡	363円	21,581円
	長洲	241円	19,594円
	豊後高田田原	38円	11,582円
	大分賀来	691円	24,004円
	坂ノ市別館	366円	18,215円
	海崎	69円	11,574円
	保戸島	46円	46,283円
	宇佐八幡	206円	10,631円
	山香	242円	9,420円
	大分挾間	278円	17,030円
	大分庄内	222円	19,649円
	佐賀間	114円	18,208円
	幸崎	133円	29,444円
	佐伯弥生	423円	26,988円
	野津	312円	24,641円
	緒方	138円	14,697円
	三重大野	217円	18,224円
	三重千歳	42円	28,233円
	天ヶ瀬	430円	30,979円
	三光	152円	29,478円
	大分野津原	296円	19,738円
	直川	156円	34,356円
	本耶馬溪	251円	25,858円
	院内	(略)	21,618円
	安心院	193円	8,472円
	真玉	90円	17,357円
	国東国見	(略)	25,746円
	国東富来	149円	14,370円
	佐伯鶴見	325円	16,491円
	竹田荻	(略)	13,343円
	日田大山	374円	41,877円
	大分犬飼	214円	18,626円
	大分吉野	47円	15,645円
	安岐	140円	35,286円
	武蔵	292円	14,020円
	宇目	161円	13,712円
	蒲江	169円	36,721円
	耶馬溪下郷	174円	40,802円
	山国	98円	57,130円
	香々地	51円	16,472円
	三重清川	34円	20,994円
	久住	214円	11,861円
	恵良	200円	19,358円
	津江	138円	17,646円
	耶馬溪	201円	20,116円
	合河	129円	37,589円
宮崎県	生目	271円	31,418円
	宮崎大淀	602円	22,006円
	木花	676円	18,794円
	都城	445円	19,482円
	都城荘内	60円	11,226円
	沖水	166円	24,350円
	都城中郷	70円	19,746円
	土々呂	441円	15,944円
	延岡市外	430円	17,273円
	日南	190円	17,753円
	宮崎小林	241円	30,737円
	日向別館	205円	30,726円
	西都	331円	14,232円
	高城	175円	26,758円
	宮崎住吉	510円	13,614円
	柳瀬	271円	37,337円
	宮崎本郷	431円	19,824円
	志和池	71円	23,540円
	大堂津	154円	37,686円
	飫肥	140円	19,384円
	西小林	129円	18,551円
	串間	142円	31,527円
	三財	229円	14,949円
	えびの宮機械	(略)	19,274円
	飯野駅前	144円	26,064円
	清武	670円	64,890円
	宮崎田野	186円	14,712円
	佐土原	276円	16,497円
	西佐土原	210円	16,200円
	日南北郷	276円	18,368円
	日南南郷	189円	35,004円
	三股	(略)	19,054円
	都城高崎	(略)	11,937円
	高原	140円	21,252円
	小林野尻	205円	12,427円
	紙屋	73円	20,301円
	宮崎高岡	163円	18,282円
	国富	239円	53,587円
	綾	154円	43,727円
	高鍋営業所 1	238円	11,995円
	新富	207円	13,421円
	木城	296円	17,497円
	川南	134円	25,735円
	都農	155円	19,545円
	門川	275円	13,667円
	大東	62円	16,093円
	都城山田	137円	18,031円
	高千穂別館	128円	19,662円
	都城高野	59円	24,496円
	美々津	224円	20,139円
	岩脇	171円	16,030円
	真幸	173円	23,091円
	山陰	93円	16,769円
	神門	152円	15,575円
	日向西郷	93円	16,601円
	宇納間	44円	15,176円
	曾木	115円	15,411円
	北川	135円	24,491円
	延岡北浦	311円	32,412円
	宮崎東	721円	66,578円

	鶴崎松岡	364円	22,015円
	長洲	246円	16,897円
	豊後高田田原	39円	10,231円
	大分賀来	692円	21,178円
	坂ノ市別館	372円	15,520円
	海崎	71円	9,376円
	保戸島	68円	78,418円
	宇佐八幡	210円	8,428円
	山香	249円	11,065円
	大分挾間	283円	14,738円
	大分庄内	225円	60,477円
	佐賀間	117円	14,698円
	幸崎	138円	26,901円
	佐伯弥生	432円	26,303円
	野津	313円	22,016円
	緒方	143円	14,918円
	三重大野	227円	15,051円
	三重千歳	41円	16,953円
	天ヶ瀬	456円	28,324円
	三光	155円	17,891円
	大分野津原	300円	19,313円
	直川	162円	30,581円
	本耶馬溪	254円	23,210円
	院内	(略)	20,856円
	安心院	192円	9,370円
	真玉	95円	17,005円
	国東国見	(略)	22,032円
	国東富来	148円	14,693円
	佐伯鶴見	336円	16,115円
	竹田荻	(略)	13,752円
	日田大山	385円	37,595円
	大分犬飼	213円	15,225円
	大分吉野	50円	14,093円
	安岐	144円	19,652円
	武蔵	295円	11,070円
	宇目	157円	12,217円
	蒲江	173円	20,397円
	耶馬溪下郷	176円	36,312円
	山国	100円	37,084円
	香々地	55円	16,542円
	三重清川	33円	18,651円
	久住	227円	10,277円
	恵良	207円	19,751円
	津江	150円	15,326円
	耶馬溪	209円	17,380円
	合河	136円	25,860円
	新畑之瀬	163円	61,298円
	朝地	68円	54,469円
	長湊	82円	15,752円
宮崎県	生目	279円	20,720円
	宮崎大淀	605円	20,504円
	木花	644円	16,879円
	都城	461円	18,288円
	都城荘内	59円	9,133円
	沖水	163円	21,183円
	都城中郷	67円	16,808円
	土々呂	439円	14,007円
	延岡市外	424円	15,630円
	日南	184円	15,241円
	宮崎小林	248円	27,277円
	日向別館	208円	26,994円
	西都	335円	11,905円
	高城	180円	23,164円
	宮崎住吉	511円	11,777円
	柳瀬	270円	33,462円
	宮崎本郷	434円	15,528円
	志和池	74円	34,860円
	大堂津	152円	34,421円
	飫肥	143円	17,074円
	西小林	134円	17,038円
	串間	136円	25,980円
	三財	230円	13,357円
	えびの宮機械	(略)	17,260円
	飯野駅前	132円	16,882円
	清武	673円	70,321円
	宮崎田野	188円	12,393円
	佐土原	269円	13,257円
	西佐土原	203円	14,675円
	日南北郷	279円	16,009円
	日南南郷	198円	24,563円
	三股	(略)	16,010円
	都城高崎	(略)	10,589円
	高原	142円	19,073円
	小林野尻	200円	10,372円
	紙屋	77円	17,409円
	宮崎高岡	164円	12,063円
	国富	238円	49,654円
	綾	155円	51,843円
	高鍋営業所 1	229円	9,673円
	新富	214円	11,030円
	木城	305円	15,576円
	川南	137円	25,498円
	都農	153円	17,434円
	門川	273円	11,744円
	大東	60円	14,658円
	都城山田	144円	15,464円
	高千穂別館	133円	14,904円
	都城高野	61円	22,141円
	美々津	218円	17,807円
	岩脇	163円	14,572円
	真幸	174円	20,549円
	山陰	97円	15,302円
	神門	147円	14,181円
	日向西郷	86円	15,446円
	宇納間	45円	13,935円
	曾木	106円	14,096円
	北川	141円	21,855円
	延岡北浦	227円	21,727円
	宮崎東	764円	52,417円

	青島	227円	38,128円
	都城山之口	127円	13,946円
	日之影	93円	33,469円
	五ヶ瀬	165円	8,923円
	宮崎内海	210円	18,242円
	諸塚	97円	16,807円
	都井	138円	33,970円
鹿児島県	鴨池甲南新館	2,719円	24,449円
	谷山	1,083円	40,467円
	伊敷	983円	21,318円
	原良	3,020円	16,012円
	広木	2,330円	18,205円
	坂之上	1,135円	13,644円
	鹿児島川内	529円	22,060円
	鹿屋	165円	20,502円
	枕崎	188円	16,648円
	名瀬	705円	26,199円
	出水	149円	18,043円
	指宿	287円	17,298円
	加世田	171円	10,034円
	国分	459円	19,841円
	種子島	119円	36,291円
	加治木	499円	25,197円
	帖佐	334円	20,169円
	丸尾	4円	15,998円
	志布志	91円	10,424円
	屋久島	81円	41,141円
	徳之島	199円	25,551円
	鹿児島吉野	335円	18,164円
	鹿児島春日	1,597円	21,303円
	鹿児島大口	256円	16,752円
	隼人	383円	91,877円
	河頭	86円	18,957円
	高須	52円	18,259円
	大始良	65円	16,314円
	鹿屋南	17円	34,283円
	串木野	165円	14,811円
	阿久根	181円	14,037円
	米之津	84円	19,258円
	宮ヶ浜	53円	11,456円
	鹿児島垂水	115円	46,762円
	指宿山川	44円	25,307円
	開聞	61円	17,782円
	知覧	236円	16,977円
	知覧瀬世	21円	12,656円
	加世田川辺	173円	20,573円
	市来	172円	14,577円
	東市来	157円	20,227円
	伊集院	271円	14,986円
	松元	148円	29,183円
	伊集院郡山	256円	60,746円
	金峰	159円	13,920円
	入来	38円	24,678円
	宮之城	96円	30,327円
	高尾野	75円	12,439円
	菱刈	40円	8,986円
	蒲生	92円	13,363円
	十三塚原	61円	13,757円
	加治木横川	83円	47,384円
	栗野	238円	14,228円
	吉松	53円	22,520円
	霧島	48円	10,372円
	岩川	122円	9,461円
	財部	50円	17,201円
	都城末吉	328円	20,750円
	志布志有明	110円	14,163円
	蓬原	77円	20,723円
	志布志大崎	60円	10,362円
	菱田	29円	24,226円
	串良	29円	15,974円
	鹿屋高山	117円	17,355円
	吾平	(略)	18,182円
	大根占	97円	18,697円
	根占	87円	19,350円
	古江	186円	10,626円
	川内東郷	224円	20,402円
	牧ノ原	94円	14,241円
	百引	90円	13,873円
	志布志松山	19円	15,770円
	大根占田代	(略)	15,518円
	川内西方	(略)	13,728円
	城上	54円	15,644円
	高隈	117円	12,603円
	阿久根脇本	89円	15,995円
	阿久根大川	43円	14,567円
	鹿屋新城	35円	16,526円
	牛根	165円	14,525円
	西桜島	175円	38,556円
	喜入	162円	57,053円
	瀬々串	81円	12,793円
	穎娃	100円	11,433円
	石垣	41円	10,017円
	笠沙	56円	14,512円
	加世田大浦	182円	21,076円
	樋脇	50円	14,083円
	市比野	128円	17,088円
	宮野城鶴田	189円	59,234円
	薩摩	115円	11,789円
	祁答院	134円	18,924円
	出水野田	189円	14,447円
	牧園	(略)	19,623円
	細山田	31円	14,763円
	内の浦	176円	20,003円
	佐多	146円	15,355円
	喜界島	248円	47,084円
	鹿児島吉田	138円	13,305円
	伊集院吹上	69円	10,814円

	青島	222円	33,175円
	都城山之口	134円	12,653円
	日之影	96円	31,123円
	五ヶ瀬	171円	8,709円
	宮崎内海	219円	17,537円
	諸塚	98円	32,866円
	都井	137円	21,528円
	市本	115円	19,391円
	南漕	178円	22,681円
鹿児島県	鴨池甲南新館	2,722円	29,066円
	谷山	1,048円	35,491円
	伊敷	986円	20,118円
	原良	2,997円	15,081円
	広木	2,359円	18,280円
	坂之上	1,164円	10,467円
	鹿児島川内	546円	20,425円
	鹿屋	175円	18,011円
	枕崎	183円	15,330円
	名瀬	709円	23,851円
	出水	154円	12,392円
	指宿	291円	14,567円
	加世田	173円	8,253円
	国分	481円	17,032円
	種子島	108円	32,760円
	加治木	510円	28,843円
	帖佐	328円	21,874円
	丸尾	8円	14,332円
	志布志	92円	9,742円
	屋久島	88円	25,920円
	徳之島	181円	28,613円
	鹿児島吉野	353円	16,059円
	鹿児島春日	1,714円	18,855円
	鹿児島大口	253円	14,677円
	隼人	393円	66,840円
	河頭	87円	16,200円
	高須	33円	18,125円
	大始良	64円	16,471円
	鹿屋南	18円	31,882円
	串木野	174円	17,717円
	阿久根	184円	15,519円
	米之津	81円	18,918円
	宮ヶ浜	59円	10,122円
	鹿児島垂水	119円	45,902円
	指宿山川	47円	22,283円
	開聞	62円	15,434円
	知覧	233円	32,392円
	知覧瀬世	23円	10,494円
	加世田川辺	190円	17,318円
	市来	180円	12,280円
	東市来	161円	17,034円
	伊集院	256円	20,176円
	松元	144円	27,186円
	伊集院郡山	235円	34,566円
	金峰	152円	10,697円
	入来	39円	23,851円
	宮之城	97円	28,223円
	高尾野	77円	13,539円
	菱刈	49円	10,106円
	蒲生	93円	12,269円
	十三塚原	59円	13,332円
	加治木横川	69円	44,306円
	栗野	233円	14,736円
	吉松	54円	20,136円
	霧島	44円	12,582円
	岩川	113円	10,006円
	財部	54円	14,745円
	都城末吉	332円	17,604円
	志布志有明	112円	14,995円
	蓬原	72円	20,485円
	志布志大崎	58円	13,875円
	菱田	28円	21,605円
	串良	39円	15,983円
	鹿屋高山	119円	17,950円
	吾平	(略)	18,603円
	大根占	105円	14,303円
	根占	89円	19,548円
	古江	183円	11,078円
	川内東郷	234円	68,966円
	牧ノ原	98円	13,083円
	百引	93円	60,350円
	志布志松山	20円	16,196円
	大根占田代	(略)	16,572円
	川内西方	(略)	14,794円
	城上	55円	15,107円
	高隈	107円	13,496円
	阿久根脇本	94円	16,895円
	阿久根大川	44円	15,848円
	鹿屋新城	39円	17,641円
	牛根	177円	15,876円
	西桜島	182円	35,145円
	喜入	171円	52,813円
	瀬々串	82円	13,751円
	穎娃	102円	9,759円
	石垣	42円	8,017円
	笠沙	57円	11,378円
	加世田大浦	181円	18,494円
	樋脇	46円	61,076円
	市比野	133円	17,470円
	宮野城鶴田	198円	34,146円
	薩摩	134円	57,323円
	祁答院	136円	19,042円
	出水野田	193円	15,115円
	牧園	(略)	19,981円
	細山田	32円	14,808円
	内の浦	147円	24,173円
	佐多	152円	55,497円
	喜界島	254円	50,645円
	鹿児島吉田	140円	14,060円
	伊集院吹上	70円	9,251円

	出水鷹巢	229円	13,815円
	指江	209円	15,177円
	竜郷	(略)	15,393円
	笠利	467円	22,059円
	天城	86円	24,705円
	伊仙	272円	38,000円
	与論島	40円	19,217円
	川内羽島	180円	15,362円
	山門野	134円	13,351円
	瀬戸内	1,073円	27,164円
	知名	154円	23,520円
	木慈	56円	64,760円
	勝能	51円	100,490円
	管鈍	60円	43,990円
	与路島	45円	223,407円
	請島	36円	294,061円
	節子	122円	54,884円
	生見	54円	9,521円
	中種子	196円	40,982円
	南種子	404円	25,145円
	母間	35円	14,056円
	沖之永良部	158円	42,864円
	坊	157円	16,397円
沖縄県	寄宮	1,648円	22,629円
	牧志	1,077円	18,070円
	小祿	1,453円	30,891円
	首里	3,271円	25,214円
	田場	228円	12,791円
	大謝名	835円	16,087円
	普天間	412円	20,018円
	沖縄宮古	323円	26,201円
	八重山	780円	27,881円
	浦添別	1,192円	36,844円
	名護別館	560円	37,569円
	照屋	490円	15,595円
	コザ	809円	41,011円
	胡屋	506円	18,131円
	コザ北谷	1,935円	21,125円
	豊見城	934円	25,590円
	与那原	686円	15,410円
	南風原	1,158円	30,143円
	久辺	89円	67,468円
	嘉手納	1,227円	33,532円
	沖縄石川別	282円	47,784円
	具志川	465円	19,468円
	仲尾次	132円	55,773円
	米須	207円	21,656円
	今帰仁	436円	18,679円
	本部	340円	13,191円
	コザ金武	457円	31,844円
	与那城	354円	12,996円
	読谷	576円	21,238円
	中城	578円	16,266円
	東風平	363円	12,925円
	与那原玉城	113円	20,524円
	佐敷	215円	11,447円
	本部山川	77円	17,994円
	北中城	1,148円	20,455円
	南大東	40円	72,197円
	北大東	28円	73,453円
	久米島	481円	61,072円
	城辺	147円	26,395円
	沖縄上野	94円	35,015円
	平安座	78円	23,844円
	座間味	3円	53,408円
	伊良部	186円	39,878円
	波照間	58円	25,653円
	与那国	182円	139,579円
	国頭別	191円	28,271円

	出水鷹巢	235円	14,743円
	指江	197円	14,812円
	竜郷	(略)	16,172円
	笠利	489円	26,790円
	天城	87円	27,097円
	伊仙	258円	27,676円
	与論島	44円	15,953円
	川内羽島	191円	15,420円
	山門野	126円	14,148円
	瀬戸内	1,082円	28,322円
	知名	153円	27,211円
	木慈	50円	94,261円
	勝能	52円	89,336円
	管鈍	63円	34,968円
	与路島	47円	198,365円
	請島	45円	259,620円
	節子	130円	66,536円
	生見	56円	7,244円
	中種子	158円	37,093円
	南種子	407円	22,474円
	母間	36円	15,921円
	沖之永良部	162円	44,825円
	坊	173円	15,181円
沖縄県	伊集院日吉	48円	15,479円
	現和	57円	21,961円
	国上	57円	27,331円
	早町	25円	31,454円
	寄宮	2,437円	19,383円
	牧志	1,120円	18,337円
	小祿	1,434円	22,192円
	首里	3,324円	24,939円
	田場	238円	9,181円
	大謝名	873円	16,198円
	普天間	418円	22,083円
	沖縄宮古	330円	23,203円
	八重山	758円	19,710円
	浦添別	2,152円	25,761円
	名護別館	570円	36,867円
	照屋	699円	11,153円
	コザ	766円	36,150円
	胡屋	509円	13,686円
	コザ北谷	1,941円	16,761円
	豊見城	932円	22,879円
	与那原	899円	11,074円
	南風原	1,152円	25,857円
	久辺	90円	58,087円
	嘉手納	1,240円	30,557円
	沖縄石川別	330円	23,757円
	具志川	472円	15,692円
	仲尾次	131円	29,942円
	米須	213円	48,176円
	今帰仁	428円	17,640円
	本部	317円	9,987円
	コザ金武	470円	28,864円
	与那城	347円	8,843円
	読谷	585円	17,412円
	中城	582円	12,909円
	東風平	380円	12,142円
	与那原玉城	118円	34,688円
	佐敷	211円	11,253円
	本部山川	70円	17,370円
	北中城	1,145円	16,776円
	南大東	42円	59,419円
	北大東	27円	62,216円
	久米島	515円	60,203円
	城辺	158円	24,231円
	沖縄上野	96円	29,755円
	平安座	77円	20,094円
	座間味	1円	35,834円
	伊良部	188円	26,239円
	波照間	59円	21,155円
	与那国	188円	122,684円
	国頭別	198円	23,518円
	伊江	476円	66,780円
	伊星名	64円	23,729円
	伊平屋	45円	63,942円
	多良間	127円	29,111円

- 第2　　とう道又は管路に係る負担額
（略）
1　（略）
2　　とう道又は管路に係る料金額
2－1　　とう道に係る料金額

適用する行政区域		1メートルごとに年額
内容		
富山県		27,993円
石川県		28,792円
福井県		23,874円
岐阜県		25,614円
静岡県		39,662円
愛知県		39,836円
三重県		28,728円
滋賀県		29,737円
京都府		30,490円
大阪府		47,628円
兵庫県		43,326円
奈良県		27,610円
和歌山県		15,512円
鳥取県		50,344円
島根県		20,922円
岡山県		47,672円
広島県		47,898円
山口県		30,337円
徳島県		52,993円
香川県		36,099円
愛媛県		40,661円
高知県		26,952円
福岡県		47,484円
佐賀県		16,464円
長崎県		14,639円
熊本県		28,449円
大分県		36,036円
宮崎県		30,011円
鹿児島県		35,543円
沖縄県		31,822円

2－2　　管路に係る料金額

適用する行政区域		1条あたり1メートルごとに年額
内容		
富山県		126円
石川県		129円
福井県		134円
岐阜県		154円
静岡県		164円
愛知県		163円
三重県		154円
滋賀県		154円
京都府		223円
大阪府		188円
兵庫県		209円
奈良県		178円
和歌山県		208円
鳥取県		139円
島根県		155円
岡山県		141円
広島県		161円
山口県		135円
徳島県		160円
香川県		161円
愛媛県		145円
高知県		133円
福岡県		184円
佐賀県		143円
長崎県		125円
熊本県		196円
大分県		174円
宮崎県		124円
鹿児島県		151円
沖縄県		169円

- 第3　　電柱に係る負担額
電柱に係る負担額は、1使用箇所数ごとに年額716円とします。

- 第4表　光信号引込等設備に係る負担額
第1　光信号引込等設備の維持等に係る負担額
1　（略）
2　負担額

区分				単位	料金額	備考
(1) 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額	(7) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）が設置されているもの		1 光信号引込等設備ごとに月額	486円	――
		(4) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）が設置されていないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	491円	
			② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	485円	
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額			1 光信号引込等設備ごとに月額	62円	――

- 第2　　とう道又は管路に係る負担額
（略）
1　（略）
2　　とう道又は管路に係る料金額
2－1　　とう道に係る料金額

適用する行政区域		1メートルごとに年額
内容		
富山県		38,138円
石川県		41,911円
福井県		32,728円
岐阜県		34,830円
静岡県		56,558円
愛知県		57,683円
三重県		39,273円
滋賀県		44,559円
京都府		43,052円
大阪府		68,579円
兵庫県		61,576円
奈良県		39,228円
和歌山県		20,937円
鳥取県		76,846円
島根県		29,869円
岡山県		68,568円
広島県		66,142円
山口県		42,156円
徳島県		76,077円
香川県		50,784円
愛媛県		59,762円
高知県		35,904円
福岡県		66,976円
佐賀県		22,952円
長崎県		20,707円
熊本県		40,800円
大分県		55,105円
宮崎県		43,001円
鹿児島県		57,467円
沖縄県		34,254円

2－2　　管路に係る料金額

適用する行政区域		1条あたり1メートルごとに年額
内容		
富山県		174円
石川県		180円
福井県		188円
岐阜県		218円
静岡県		239円
愛知県		234円
三重県		214円
滋賀県		226円
京都府		314円
大阪府		272円
兵庫県		299円
奈良県		255円
和歌山県		288円
鳥取県		208円
島根県		217円
岡山県		203円
広島県		221円
山口県		184円
徳島県		226円
香川県		219円
愛媛県		204円
高知県		183円
福岡県		264円
佐賀県		205円
長崎県		176円
熊本県		259円
大分県		250円
宮崎県		173円
鹿児島県		232円
沖縄県		185円

- 第3　　電柱に係る負担額
電柱に係る負担額は、1使用箇所数ごとに年額737円とします。

- 第4表　光信号引込等設備に係る負担額
第1　光信号引込等設備の維持等に係る負担額
1　（略）
2　負担額

区分				単位	料金額	備考
(1) 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額	(7) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）が設置されているもの		1 光信号引込等設備ごとに月額	468円	――
		(4) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）が設置されていないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	473円	
			② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	467円	
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額			1 光信号引込等設備ごとに月額	77円	――

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

(1) (略)

未償却残高＝{（光信号引込等設備の取得固定資産価額（22,861円）－光信号引込等設備の残存価額）×光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率＋光信号引込等設備の残存価額}

×（1＋貸倒率）

ア～イ (略)

(2) (略)

1 光信号引込等設備ごとに

区分	内容
ア 光信号引込等設備を撤去する場合	15,709円
イ 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	284円

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

(1) (略)

未償却残高＝{（光信号引込等設備の取得固定資産価額（22,685円）－光信号引込等設備の残存価額）×光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率＋光信号引込等設備の残存価額}

×（1＋貸倒率）

ア～イ (略)

(2) (略)

1 光信号引込等設備ごとに

区分	内容
ア 光信号引込等設備を撤去する場合	16,343円
イ 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	297円

別表 4 違約金

第 2 光信号端末回線の接続の手続きに係る違約金

区分	違約金の額
接続申込者が、第78 条の 2（一般光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手続きに係る違約金）第 2 項に規定する接続の申込みの撤回を行った場合の違約金	(1)～(3)（略） ――

第 3 光信号局内伝送路の接続の手続きに係る違約金

区分	違約金の額
接続申込者が、第78 条の 2（一般光信号中継回線、光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手続きに係る違約金）第 3 項に規定する接続の申込みの撤回を行った場合の違約金	(1)～(3)（略） ――

第 4～第 5（略）

第 6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区分	違約金の額	
接続申込者が、第34条の13（複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い）第 4 項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から 1 年を経過する日までに、接続を終了した場合	接続を終了した日（以下、この表において「終了日」といいます。）から、接続を開始して 1 年が経過する日までの期間に対応する、料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料） 2（料金額） 2－1－1－1 第 6 欄イ欄又は 2－1－1－2 第 2 欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2－1－1－1 第 6 欄イ欄又は 2－1－1－2 第 2 欄イ欄から 2－1－1－1 の 2 又は 2－1－1－2 の 2 を減じた額（以下、この表において「低減額」といいます。）及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息（0.42%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。）を加算した額
	(2)～(3)（略）	(略)

別表 5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区分	単位	精算額	備考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1 回線ごとに	1,944円	――

別表 4 違約金

第 2 光信号端末回線の接続の手続きに係る違約金

区分	違約金の額
接続申込者が、第78 条の 2（一般光信号中継回線、光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手続きに係る違約金）第 2 項に規定する接続の申込みの撤回を行った場合の違約金	(1)～(3)（略） ――

第 3 光信号局内伝送路の接続の手続きに係る違約金

区分	違約金の額
接続申込者が、第78 条の 2（一般光信号中継回線、光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続の手続きに係る違約金）第 3 項に規定する接続の申込みの撤回を行った場合の違約金	(1)～(3)（略） ――

第 4～第 5（略）

第 6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区分	違約金の額	
接続申込者が、第34条の13（複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い）第 4 項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	(1) 協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から 1 年を経過する日までに、接続を終了した場合	接続を終了した日（以下、この表において「終了日」といいます。）から、接続を開始して 1 年が経過する日までの期間に対応する、料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料） 2（料金額） 2－1－1－1 第 6 欄イ欄又は 2－1－1－2 第 2 欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2－1－1－1 第 6 欄イ欄又は 2－1－1－2 第 2 欄イ欄から 2－1－1－1 の 2 又は 2－1－1－2 の 2 を減じた額（以下、この表において「低減額」といいます。）及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息（0.36%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。）を加算した額
	(2)～(3)（略）	(略)

別表 5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区分	単位	精算額	備考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1 回線ごとに	1,877円	――

附 則（平成30年 6 月15日西設相制第 2 号）

1 ～ 2

（ルーティング伝送機能に係る経過措置）

3 （略）

区 分			単 位	料金額	備 考
特別収容局 ルータ接続 ルーティン グ伝送機能	第 5 条（標準的な接続箇所） 第 1 項の表中第 8 欄のうち 特別 収容局ルータで接続 し、 I P 通信網を利用した 交換及び伝送を行う機能	A T Mインタフェ ースにより符号伝 送が可能なもの	1 ポート ごとに月 額	124, 546 円	_____

附 則（令和元年 6 月25日西設相制第 6 号）

1 ～ 2

（ルーティング伝送機能に係る経過措置）

3 （略）

区 分			単 位	料金額	備 考
特別収容局 ルータ接続 ルーティン グ伝送機能	第 5 条（標準的な接続箇所） 第 1 項の表中第 8 欄のうち 特別 収容局ルータで接続 し、 I P 通信網を利用した 交換及び伝送を行う機能	I S D N一次群速 度ユーザ・網インタ フェースにより符 号伝送が可能なも の	1 ポート ごとに月 額	7, 606 円	_____

附 則（令和 3 年 6 月 2 日西設相制第 000216 号）

1 ～ 5 （略）

（接続料金等の実績に基づく精算用料金）

6 第 74 条の 2（手続費の実績に基づく精算）の規定により精算を行う令和元度の精算用料金は以下のとおり
です。

区 分		単 位		料金額	備考
みなし契約者に関する宛名 情報提供手続費		1 件ごとに		29. 32 円	_____
優先接続受付手続費		1 変更ごとに		81 円	_____
光回線設備線路条件 調査費	ウ欄	(7) _____	1 番号又は 1 住所ごとの 1	0. 04 円	_____
		(1) _____	成功検索ごと に	0. 01 円	_____
光配線区域情報調査 費	ア欄	1 通信用建物ごとに		24, 021 円	_____
	イ欄	1 通信用建物ごとに		7, 892 円	_____
ルーティング番号登 録工事等受付手続費	ア欄	1 件ごとに		49 円	_____
	イ欄	1 件ごとに		77 円	_____

附 則（平成30年 6 月15日西設相制第 2 号）

1 ～ 2

（ルーティング伝送機能に係る経過措置）

3 （略）

区 分			単 位	料金額	備 考
特別収容局 ルータ接続 ルーティン グ伝送機能	第 5 条（標準的な接続箇所） 第 1 項の表中第 8 欄のうち 特別 収容局ルータで接続 し、 I P 通信網を利用した 交換及び伝送を行う機能	A T Mインタフェ ースにより符号伝 送が可能なもの	1 ポート ごとに月 額	62, 860 円	_____

附 則（令和元年 6 月25日西設相制第 6 号）

1 ～ 2

（ルーティング伝送機能に係る経過措置）

3 （略）

区 分			単 位	料金額	備 考
特別収容局 ルータ接続 ルーティン グ伝送機能	第 5 条（標準的な接続箇所） 第 1 項の表中第 8 欄のうち 特別 収容局ルータで接続 し、 I P 通信網を利用した 交換及び伝送を行う機能	I S D N一次群速 度ユーザ・網インタ フェースにより符 号伝送が可能なも の	1 ポート ごとに月 額	6, 476 円	_____

附 則（令和 3 年 6 月 2 日西設相制第 000216 号）

1 ～ 5 （略）

同一番号移転可否情報調査費	ア欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに	745 円	_____
	イ欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに	277 円	_____

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施し、この改正規定のうち、第3条（用語の定義）、料金表に定める接続料、別表4の違約金の額、別表5の精算額、附則（平成30年6月15日西設相制第2号）の料金額及び附則（令和元年6月25日西設相制第6号）の料金額については令和4年4月1日より適用します。また、令和4年4月1日を超えて認可を受けた場合は、第3条（用語の定義）、料金表に定める接続料、別表4の違約金の額、別表5の精算額、附則（平成30年6月15日西設相制第2号）の料金額及び附則（令和元年6月25日西設相制第6号）の料金額については、令和4年4月1日に遡及して適用します。ただし、料金表第1表第1（網使用料）1（適用）第8欄及び第13欄並びに2（料金額）2－4（中継系交換機能）第4欄イ(7)②欄については、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。

(接続料金等の実績に基づく精算用料金)

2 第74条の2（手続費の実績に基づく精算）の規定により精算を行う令和2年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分		単 位		料金額	備考
みなし契約者に関する宛名情報提供手続費		1 件ごとに		32.42 円	_____
優先接続受付手続費		1 変更ごとに		121 円	_____
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(7) _____	1 番号又は 1 住所ごとの 1 成功検索ごとに	0.04 円	_____
		(イ) _____	に	0.01 円	_____
光配線区域情報調査費	ア欄	1 通信用建物ごとに		22,471 円	_____
	イ欄	1 通信用建物ごとに		7,215 円	_____
ルーティング番号登録工事等受付手続費	ア(イ)欄	1 件ごとに		55 円	_____
	イ欄	1 件ごとに		89 円	_____
同一番号移転可否情報調査費	ア欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに		744 円	_____
	イ欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに		289 円	_____